官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔規　則〕
○人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則（人事院九―二四―二四）　二
○人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則（同九―五五―一五八）　六
○国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則（国家公安委一八）　七
〔法規的告示〕
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件の一部を改正する件（農林水産・環境五）　三
○環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件の一部を改正する件（環境四一）　三
○特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件の一部を改正する件（同四二）　一四
〔その他告示〕
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件（総務三二三）　一四
○政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二四）　一六
○政治資金規正法の規定による政治団体の解散等の届出があったので公表する件（同三二五）　一八
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件（同三二六）　二三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件（同三二七）　二三
○政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消及び資金管理団体でなくなった旨の届出があったので公表する件（同三二八）　二三
○アメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が決定された件（防衛二二九）　二五
○道路に関する件（関東地方整備局二〇六～二〇八）　二五
○道路に関する件（中国地方整備局八三～八九）　二六
○道路に関する件（九州地方整備局八八）　二六
○道路に関する件（北海道開発局六一、六二）　二六
〔官庁報告〕
官庁事項
人事院規則二―四（人事院の職員に対する権限の委任）第二項の規定に基づき、昭和三十八年人事院公示第五号の一部改正に関し、決定した件（人事院公示二六）　二七
東北地方整備局公示（東北地方整備局）　二九
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　二九
中部地方整備局公示（中部地方整備局）　三一
近畿地方整備局公示（近畿地方整備局）　三一
中国地方整備局公示（中国地方整備局）　三一
四国地方整備局公示（四国地方整備局）　三三
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　三三
北海道開発局公示（北海道開発局）　三三
国家試験
診療放射線技師国家試験の施行（厚生労働省）　三四
臨床検査技師国家試験の施行（同）　三五
理学療法士国家試験の施行（同）　三七
作業療法士国家試験の施行（同）　三八
視能訓練士国家試験の施行（同）　四〇
あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行（同）　四一
はり師国家試験の施行（同）　四三
きゅう師国家試験の施行（同）　四三
臨床工学技士国家試験の施行（同）　四四
義肢装具士国家試験の施行（同）　四五
柔道整復師国家試験の施行（同）　四六
歯科衛生士国家試験の施行（同）　四七
歯科技工士国家試験の施行（同）　四七
言語聴覚士国家試験の施行（同）　四八
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　五〇
特殊法人等
令和七事業年度独立行政法人水資源機構の財務諸表、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構車両制限令第三条第四項の規定による道路の指定関係　五六
地方公共団体
解散命令、教育職員免許状失効、無縁墳墓等改葬関係　六七
会社その他
会社決算公告　六八
九

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―二四（通勤手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年九月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―二四―二四

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―二四（通勤手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（自動車等使用者に係る通勤手当の額） **第八条の二**　（略） （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第十二条**　（略） ２　（略） ３　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十九条第一項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （支給日等） **第十九条**　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第七項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。 ２　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。 一　職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた日がその日の属する月の俸給の支給定日以後となる場合	（自動車等使用者の支給額） **第八条の二**　（略） （新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当の額の算出の基準） **第十二条**　（略） ２　（略） ３　第八条（第一項第三号を除く。）の規定は、給与法第十二条第三項第一号に規定する特別料金等相当額（第十九条第四項において「特別料金等相当額」という。）の算出について準用する。この場合において、第八条第一項中「普通交通機関等の」とあるのは「新幹線鉄道等の」と、同項第一号及び第二号中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と、同項第二号中「運賃等」とあるのは「特別料金等」と、同条第二項中「普通交通機関等」とあるのは「新幹線鉄道等」と読み替えるものとする。 （支給日等） **第十九条**　通勤手当は、支給単位期間（第四項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下この条、第二十一条第二項第二号及び第二十四条において「支給単位期間等」という。）に係る最初の月の俸給の支給定日（その月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日。以下この条において「支給日」という。）に支給する。ただし、支給日までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。 ２　支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。 （新設）

二　職員に通勤手当の額を変更すべき事実が生ずるに至つた日がその日の属する月の俸給の支給定日以後となる場合（次条第二項第二号又は第三号ロに掲げる場合に該当して支給額を改定する場合を除く。）

3　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める日は、俸給の支給定日（その日の属する月が俸給の月額の半額ずつを月二回に支給する月である場合にあつては、先の俸給の支給定日）とする。

4　給与法第十二条第七項の規定により通勤手当を支給する日（以下この条において「支給日」という。）までに第三条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、通勤手当を当該通勤手当の支給日に支給することができないときは、当該支給日後に支給することができるものとする。

5　支給単位期間（第一項に規定する通勤手当に係るものを除く。）又は同項に定める期間（以下「支給単位期間等」という。）に係る通勤手当の支給日前において離職（職員が離職の日又はその翌日（当該翌日が行政機関の休日に関する法律（昭和六十三年法律第九十一号）第一条第一項に規定する行政機関の休日に当たるときは、当該翌日後において当該翌日に最も近い行政機関の休日でない日を含む。）に新たに俸給表の適用を受けることとなる場合の離職を除く。以下同じ。）をし、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給するものとする。

6　職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月（第二項各号に掲げる場合に該当する場合にあつては、当該月又はその翌月）であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、次の各号に掲げる支給単位期間等の区分に応じ、当該各号に定める俸給の支給義務者において支給するものとする。

一　職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つたことにより支給が開始され、又は次条第二項第一号若しくは第三号イに掲げる場合に該当して支給額が改定された通勤手当に係る支給単位期間等　当該開始又は改定に係る事実の生じた日において職員が所属する俸給の支給義務者

二　前号に掲げるもの以外の支給単位期間等　当該支給単位期間等に係る最初の月の初日に職員が所属する俸給の支給義務者

7　前項の規定により職員が異動前に所属していた俸給の支給義務者が通勤手当を支給する場合であつて、当該異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、当該通勤手当をその際支給するものとする。

（新設）

3　職員がその所属する俸給の支給義務者を異にして異動した場合であつて、その異動した日が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する俸給の支給義務者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4　給与法第十二条第七項の人事院規則で定める通勤手当は、一箇月当たりの運賃等相当額等（第八条の四第三号に掲げる職員に係るものを除く。）、給与法第十二条第二項第二号に定める額（第八条の四第二号に掲げる職員に係るものを除く。）、特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が二以上ある場合においては、その合計額）及び給与法第十二条第五項第一号に定める額の合計額（第二十一条第二項において「一箇月当たりの通勤手当算出基礎額」という。）が十五万円を超えるときにおける通勤手当とし、給与法第十二条第七項の人事院規則で定める期間は、その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間とする。

（新設）

（新設）

（支給の始期及び終期等）

第二十条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月から行うものとする。

2　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める月から支給額を改定する。

一　通勤手当の額を増額して改定する場合（第三号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月（当該改定に係る第三条の規定による届出が、当該事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月）

二　通勤手当の額を減額して改定する場合又は改定前の通勤手当の額と改定後の通勤手当の額が同額である場合（次号に掲げる場合を除く。）　通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

三　月の初日から末日までの期間に職員に通勤手当の額を変更すべき事実の生じた日が二以上ある場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める月

イ　通勤手当の額を増額して改定する場合に相当するものとして人事院が定める場合　人事院の定める月

ロ　イに掲げる場合以外の場合　これらの事実の生じた日の属する月の翌月

3　前項第三号イに掲げる場合における同号イに定める月の支給額は、人事院が定める。

（返納の事由及び額等）

第二十一条　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係る通勤手当にあつては、返納させるものとして取り扱うことが適当でない場合として人事院が定める場合に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一～四　（略）

2　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（支給の始期及び終期）

第二十条　通勤手当の支給は、職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至つた場合においてはその日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が同項の職員たる要件を欠くに至つた場合においてはその事実の生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもつて終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、第三条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2　通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至つた場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

（新設）

（新設）

（新設）

（返納の事由及び額等）

第二十一条　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める事由は、通勤手当（一箇月の支給単位期間に係るものを除く。）を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

一～四　（略）

2　給与法第十二条第八項の人事院規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円以下であつた場合　次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ　ロに掲げる場合以外の場合　前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び

(1)に掲げる場合以外の場合	前項第二号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る普通交通機関等又は新幹線鉄道等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等）、同項第一号、第三号又は第四号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用する全ての普通交通機関等及び新幹線鉄道等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等及び特別料金等の払戻しを、人事院の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）
(2)前項第二号に掲げる事由が生じ、前条第二項第一号又は第三号イに掲げる場合に該当した場合であつて、当該事由が生じた日の属する月が前項第二号の改定前の通勤手当の額に係る支給単位期間に係る最初の月であるとき	既に支給された通勤手当のうち、同号の改定前の当該事由に係る普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等又は駐車場等（同号の改定後に一箇月当たりの通勤手当算出基礎額が十五万円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての普通交通機関等、新幹線鉄道等、自動車等及び駐車場等）に係る通勤手当の額
ロ　（略）	（新設）
二　（略）	二　（略）

3　給与法第十二条第八項の規定により職員に前項に定める額を返納させる場合において、返納に係る通勤手当の俸給の支給義務者と事由発生月（前項第一号イ(2)に掲げる場合に該当する場合にあつては、人事院の定める月）の翌月以降に支給される給与の俸給の支給義務者が同一であるときは、人事院の定めるところにより当該給与から当該額を差し引くことができる。

（支給単位期間）

第二十二条　（略）

第二十三条　（略）

2　月の中途において派遣等となつた場合又は出張、休暇、欠勤その他の事由により月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合には、支給単位期間は、その後復職し、若しくは職務に復帰した日の属する月又は再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

（削る）

3　出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合（前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。）には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

附　則

（施行期日）

第一条　この規則は、令和八年十月一日から施行する。

（支給単位期間等の開始に関する経過措置）

第二条　令和八年九月二日から同月三十日までの間（以下「特定期間」という。）に職員に新たに給与法第十二条第一項の職員たる要件が具備されるに至った場合若しくは通勤手当を受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合又は職員がこの規則による改正前の規則九―二四第二十三条第二項に規定する場合（同条第三項に規定する場合に該当しているときを除く。）に該当し、特定期間に復職し、若しくは職務に復帰した場合の通勤手当に係るこの規則による改正後の規則九―二四第十九条第五項に規定する支給単位期間等は、同年十月から開始するものとする。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和八年九月一日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―五五―一五八

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―五五（特地勤務手当等）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本県	八代市泉町椎原一の二	熊本南部森林管理署五家荘森林事務所	二級地	二級地
	阿蘇郡産山村大字山鹿二〇八四の五	北部九州土地改良調査管理事務所大野川支所		
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

改正前

別表第一（第一条―第四条関係）

一　一年を通じて特地勤務手当が支給される特地官署

都道府県	所在地	官署	級別区分（冬期以外の期間）	級別区分（冬期）
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）
熊本県	八代市泉町椎原一の二（新設）	熊本南部森林管理署五家荘森林事務所（新設）	二級地	二級地
（略）	（略）	（略）	（略）	（略）

備考　（略）

二　（略）

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―五五別表第一の一の表熊本県の項の規定は、令和八年四月八日から適用する。

○国家公安委員会規則第十八号

警察法施行令（昭和二十九年政令第百五十一号）第十三条第一項の規定に基づき、国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年九月一日

国家公安委員会委員長　赤間　二郎

国家公安委員会行政文書管理規則の一部を改正する規則

国家公安委員会行政文書管理規則（平成二十三年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（行政文書の作成等） **第八条**　［略］ ２　別表の第二欄に掲げる事項に係る行政文書を作成するに当たっては、同表の第三欄に掲げる業務の区分に応じそれぞれ同表の第七欄に掲げる具体例を参酌するものとする。 ３　別表の第二欄に掲げる事項に係る行政文書を作成するに当たっては、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（第七項において「打合せ等」という。）の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ４　別表の第二欄に掲げる事項に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務（軽微なものを除く。）の記録が、保存期間が満了したときには原則として国立公文書館に移管するものとして作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ［５～９　略］ （行政文書の保存期間） **第十一条**　総括文書管理者は、別表の第二欄に掲げる事項に応じそれぞれ同表の第五欄に定める保存期間を参酌し、保存期間表を定め、又はこれを改定するとともに、これを公表しなければならない。 ［２～９　略］ （保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表の第二欄に掲げる事項に応じそれぞれ同表の第六欄に定める保存期間満了時の措置を参酌し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。 ［２～４　略］ ［別表を削る。］	（行政文書の作成等） **第八条**　［同上］ ２　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、当該業務の区分に応じそれぞれ同表の第三欄に定める行政文書の類型を参酌するものとする。 ３　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、政策立案や事務及び事業の実施の方針等に影響を及ぼす打合せ等（以下「打合せ等」という。）の記録が、作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ４　別表第一の第二欄に掲げる業務に係る行政文書を作成するに当たっては、歴史的緊急事態（国家及び社会として記録を共有すべき歴史的に重要な政策事項であって、社会的な影響が大きく政府全体として対応し、その教訓が将来に生かされるようなもののうち、国民の生命、身体及び財産に大規模かつ重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある緊急事態をいう。）に対応するために行われた業務（軽微なものを除く。）の記録が、保存期間が満了したときには原則として国立公文書館に移管するものとして作成しなければならない行政文書に含まれることに留意するものとする。 ［５～９　同上］ （行政文書の保存期間） **第十一条**　総括文書管理者は、別表第一の第三欄に掲げる行政文書の類型に応じそれぞれ同表の第四欄に定める保存期間を参酌し、保存期間表を定め、又はこれを改定するとともに、これを公表しなければならない。 ［２～９　同上］ （保存期間が満了したときの措置） **第十二条**　文書管理者は、行政文書ファイル等について、別表第二の中欄に掲げる業務の区分に応じそれぞれ同表の下欄に定める保存期間満了後の措置を参酌し、保存期間の満了前のできる限り早い時期に、保存期間が満了したときの措置を定めなければならない。 ［２～４　同上］

別表第一（第八条、第十一条関係）

事項	業務	行政文書の類型	保存期間
公安委員会の決定又は了解及びその経緯	会議	公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）	二十年
	監察の指示	警察法第十二条の二に規定する事務に関する行政文書	五年

［別表を削る。］

決定、申合せ等			公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する文書	二十年（公安委員会の運営に関する定めに係る行政文書ファイル等でその内容に重要性がないと認められるものにあっては、三十年）
苦情の申出等			警察法第七十九条第二項の規定による苦情の申出及びその対応に関する行政文書	当該苦情の対応が終了する日に係る特定日以後五年
意見、要望等			公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等及びその対応に関する行政文書	当該意見、要望等の対応が終了する日に係る特定日以後一年
文書管理に関する事項	文書管理	行政文書ファイル管理簿		無期限
		移管・廃棄簿		二十年

備考　この表において「特定日」とは、第十一条第九項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の四月一日（当該確定することとなる日から一年以内の日であって、四月一日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）をいう。

別表第二（第十二条関係）

事項	業務		保存期間満了後の措置
公安委員会の決定又は了解及びその経緯	会議		移管
	監察の指示		移管
	決定、申合せ等	移管（公安委員会の運営に関する定めに係る行政文書ファイル等でその内容に重要性がないと認められるものにあっては、廃棄）	
	苦情の申出等	移管（その内容に重要性がないと認められるものにあっては、廃棄）	
	意見、要望等	廃棄	
文書管理に関する事項	文書管理		廃棄（移管・廃棄簿にあっては、移管）

別表（第八条、第十一条、第十二条関係）

番号	事項（業務類型）	業務の区分（業務プロセス）	令別表の該当項	保存期間	保存期間満了時の措置	具体例（例にかかわらず、合理的な跡付け又は検証に必要十分な文書の作成・保存が必要）
BB　国家公安委員会の決定又は了解及びその経緯						
BB001t	公安委員会の開催	(1)会議の結果等	七の項ロ及びハ	20年	移管	公安委員会の会議録（公安委員会の会議に提出された行政文書であって、公安委員会が会議録と併せて保有することが必要と認めたものを含む。）
BB002t	警察法第十二条の二に規定する監察の指示等	(1)指示等		５年	移管	警察法第十二条の二に規定する事務に関する行政文書

［別表を加える。］

BB003t	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定のうち、重要性が認められるもの	(1)決定、申合せ等		20年	移管	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定に関する文書
BB003d	公安委員会の運営に関する定めその他公安委員会の委員長又は委員の作成に係る公安委員会の意思決定（BB003tに掲げるものを除く。）	(1)決定、申合せ等		30年	廃棄	BB003tに同じ
BB004t	警察法第七十九条第二項の規定による苦情のうち、その内容に重要性が認められるもの	(1)受理		当該苦情の対応が終了する日に係る特定日以後５年	移管	苦情受理票、苦情申出書その他苦情に関係する資料
		(2)処理				苦情の処理に関する文書
		(3)通知				処理結果の通知文書

BB004d	警察法第七十九条第二項の規定による苦情（BB004tに掲げるものを除く。）	(1)受理		当該苦情の対応が終了する日に係る特定日以後５年	廃棄	BB004tに同じ
		(2)処理				
		(3)通知				
BB005d	公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見、要望等	(1)受理		当該意見、要望等の対応が終了する日に係る特定日以後１年	廃棄	公安委員会又は公安委員会の委員長若しくは委員宛ての意見又は要望
		(2)処理				・回答方針 ・処理方針
F　その他の事項						
F033d	保存期間表及び行政文書ファイル管理簿	(1)作成・整理・保存	三十の項	常用	廃棄	・保存期間表 ・行政文書ファイル管理簿
F036t	行政文書の移管・廃棄の記録	(1)移管・廃棄	三十三の項	20年	移管	移管・廃棄簿

備考　この表において「特定日」とは、第十一条第九項の保存期間が確定することとなる日の属する年度の翌年度の４月１日（当該確定することとなる日から１年以内の日であって、４月１日以外の日を特定日とすることが行政文書の適切な管理に資すると文書管理者が認める場合にあっては、その日）をいう。

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

１　この規則は、令和九年四月一日から施行する。

２　国家公安委員会行政文書管理規則（以下この項において「文書規則」という。）第十一条第五項に規定する文書作成取得日がこの規則の施行の日前である文書規則第二条第一項に規定する行政文書及び文書規則第十一条第七項に規定するファイル作成日がこの規則の施行の日前である文書規則第二条第二項に規定する行政文書ファイルの保存期間満了時の措置については、なお従前の例による。

法規的告示

○農林水産省・環境省告示第五号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年農林水産省・環境省令第七号）の施行に伴い、及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年農林水産省・環境省令第二号）第二条第十四号の規定に基づき、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣及び農林水産大臣が定める動物及び運搬に係る要件（令和五年九月農林水産省・環境省告示第五号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から適用する。

令和八年九月一日

農林水産大臣　鈴木　憲和
環境大臣　石原　宏高

題名中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に改める。

○環境省告示第四十一号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則（平成十七年環境省・農林水産省令第二号）第五条第二項、第七条第一号及び第二号並びに第八条第二号及び第四号の規定に基づき、環境大臣が所掌する特定外来生物に係る特定飼養等施設の基準の細目等を定める件（平成十七年五月環境省告示第四十二号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から適用する。

令和八年九月一日

環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等） **第二条**　規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一～十五　（略） 十六　*Acheilognathus macropterus*（オオタナゴ）、*Tachysurus fulvidraco*（コウライギギ）、*Ameiurus nebulosus*（ブラウンブルヘッド）、*Pylodictis olivaris*（フラットヘッドキャットフィッシュ）、*Silurus glanis*（ヨーロッパナマズ）、かわかます科全種、*Gambusia holbrooki*（ガンブスィア・ホルブロオキ）、*Lepomis*属（ブルーギル属）のうち*Lepomis macrochirus*以外のもの、*Neogobius melanostomus*（ラウンドゴビー）、*Lates niloticus*（ナイルパーチ）、*Morone americana*（ホワイトパーチ）、*Macquaria ambigua*（ゴールデンパーチ）、*Gymnocephalus cernua*（ラッフ）、*Perca fluviatilis*（ヨーロピアンパーチ）、*Sander lucioperca*（パイクパーチ）、*Coreoperca*属（オヤニラミ属）に属する種のうち*Coreoperca kawamebari*（オヤニラミ）以外のもの、*Siniperca chuatsi*（ケツギョ）及び*Siniperca scherzeri*（コウライケツギョ）、かわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物並びに*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する種が*Lepomis*属（ブルーギル属）に属する他の種と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。） イ～ホ　（略）	（特定外来生物の種類ごとの基準の細目等） **第二条**　規則第五条第二項に基づく特定飼養等施設の基準の細目、規則第七条第一号に基づく飼養等の許可の有効期間、同条第二号に基づく届出が必要となる飼養等に係る当該特定外来生物の数量の変更の事由及び当該届出を行わなければならない期間、規則第八条第二号に基づく許可を受けていることを明らかにするための措置（以下「識別措置」という。）の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法並びに同条第四号の特定外来生物の取扱方法は、次の各号に掲げる特定外来生物の種類ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。 一～十五　（略） 十六　*Acheilognathus macropterus*（オオタナゴ）、*Tachysurus fulvidraco*（コウライギギ）、*Ameiurus nebulosus*（ブラウンブルヘッド）、*Pylodictis olivaris*（フラットヘッドキャットフィッシュ）、*Silurus glanis*（ヨーロッパナマズ）、かわかます科全種、*Gambusia holbrooki*（ガンブスィア・ホルブロオキ）、*Neogobius melanostomus*（ラウンドゴビー）、*Lates niloticus*（ナイルパーチ）、*Morone americana*（ホワイトパーチ）、*Gymnocephalus cernua*（ラッフ）、*Perca fluviatilis*（ヨーロピアンパーチ）、*Sander lucioperca*（パイクパーチ）、*Siniperca chuatsi*（ケツギョ）及び*Siniperca scherzeri*（コウライケツギョ）並びにかわかます科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物（その生物の子孫を含む。） イ～ホ　（略）

十七　ガー科全種、*Gambusia affinis*（カダヤシ）、*Morone chrysops*（ホワイトバス）、*Morone saxatilis*（ストライプトバス）及び*Maccullochella peelii*（マーレーコッド）、ガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物並びに*Morone chrysops*（ホワイトバス）が*Morone saxatilis*（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該措置の状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　（略）

十八～三十三　（略）

○環境省告示第四十二号

特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和八年農林水産省・環境省令第七号）の施行に伴い、及び特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行規則第二条第十五号の規定に基づく環境大臣が定める動物及び運搬に係る要件（令和五年三月環境省告示第三十二号）の一部を次のように改正し、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令の一部を改正する政令（令和八年政令第二百四十八号）の施行の日（令和八年九月一日）から適用する。

令和八年九月一日

環境大臣　石原　宏高

題名中「第二条第十五号」を「第二条第十四号」に改める。

十七　ガー科全種、*Gambusia affinis*（カダヤシ）、*Morone chrysops*（ホワイトバス）及び*Morone saxatilis*（ストライプトバス）並びにガー科に属する種が同科に属する他の種と交雑することにより生じた生物及び*Morone chrysops*（ホワイトバス）が*Morone saxatilis*（ストライプトバス）と交雑することにより生じた生物（それぞれの生物の子孫を含む。）

イ～ハ　（略）

ニ　識別措置の内容を届け出なければならない期間、当該識別措置の内容及び当該届出の方法　個体又は個体を収容する特定飼養等施設に飼養等の許可を受けたことを示す標識の装着又は掲出をし、かつ、当該標識の掲出状況を撮影した写真を届出書に添付し、当該個体の飼養等を開始したときから三十日以内に環境大臣に提出すること。

ホ　（略）

十八～三十三　（略）

その他告示

○総務省告示第三百二十三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第六条第一項（法第六条の三の規定によりその例によることとされる場合を含む。）の規定による政治団体の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

㈠　政党の支部

法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体とみなされる政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	一以上の市町村等の区域を単位として設けられる支部	届出年月日
自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	江渡　聡徳	坂本　泰子	青森県青森市堤町一―三―一二	衆議院議員	○	（令和）八、四、二四
自由民主党宮城県衆議院比例区第二支部	伊藤信太郎	熊谷　守広	宮城県多賀城市町前二―四―二	衆議院議員	○	八、四、二三
自由民主党福島県衆議院比例区第一支部	秋葉　賢也	五十嵐　隆	宮城県仙台市泉区上谷刈四―七―一六	衆議院議員	○	八、四、二三
自由民主党福島県衆議院比例区第一支部	菅家　一郎	大高　孝一	福島県会津若松市東栄町五―一九	衆議院議員	○	八、四、一〇
自由民主党富山県衆議院比例区第一支部	田畑　裕明	村瀬　孝一	富山県富山市東田地方町二―二―五	衆議院議員	○	八、四、二八
自由民主党富山県衆議院比例区第二支部	古井　康介	福原　永実	富山県富山市布瀬本町四―一二	衆議院議員	○	八、四、二八
自由民主党三重県衆議院比例区第一支部	世古万美子	淺井　嘉人	三重県津市栄町一―九○五	衆議院議員	○	八、五、一八
自由民主党広島県衆議院比例区第一支部	寺田　稔	福島慎太郎	広島県呉市本通四―三―一八	衆議院議員	○	八、四、二七
自由民主党香川県衆議院比例区第一支部	中山　展宏	上田　千鶴	香川県高松市中野町二三―四	衆議院議員	○	八、五、二七
自由民主党大分県衆議院比例区第一支部	中山　亜紀	大塚　久美	大分県大分市中島西一―二―八	衆議院議員	○	八、四、二〇
自由民主党鹿児島県衆議院比例区第一支部	保岡　広武	押井　啓一	鹿児島県鹿児島市小松原二―一―四―一五	衆議院議員	○	八、四、二四

政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の種類（第一号）	届出年月日
中道改革連合衆議院比例区北海道第2総支部	井之上智子	北海道札幌市中央区北一条西一―二―一	衆議院議員	八、五、一二
中道改革連合衆議院比例区東北第1総支部	柏木　淳	宮城県仙台市宮城野区榴岡四―二四―五	衆議院議員	八、二、一七
中道改革連合衆議院比例区東北第2総支部	庄子　賢一	青森県弘前市外崎三―二―一	衆議院議員	八、四、一五
中道改革連合衆議院比例区近畿第5総支部	松野　博志	大阪府大阪市淀川区十三東一―一九―七	衆議院議員	八、二、一九
中道改革連合衆議院比例区東海第一総支部	有田　芳生	愛知県名古屋市中区丸の内二―一―一〇	衆議院議員	七、一、二二
中道改革連合衆議院比例区東海第一総支部	阿部　和弘	愛知県名古屋市中区丸の内二―一―一〇	○	八、（令和）三、三一
れいわ新選組衆議院比例東海第一総支部	國重　徹	愛知県名古屋市中区丸の内二―一―一〇	○	八、（令和）三、三一
子ども権利・校則プロジェクト	福本　彰律	東京都港区東麻布二―一―三	参議院議員	八、（令和）三、三一
Polaris	遠藤芙美代	福岡県糸島市前原中央二―五―一六	参議院議員	八、三、一九
立憲ネットワーク	酒井　菜摘	東京都渋谷区笹塚二―一―一	衆議院議員	八、三、二五
立憲ネットワーク	草深比呂至	東京都渋谷区笹塚二―一―一	衆議院議員	八、三、二五
立憲ネットワーク	枝野　幸男	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一―一一六―一	衆議院議員	八、六、一
政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	届出年月日
奥田ふみよ後援会	遠藤芙美代	福岡県糸島市前原中央二―五―一六	遠藤芙美代、参議院議員	八、（令和）三、一九
真政会	川松真一朗	東京都千代田区永田町二―一―二	川松真一朗、衆議院議員	八、三、二五
新風会	足立　康史	大阪府茨木市大手町九―二六	足立　康史、参議院議員	八、五、一三
信有会	吉田　有理	東京都千代田区永田町二―二―一	吉田　有理、衆議院議員	八、四、二
青風真乃会	渡邊真太朗	東京都千代田区永田町二―二―一	渡邊真太朗、衆議院議員	八、五、二二
創山会	山下史守朗	愛知県小牧市小牧四―一〇二	山下史守朗、衆議院議員	八、三、二七
拓海会	鈴木　拓海	東京都千代田区永田町二―二―一	鈴木　拓海、衆議院議員	八、四、八
竹中さえこ後援会	竹中佐江子	東京都三鷹市牟礼六―一三―一五	竹中佐江子、参議院議員	八、三、一九
都市政策研究フォーラム	大海雄一郎	東京都千代田区紀尾井町三―三三	大海雄一郎、参議院議員	八、五、一五
ひなを育てる会	草野　比菜	東京都千代田区永田町二―二―一一	草野　比菜、衆議院議員	八、二、一九
山田もとやす後援会	山田　基靖	東京都千代田区永田町二―二―一一	山田　基靖、衆議院議員	八、四、一四
渡辺あいりと日本を明るくする会	大河　藍理	東京都千代田区永田町二―一―二	大河　藍理、衆議院議員	八、四、九
政治団体の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日	
愛國党	後藤　輝樹	東京都葛飾区高砂五―五三―一	（令和）八、五、二九	
小川正嗣と共に社会を変える会	小川　正嗣	大阪府豊中市刀根山三―四―八	八、三、二三	
こころ党	小林　隆人	東京都世田谷区太子堂一―九―七	八、四、二〇	
スポーツ平和党	高元　剛	兵庫県尼崎市南武庫之荘七―七―二五	七、一〇、一五	
政治結社皇竜会	外山　富雄	宮崎県日南市大字東弁分甲二四四〇―二	八、四、九	
政治団体オルト	金　孝至	滋賀県大津市石山千町二五四	八、五、七	
政治団体青心會	霜山　和巳	福島県福島市北中央二―一六―一	八、四、七	
空山躍動会	篠原　隆史	徳島県美馬市脇町字曽江名三一八―六三	八、五、八	
たばこ減税党	山本　武彦	東京都練馬区東大泉五―二―一二	八、二、一九	
地方自治研究会	河邉伊知郎	千葉県木更津市新田二―七―二四	八、二、五	
地方政策から日本の未来を考える会中屋敷淳後援会	中屋敷　淳	岩手県花巻市南万丁目一一八二―三	八、五、三〇	
つなぐいのち	峯村　哲徳	千葉県野田市花井一―二一―一八	八、三、二五	
デバッグジャパン	大橋毅一郎	熊本県熊本市中央区新屋敷二―二四―一三	八、四、二二	
ともにつくる豊岡みらいの会	山田　典子	兵庫県豊岡市中陰五六〇―三	七、一〇、一五	
日本誠真会・九州統括支部	吉野　純子	福岡県福津市花見が丘二―一五―七	八、四、一三	
「日本と播磨の道」政策研究会	山下真由祐	兵庫県姫路市手柄一―一二四	八、一、一五	
	大路　渡		中村　達矢	

日本ホス党	宮川　直輝	齊藤　忠行	東京都板橋区蓮根三―一五―三	八、	四、　七
福祉全力	小山　武芳	小山　武芳	茨城県稲敷郡阿見町中郷二―七―一二	八、	五、二五
防犯党	猪越　透	猪越　圭子	群馬県前橋市南町三―五〇―二	八、	五、　一
みどりの会	安江　晃平	安江　晃平	千葉県野田市尾崎八五五―三	七、	一二、　二
無所属２５歳	美齊津大貴	美齊津大貴	埼玉県富士見市東みずほ台二―一四―四	八、	四、　七
無添加無農薬にこだわる愛國党	後藤　輝樹	後藤　輝樹	東京都葛飾区高砂五―五三―一	八、	五、二九
モンジュ	東郷　清児	前村　正仁	東京都三鷹市下連雀三―三四―一三	八、	四、　六
憂國塾	飯村　充宏	後藤　友秀	茨城県下妻市小島九六三―一	八、	五、　一

備考　従来、自由民主党青森県衆議院比例区第一支部は青森県選挙管理委員会に、自由民主党宮城県衆議院比例区第一支部は宮城県選挙管理委員会に、自由民主党福島県衆議院比例区第一支部は福島県選挙管理委員会に、自由民主党富山県衆議院比例区第一支部は富山県選挙管理委員会に、自由民主党広島県衆議院比例区第一支部は広島県選挙管理委員会に、自由民主党鹿児島県衆議院比例区第一支部は鹿児島県選挙管理委員会に、子ども権利・校則プロジェクト及び奥田ふみよ後援会は福岡県選挙管理委員会に、新風会は大阪府選挙管理委員会に、青風真乃会は栃木県選挙管理委員会に、山田もとやす後援会及びともにつくる豊岡みらいの会は兵庫県選挙管理委員会にそれぞれ届出がされていたが、総務大臣に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第三百二十四号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第七条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

(一)　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日
公明党参議院比例区第３総支部	平木　大作	主たる事務所の所在地	千葉県千葉市美浜区幸町一―二―三	千葉県船橋市湊町一―七―四	（令和）八、　三、　一
公明党参議院比例区第13総支部	新妻　秀規	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市千種区小松町六―二―四	愛知県名古屋市中区栄一―一四―一五	七、一一、二八
		主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区錦一―七―七	愛知県名古屋市千種区小松町六―二―四	七、一二、二三
		会計責任者の氏名	新妻　秀規	新妻真里奈	
自由民主党青森県第一選挙区支部	津島　淳	主たる事務所の所在地	静岡県沼津市市場町一二―一	愛知県名古屋市中区錦一―七―七	八、　三、一一
		政治団体の名称	自由民主党青森県第一選挙区支部	自由民主党青森県衆議院比例区第一支部	八、　四、一五
自由民主党広島県第四選挙区支部	新谷　正義	政治団体の名称	自由民主党広島県第四選挙区支部	自由民主党広島県衆議院比例区第三支部	八、　四、三〇
自由民主党東京都参議院比例区第二十支部	藤木　眞也	主たる事務所の所在地	東京都千代田区内神田一―一一―一	東京都千代田区神田錦町一―二三	八、　四、二三
中道改革連合衆議院比例区中国第２総支部	平林　晃	主たる事務所の所在地	広島県広島市東区二葉の里一―一―	広島県広島市東区上大須賀町一四―六	八、　三、二六
日本維新の会参議院比例区第30支部	金子　道仁	主たる事務所の所在地	兵庫県川辺郡猪名川町広根野尻二四―三	兵庫県川辺郡猪名川町若葉一―一三七―二二	八、　五、二三
れいわ新選組衆議院比例南関東第一総支部	山本　譲司	会計責任者の氏名	山本　譲司	井筒　高雄	八、　五、一四
れいわ新選組参議院第一総支部	伊勢﨑賢治	主たる事務所の所在地	沖縄県那覇市松川二―一六―一	東京都千代田区麹町二―五―二〇	八、　四、　一

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	新	旧	異動年月日（法第十九条の七第一項第二号に係る届出年月日）
ＩＨＩ労働組合連合会政治活動委員会	肥後　充高	会計責任者の氏名	柳瀬　好文	伊木　昭彦	（令和）七、一〇、一
ＩＨＩ労働組合連合会武蔵政治活動委員会	吉野　雅彦	代表者の氏名	吉野　雅彦	対馬　潤一	七、一〇、一
ＩＯＮＤＵｎｉｖｅｒｓｉｔｙ	高橋　斎	会計責任者の氏名	高橋　斎	高橋　秀世	八、　一、二〇
朝風会	尾身　朝子	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	東京都千代田区飯田橋四―一〇―一	八、　二、　九
麻党	山本　太郎	政治団体の名称	麻党	麻と山本太郎の党	八、　三、　一
アッチェル・えだの幸男と２１世紀をつくる会	枝野　幸男	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一―一一六―	埼玉県さいたま市大宮区大門町二―一〇八―五	八、　四、　一
アニマリズム党	目黒　峰人	主たる事務所の所在地	長野県木曽郡木曽町開田高原西野四四二七	東京都国分寺市高木町一―五―三四	八、　三、　七
		会計責任者の氏名	小山真由美	目黒　峰人	

| 主宰する衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号） | 主要な構成員である衆議院議員又は参議院議員の氏名及び公職の種類（第三号） | 主たる事務所の所在地 | 会計責任者の氏名 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 代表者の氏名

京都府電気工事政治連盟	赤畠　貞宏	代表者の氏名	赤畠　貞宏	植田　隆夫	八、	二、	二五	
暮らし改革研究会	古谷野知一	会計責任者の氏名	平尾　憲正	赤畠　貞宏				
くらし向上委員会	吉岡　保博	代表者の氏名	吉岡　保博	川井田貴志	八、	四、	一	
くらしと社会の総合政策研究ネットワーク	西村　正光	会計責任者の氏名	濱　美紀	中川　恭宏	八、	四、	六	
クラフティアユニオンライフプラン向上委員会	前田　悠斗	代表者の氏名	西村　正光	中川　恭宏	八、	四、	二	
健康問題研究会	滝沢　洋二	政治団体の名称	クラフティアユニオンライフプラン向上委員会	九電工労組ライフプラン向上委員会	八、	二、	一七	
耕隆会	中條　康朗	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―七―二	東京都千代田区大手町一―三―一	八、	五、	七	
幸齢党	和田　秀樹	代表者の氏名	中條　康朗	佐藤　準	八、	三、	二六	
國志天誅塾	洞口　誠	会計責任者の氏名	澤田　唯行	堺谷　要二	八、	三、	六	
こどもを社会で育てる会	遠藤奈央子	主たる事務所の所在地	岐阜県高山市赤保木町一一七四―一二	岐阜県高山市石浦町六―一一六―一	八、	四、	一	
再生の道	奥村　光貴	会計責任者の氏名	遠藤奈央子	遠藤奈央子	八、	五、	一五	
再生の道	奥村　光貴	会計責任者の氏名	中村　幸信	西岡　直人	八、	三、	二五	
再生の道	和田　裕行	代表者の氏名	和田　裕行	奥村　光貴	八、	五、	一六	
繁本まもるを育てる会	繁本　護	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、一一、二一〇	四、二〇		
自動車問題政策研究会	東添　孝	公職の種類（第一号）	衆議院議員					
		公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	繁本　護、衆議院議員					
		代表者の氏名	東添　孝	森　茂喜	八、	二、	二一	
		会計責任者の氏名	山﨑　美里	長岡　直人				

しば慎一後援会	石川　幸德	代表者の氏名	石川　幸德	田村　正勝	八、	四、	一〇	
社会保障政策懇話会	中村　敏幸	会計責任者の氏名	中村　敏幸	吉坂　純一	八、	六、	一	
社会民主主義フォーラム	羽田　圭二	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第三号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、	一〇、	一	
JAM埼玉政治連盟	大野　政幸	代表者の氏名	大野　政幸	今井　信博	八、	二、	一二	
JAM山陰政治連盟	三島　皆美	会計責任者の氏名	福田　陽平	三島　皆美				
JAM山陽政治連盟	岩崎　信二	代表者の氏名	岩崎　信二	高本　利幸	八、	一、	二五	
JAMダイキン工業労働組合政治活動委員会	乾　昭太郎	会計責任者の氏名	皆芳　浩巳	乾　昭太郎	七、	一〇、	三	
自由と創造クラブ	植木　貞夫	会計責任者の氏名	植木　孝夫	植木　茂子	七、	八、	一〇	
秀友会	平岡　秀夫	会計責任者の氏名	高倉　直子	平岡　佳子	八、	四、	八	
淳風会	安住　淳	主たる事務所の所在地	宮城県石巻市南中里四―一―一八	東京都千代田区永田町二―二―一	八、	二、	一二	
少子化対策党まきはらひとし後援会	槙原　仁志	政治団体の名称	少子化対策党まきはらひとし後援会	少子化対策党	八、	六、	一五	
情報公開	渡邊　大三	主たる事務所の所在地	東京都小金井市緑町三―三―二一	東京都小金井市中町三―二六―一五	八、	三、	三一	
進藤金日子後援会	林田　直樹	代表者の氏名	林田　直樹	中條　康朗	八、	三、	二六	

新党やまと	小林　興起	国会議員関係政治団体の区分	主たる事務所の所在地	金子原二郎	長崎県長崎市桶屋町三七	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項及び第二号に係る国会議員関係政治団体	松本　英達	長崎県長崎市新大工町六―二五	八、四、一三	七、一二、三一
新農政研究会	金子原二郎	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	遠藤　利明	東京都港区愛宕二―三―一	柴山　知紀	東京都渋谷区富ヶ谷一―六―一二	磐田　哲也	東京都東久留米市八幡町二―六	八、四、一七	八、四、一
新風会	遠藤　利明	主たる事務所の所在地	代表者の氏名	柴山　知紀	埼玉県行田市長野一―八―二四	千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一―九―三三	東京都東久留米市八幡町二―六	井上　富夫	愛知県みよし市三好町新屋二九―一	八、三、四	八、三、九
住重労連政治活動委員会東京支部	柴山　知紀	代表者の氏名	会計責任者の氏名	松下　裕次	千葉県鎌ケ谷市東初富五―八―三八	黒川　孟瑠	愛知県みよし市三好町井ノ花八七	石和田さわ子	愛知県みよし市三好町新屋二九―一	八、三、一七	七、五、一七
政経調査会	石和田義輝	会計責任者の氏名	石和田美正	政治結社皇國同志會	加藤　友祥	主たる事務所の所在地	愛知県みよし市三好町新屋二九―一	石和田美正	愛知県みよし市三好町井ノ花八七	七、五、一七	八、三、九
政治結社守魂正道會	他力　隆行	会計責任者の氏名	田中　悟	政治結社大日本晃勇社	堀内　利博	代表者の氏名	堀内　利博	谷石　敏人	千葉県鎌ケ谷市東初富五―八―三八	八、二、五	八、四、一七
政治結社大日本護楯会東京	長谷川昌男	主たる事務所の所在地	埼玉県行田市長野一―八―二四	政治結社大日本燃乃魂塾	鈴木　実	主たる事務所の所在地	千葉県鎌ケ谷市鎌ケ谷一―九―三三	横山　真一	東京都東久留米市八幡町二―六	八、四、一七	七、四、一
政治結社日本玄洋社京都本部	足立　崇	会計責任者の氏名	山本　真也	政治結社天祐同志會大阪本部	橋野　研一	会計責任者の氏名	上地　勲	角南　裕己	東京都東久留米市八幡町二―六	八、六、一	八、六、一
政治結社日本武尊塾	中澤　成光	会計責任者の氏名	中澤　成光	政治結社龍心社聖史塾総本部	川村　淳一	主たる事務所の所在地	山梨県富士吉田市松山一二四〇―九	山内　誠	山梨県富士吉田市向原三―一四―三二	八、三、三	八、四、一
政治結社大和維新会	筆保　重美	主たる事務所の所在地	京都府京田辺市三山木柚ノ木九―五	代表者の氏名	川村　淳一	会計責任者の氏名	川村　淳一	市川　智和	京都府宇治市安田町大納言三一―一〇	八、六、一	八、四、一
政治結社龍心社聖史塾総本部	川村　淳一	主たる事務所の所在地	山梨県富士吉田市松山一二四〇―九	政治団体国士会	富田　朝久	代表者の氏名	富田　朝久	谷田　充	京都府宇治市安田町大納言三一―一〇	八、六、一	八、五、二七

政治を考える会	丹藤健一郎	会計責任者の氏名	岡藤　太郎	伏見隆太郎	八、三、一一
全国介護事業者政治連盟	山室　淳	代表者の氏名	山室　淳	齊藤　正行	八、四、六
全国クリーニング協議会政治連盟	青木　渉	代表者の氏名	青木　渉	高木　健志	八、三、一二
全国警備業政治連盟	青山　幸恭	政治団体の名称	全国警備業政治連盟	全国警備業連盟	八、四、一
全国社会福祉政治連盟	磯　彰格	会計責任者の氏名	田仲　教泰	金井　正人	八、五、一一
全国ソーシャルケア連盟	笹岡　眞弓	主たる事務所の所在地	北海道札幌市清田区清田八条三―一九―七	北海道札幌市豊平区月寒東一条一四―四―一	八、四、二三
全国泰山会	小里　泰弘	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―	鹿児島県薩摩川内市平佐町三〇三六―一	八、三、一六
全国たばこ耕作者政治連盟中四国支部	柿内　節男	代表者の氏名	柿内　節男	寺井　正邇	八、五、一一
全国たばこ耕作者政治連盟中日本支部	菱沼　利弘	会計責任者の氏名	長岡　智之	谷　正美	八、五、一一
全国土地改良政治連盟	中條　康朗	代表者の氏名	中條　康朗	佐藤　準	八、三、二六
全国美容政治連盟	野本　義久	代表者の氏名	野本　義久	藤原　國明	八、四、八
全国木材産業政治連盟	平方　宏	代表者の氏名	平方　宏	菅野　康則	八、五、一五
全水卸政策懇談会	佐藤　正	代表者の氏名	佐藤　正	大石　一雄	八、四、一
太翔会	西野　太亮	会計責任者の氏名	中村　直哉	田丸　志野	八、三、一六
大青会	青山　大人	主たる事務所の所在地	茨城県土浦市中高津一―二一―三	東京都千代田区永田町二―一―二	八、二、一二
大日本猟友政治連盟	佐々木洋平	会計責任者の氏名	宇田川弘康	三橋　英夫	八、四、一
高見康裕政策研究会	高見　康裕	会計責任者の氏名	小林　一巳	小牧　雅一	八、五、一八
田中昌史全国後援会	田中　昌史	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	八、一、二三（八、五、一）

公職の種類（第一号）	衆議院議員
公職の候補者の氏名及び公職の種類（第二号）	田中　昌史、衆議院議員

田中昌史全国後援会	代表者の氏名	斉藤　秀之	八、	四、	二五		
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	八、	五、	八		
田中昌史全国後援会	代表者の氏名	田中　昌史					
	会計責任者の氏名	内藤　貴司					
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	東京都品川区南品川二―一七―三五	八、	五、	八		
田中昌史全国後援会	代表者の氏名	斉藤　秀之					
	会計責任者の氏名	友清　直樹					
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	東京都品川区南品川二―一七―三五	八、	五、	八		
田中昌史全国後援会	代表者の氏名	斉藤　秀之					
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	八、	五、	八		
中国地方電力総連政治活動委員会	代表者の氏名	川﨑　潤一					
	会計責任者の氏名	市川　智弘					
	公職の種類（第一号）	衆議院議員					
	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	八、	五、	八		
忠政会	代表者の氏名	吉村　知見					
	会計責任者の氏名	小林　葵					
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市今の庄三―四―一	八、	三、	一〇		
つばさの党	代表者の氏名	黒川　敦彦					
	会計責任者の氏名	黒川　敦彦					
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市今の庄三―四―一	八、	三、	一〇		
定期健康診断を廃止する党	代表者の氏名	田島　貴英					
	会計責任者の氏名	早川健一郎					
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市鹿一野一四二―一	八、	三、	一〇		
強い福島を創る会	代表者の氏名	上杉謙太郎					
	会計責任者の氏名	櫻井　誠					
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市鹿一野一四二―一	八、	三、	一		
TKC中国政経研究会	代表者の氏名	安部　知格					
	会計責任者の氏名	山崎　幸子					
	国会議員関係政治団体の区分	国会議員関係政治団体以外の政治団体					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市今の庄三―四―一	八、	四、	二二		
東京公司大麻党連邦捜査局	代表者の氏名	安部　知格					
	会計責任者の氏名	山崎　雅之					
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	奥野　雅史	八、	一、	七		
闘心塾九州本部	代表者の氏名	小川　泰幸					
	会計責任者の氏名	山崎　雅之					
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市鹿一野一四二―一	八、	三、	一〇		
呑舟会	代表者の氏名	逸雄					
	会計責任者の氏名	山口　諒					
	主たる事務所の所在地	福岡県古賀市今の庄三―四―一	八、	三、	一		

中野洋昌後援会	代表者の氏名	畠山　郁朗	七、	一二、	一二		
	会計責任者の氏名	新妻真里奈	七、	八、	一八		
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区錦一―七―七	七、	一二、	一九		
新妻ひでき後援会	代表者の氏名	新妻　秀規	七、	九、	一六		
	会計責任者の氏名	新妻　秀規					
	公職の種類（第一号）	参議院議員					
	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区栄一―一四―一五	七、	一二、	一九		
松波　克英	会計責任者の氏名	松波　克英	七、	八、	一八		
	国会議員関係政治団体の区分	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体					
	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区栄一―一四―一五	七、	一二、	一九		
新妻ひでき後援会	代表者の氏名	新妻　秀規					
	会計責任者の氏名	新妻　秀規					
	主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市中区錦一―七―七	七、	一二、	一九		
日販協政治連盟	主たる事務所の所在地	東京都中央区築地二―一一―七	八、	四、	一		
日本結束党	政治団体の名称	日本結束党					
	主たる事務所の所在地	茨城県つくば市松代三―六―七	八、	五、	八		
西日本プラント工業労働組合政治活動委員会	代表者の氏名	松岡　正樹	七、	七、	一八		
	会計責任者の氏名	北村　公紀					
	主たる事務所の所在地	東京都中央区新富一―一四―九	八、	四、	一		
日本国際福祉人材教育研究所	代表者の氏名	大槻　薫子					
	主たる事務所の所在地	茨城県つくば市榎戸六七〇―九	八、	四、	一六		
日本未来派政志会	代表者の氏名	竹井　英行					
	主たる事務所の所在地	東京都中央区八丁堀二―一―七	八、	四、	三〇		
日本民族青年会議柏総本部政治結社克勇会	代表者の氏名	水越　嘉完					
	政治団体の名称	日本民族青年会議柏総本部政治結社克勇会					
	主たる事務所の所在地	東京都中央区日本橋一―一八―九	七、	一二、	一五		
日本士道会	代表者の氏名	壺井　幹太					
	主たる事務所の所在地	埼玉県戸田市美女木二―二二―	八、	三、	一		
日本保守党	代表者の氏名	石濱　哲信					
	会計責任者の氏名	鈴村　昌巳					
	主たる事務所の所在地	東京都港区新橋二―二〇―一五	七、	一二、	一		
日本酪農政治連盟	代表者の氏名	臼井　勉					
	会計責任者の氏名	柴田　輝男					
	政治団体の名称	政治結社克勇会柏総本部					
	主たる事務所の所在地	茨城県つくば市榎戸六七〇―九	八、	五、	八		
日本労働党	代表者の氏名	秋山　秀男					
	会計責任者の氏名	迫田　富雄					
	主たる事務所の所在地	福島　達範	八、	三、	一		
		石濱　哲信	七、	一二、	一		
		柴田　輝男	八、	三、	四		
		宮本貞治郎	七、	四、	一		
		平石　義則					

長谷川英晴北陸後援会	代表者の氏名	山口　正浩	山口　正浩	宇野　憲二	八、	四、　一
	会計責任者の氏名	宮村　正人	竹下　雅裕			
英の会	主たる事務所の所在地	東国原英夫	宮崎県宮崎市橘通西二―四―二〇	宮崎県宮崎市広島一―一七―二一	八、	四、二一
原田直樹後援会	主たる事務所の所在地	原田　直樹	東京都千代田区永田町二―二―一	神奈川県鎌倉市岩瀬一―二―一	八、	四、一〇
	会計責任者の氏名	服部　正利	東條　健			
東日本ときわ会	主たる事務所の所在地	夏目　誠	東京都新宿区四谷本塩町一一―九	東京都渋谷区代々木二―五―一	八、	三、三〇
ひなを育てる会	会計責任者の氏名	草野　比菜	山崎　優樹	草野　仁志	八、	三、二六
日の丸世直し大日本誠心義塾三重総本部	主たる事務所の所在地	竹内　健志	三重県津市半田四五三―一	三重県津市本町二九―二四	七、	一二、　一
平木だいさく後援会	主たる事務所の所在地	平木　大作	千葉県市川市市川南三―一二	千葉県船橋市湊町一―七―四	八、	三、　一
藤木しんや後援会	主たる事務所の所在地	藤木　眞也	東京都千代田区内神田一―一一―一〇	東京都千代田区神田錦町一―二三	八、	四、二三
北陸電力総連政治活動委員会	会計責任者の氏名	小笠原弘二	倉本　賢一	沖村　駿成	七、	七、　九
北海道を愛するみんなの会	会計責任者の氏名	高橋はるみ	高田　久	藤部　英一	八、	三、　一
松岡由紀彦後援会	主たる事務所の所在地	松岡由紀彦	高知県土佐市東鴨地六二四―一	高知県高知市福井東町一〇―二三	八、	一、三〇
松本たけあき後援会	国会議員関係政治団体の区分	松本　剛明	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	八、	一、二三
三菱重工労働組合高砂製作所支部政治活動委員会	政治団体の名称	清水　孝則	三菱重工労働組合高砂製作所支部政治活動委員会	三菱重工グループ労働組合連合会高砂地区本部政治活動委員会	七、	一〇、　一
	代表者の氏名	清水　孝則	藤井　郁也	藤井　郁也		
	会計責任者の氏名	藤井　郁也	石谷　嘉英	石谷　嘉英		
未来うぶやま	主たる事務所の所在地	井　崇晃	熊本県阿蘇郡産山村田尻六三七―二	熊本県阿蘇郡産山村田尻九八二―一	八、	三、一一
	代表者の氏名	井　崇晃	森本　春樹	森本　春樹		
民主社会主義にもとづく未来をつくる会	代表者の氏名	古川　大	古川　大	木暮　弘	八、	二、一八
保岡宏武後援会連合会	会計責任者の氏名	保岡　広武	保岡美祐紀	保岡　広武	八、	五、一八

山田宏よい国後援会	代表者の氏名	佐藤　友哉	佐藤　友哉	大島　康之	八、	三、二八
	会計責任者の氏名	大島　康之	新良　薫			
山田もとやす後援会	会計責任者の氏名	山田　基靖	丸山　安英	山田　基靖	八、	五、一一
郵政政策研究会関東地方本部	会計責任者の氏名	黒岩　伸一	佐々木健一	伊藤　清一	八、	四、　七
郵政政策研究会北陸地方本部	代表者の氏名	山口　正浩	山口　正浩	宇野　憲二	八、	四、　一
	会計責任者の氏名	瀧川　雅博	瀧川　雅博	皿澤　三雄		
吉川ゆうみを育てる会	国会議員関係政治団体の区分	吉川　有美	国会議員関係政治団体以外の政治団体	法第十九条の七第一項第一号及び第二号に係る国会議員関係政治団体	七、	七、二九
	主たる事務所の所在地	東京都港区芝四―一六―二	東京都千代田区永田町二―一―一	東京都千代田区平河町一―八―一一	七、	八、　一
	会計責任者の氏名	吉川　知行	谷口　史洋	関熊千穂子		
龍馬プロジェクト全国会	国会議員関係政治団体の区分	石川　勝	法第十九条の七第一項第一号に係る国会議員関係政治団体	国会議員関係政治団体以外の政治団体	七、	一〇、　八
林土連懇話会	公職の種類（第一号）	嶋崎　勝昭	衆議院議員	新谷龍一郎	八、	二、一七
労働政策研究会	代表者の氏名	嶋崎　勝昭	嶋崎　勝昭	和田　照男	八、	四、二五
	会計責任者の氏名	川合　孝典	南澤　宏樹			
YMF経済研究会	主たる事務所の所在地	森　裕子	千葉県安房郡鋸南町保田一三二	東京都千代田区平河町一―八―一一	八、	三、二〇
	会計責任者の氏名	森　裕子	中村　岳夫			

備考　従来、総務大臣に届出がされていた、自由民主党青森県第一選挙区支部は青森県選挙管理委員会に、自由民主党広島県第四選挙区支部は広島県選挙管理委員会に届出すべき政治団体となったものである。

○総務省告示第三百二十五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

㈠　政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
公明党衆議院比例区南関東第1総支部	沼崎　満子	八（令和）、四、二四
公明党衆議院比例区南関東第2総支部	角田　秀穂	八、五、一二
公明党衆議院比例区九州第5総支部	濵地　雅一	八、二、二八
自由民主党東京都参議院比例区第九十五支部	藤田　誠	七、一二、三一
自由民主党山梨県参議院比例区第二十四支部	赤池　誠章	八、二、二七

(二)　その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
愛国団体敬愛倭塾	小嶋　和正	七、一〇、一
赤字黒字	安藤　裕	七、一二、三一
阿部恭久事務所	阿部　恭久	八、四、二四
石井良恵を笑わせる会	石井　良恵	八、三、三〇
石田まさひろを応援する会	小阪　佳代	八、二、二八
市川のりゆき後援会	市川　宗是	七、一二、三一
一照会	川野　邦仁	七、一二、三一
上畠のりひろ鎌倉後援会	水品壮二郎	八、三、一九
上畠のりひろ慶友会	林　剣太	八、四、二八
咸臨倶楽部	大中　吉一	八、二、一六
近畿政経調査会	小寺　浩二	七、一二、三一
薫風桜花塾青龍会	吉田　一男	七、一二、二四
皇竜会	梶原　忠史	七、一二、三一
國士玄洋社	中山　昌幸	七、一二、三一
國士黒龍会	中山　昌幸	七、一二、三一
國士卍字會	中山　昌幸	七、一二、三一
黒龍会	中山　昌幸	七、一二、三一
国家構想戦略協議会	吉田　一男	七、一二、二四
さんそう会	杉本　雄二	七、一二、三一
社会民主主義フォーラム	羽田　圭二	七、一二、三一
新産業経済研究会	中島　篤	七、一〇、三〇
政治結社西行社	**吉**田　時忠	八、五、三一
政治結社昭魂塾	杉田　和男	八、一、二四
政治結社政栄義塾総本部	國村　忠広	七、一二、二五
政治結社大和勇和塾	嶋田　朋広	七、一二、二〇
政治団体獅子会	岡本　尊仁	七、一二、三一
政治団体世界環境保全推進機構	古津　英明	七、一二、三一
創新会	山田　和治	八、三、一〇
西日本ときわ会福知山支部	桐村　博之	八、三、三一
「日本の道」政策研究会	松本　剛明	七、一二、二四
野中かずひで後援会和衆会	野中　一秀	八、一、三〇
平木だいさくを励ます会	片田　幸一	七、一一、六
福原みらい後援会	福原　未来	七、一二、三一
プリベントメディカル久米慶被害者の会及び創価学会撲滅党	小谷　繁	七、一二、三一
無所属くにたち	平岡　順子	七、一二、二四
モンジュ	東郷　清児	八、四、二七
友樹会	佐藤　茂樹	七、一二、三一
柳美政治研究会	柳澤　光美	八、三、一〇

○総務省告示第三百二十六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、その名称等を次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者（代表者）の氏名	公職の種類	資金管理団体の名称	主たる事務所の所在地	指定年月日
足立　康史	参議院議員	新風会	大阪府茨木市大手町九―二六	七、(令和)五、三〇
稲垣　秀哉	参議院議員	稲垣秀哉と関西の未来をつくる会	兵庫県芦屋市平田町八―一七	四、二、八
遠藤芙美代	参議院議員	奥田ふみよ後援会	福岡県糸島市前原中央二―五―一六	六、五、一〇
大河　藍理	衆議院議員	渡辺あいりと日本を明るくする会	東京都千代田区永田町二―一―二	八、四、八
川松真一朗	衆議院議員	真政会	東京都千代田区永田町二―一―二	八、二、二〇
草野　比菜	衆議院議員	ひなを育てる会	東京都千代田区永田町二―二―一	八、二、一六
繁本　護	衆議院議員	繁本まもるを育てる会	京都府京都市東山区大和大路五条上る山崎町三八八	八、一、二一
鈴木　拓海	衆議院議員	拓海会	東京都千代田区永田町二―二―一	八、四、六
大海雄一郎	参議院議員	都市政策研究フォーラム	東京都千代田区紀尾井町三―三三	八、五、一五
田中　昌史	衆議院議員	田中昌史全国後援会	東京都千代田区永田町二―一―二	八、五、八
新妻　秀規	参議院議員	新妻ひでき後援会	愛知県名古屋市中区錦一―七―七	七、一二、一九
山下史守朗	衆議院議員	創山会	愛知県小牧市小牧四―一〇二	八、三、二二
山田　基靖	衆議院議員	山田もとやす後援会	東京都千代田区永田町二―二―一	八、一、二三
吉田　有理	衆議院議員	信有会	東京都千代田区永田町二―二―一	八、四、一
渡邊真太朗	衆議院議員	青風真乃会	東京都千代田区永田町二―二―一	六、一〇、一

○総務省告示第三百二十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第三号の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
相川絹二郎	日本結束党	政治団体の名称	日本結束党	ネオ幕府アキノリ党	(令和)八、四、一六
青山　大人	大青会	主たる事務所の所在地	茨城県土浦市中高津一―二一―三	東京都千代田区永田町二―一―二	八、二、一二
安住　淳	淳風会	主たる事務所の所在地	宮城県石巻市南中里四―一―一八	東京都千代田区永田町二―二―一	八、二、一二
稲垣　秀哉	稲垣秀哉と関西の未来をつくる会	公職の種類	大阪府知事	参議院議員	五、三、一
		主たる事務所の所在地	大阪府大阪市淀川区西中島五―八―二九	兵庫県芦屋市平田町八―一七	五、三、二

臼木　秀剛	臼木ひでたけ後援会	主たる事務所の所在地	北海道札幌市中央区北五条西六丁目一―一一六―	八、	四、二〇
枝野　幸男	アッチェル・えだの幸男と21世紀をつくる会	主たる事務所の所在地	埼玉県さいたま市大宮区堀の内町一―一一六―	八、	四、　一
遠藤奈央子	こどもを社会で育てる会	主たる事務所の所在地	東京都新宿区四谷二―二―二	八、	五、一五
大串　博志	大串博志後援会	主たる事務所の所在地	佐賀県小城市三日月町長神田一八〇七―三	八、	四、　一
小里　泰弘	全国泰山会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	八、	三、一六
尾身　朝子	朝風会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―一―二	八、	二、　九
金子　道仁	金子みちひと後援会	主たる事務所の所在地	兵庫県川辺郡猪名川町広根野尻二四―三	八、	五、二三
木原功仁哉	木原くにや後援会	公職の種類	神戸市議会議員	七、	一二、三一
須藤　元気	WE　ARE　ALL　ONE	主たる事務所の所在地	東京都江東区東陽五―二六―六	八、	四、一五
原田　直樹	原田直樹後援会	主たる事務所の所在地	東京都千代田区永田町二―二―一	八、	四、一〇
平木　大作	平木だいさく後援会	主たる事務所の所在地	千葉県市川市市川南三―一二	八、	三、　一
森　裕子	YMF経済研究会	主たる事務所の所在地	千葉県安房郡鋸南町保田一三二二	八、	三、二〇

○総務省告示第三百二十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。）第十九条第三項第一号の規定による資金管理団体の指定の取消及び同項第二号の規定による資金管理団体でなくなった旨の届出があったので、法第十九条の二第一項の規定に基づき、次のとおり公表する。

令和八年九月一日

総務大臣　林　芳正

㈠　法第十九条第三項第一号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
松本　剛明	松本たけあき後援会	（令和）八、一、二三

㈡　法第十九条第三項第二号による届出

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	資金管理団体でなくなった年月日
阿部　恭久	阿部恭久事務所	（令和）八、四、二四
佐藤　茂樹	友樹会	七、一二、三一
吉川　有美	吉川ゆうみを育てる会	七、七、二九

○防衛省告示第二百二十九号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、共同使用及び追加提供が令和八年八月二十八日次のとおり決定された。

令和八年九月一日

防衛大臣　小泉進次郎

陸上施設

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇六七	横浜ノース・ドック	横浜市	国有	土地：約七、二〇〇平方メートル 水域：約三六、〇〇〇平方メートル 工作物：岸壁 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年九月十一日から同月十六日までの間
四〇八三	川上弾薬庫	東広島市	国有	土地：約二七、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十一日までの間
四〇八四	広弾薬庫	呉市	国有	土地：約二六、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十一日までの間
六〇四三	キャンプ桑江	沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有	土地：約六〇平方メートル 土地：約一、七〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間
六〇四四	キャンプ瑞慶覧	沖縄県中頭郡北谷町	国有 民有 国有	土地：約三八〇平方メートル 土地：約五、三〇〇平方メートル 建物：約一、一〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間
六〇四八	ホワイト・ビーチ地区	うるま市	国有 公有 民有	土地：約五四〇平方メートル 土地：約五〇平方メートル 土地：約一三、〇〇〇平方メートル 進入路：整備に係る調査のため共同使用する。 使用期間：調査終了の日まで
六〇五六	牧港補給地区	浦添市	国有 公有 民有 国有	土地：約四〇〇平方メートル 土地：約三五〇平方メートル 土地：約二、三〇〇平方メートル 建物：約六、九〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月十日までの間
六〇六四	那覇港湾施設	那覇市	国有 民有	土地：約九〇平方メートル 土地：約一、四〇〇平方メートル 訓練施設として共同使用する。 使用期間：令和八年八月二十九日から同年九月二九日までの間

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要	
一〇六六	東千歳駐屯地	千歳市	国有	土地：約二八〇、〇〇〇平方メートル 建物：約一、九〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月二日から同月三十日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊東千歳駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	
一〇六六	東千歳駐屯地	苫小牧市	国有	土地：約九、一〇〇平方メートル 土地：約二二、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十六日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊東千歳駐屯地（苫小牧西港）の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	公有 国有
一〇六九	別海矢臼別大演習場	北海道野付郡別海町	国有	建物：約五〇平方メートル 工作物：照明装置等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月七日から同月三十日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊別海矢臼別大演習場の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	
一〇七〇	釧路駐屯地	釧路市	国有	土地：約八〇、〇〇〇平方メートル 工作物：鋪床等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月二日から同月十六日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間	
一〇七七	丘珠駐屯地	札幌市	国有	土地：約九八、〇〇〇平方メートル 建物：約一、八〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月七日から同月三十日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊丘珠駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	
三〇三五	習志野演習場	船橋市、八千代市	国有	土地：約一、二四一、〇〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月十一日から同月十五日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊習志野駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	
三一八九	朝霞駐屯地	朝霞市、和光市、東京都練馬区	国有	土地：約一、九〇〇平方メートル 建物：約一二、〇〇〇平方メートル 工作物：水道等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月八日から同月二十四日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊朝霞駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	
三一九三	浜松飛行場	浜松市	国有	土地：約六〇〇、〇〇〇平方メートル 建物：約二二〇平方メートル 工作物：門等 訓練施設として追加提供する。 使用期間：令和八年九月四日から同月十一日まで 二　収の必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間 陸上自衛隊釧路駐屯地（釧路港）の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。	

航空自衛隊浜松基地の施設の一部を、地位協定第二条四(b)の適用ある施設及び区域として提供する。提供期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

五一二一	築城飛行場	春日市	国有

建物：約二〇平方メートル
訓練施設として追加提供する。
使用期間：
一　令和八年九月七日から同月十一日までの間
二　必要に応じ、訓練の展開及び撤収のための追加期間

○関東地方整備局告示第二百六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
川崎市幸区都町七一番二から同市幸区南幸町一丁目五四番地先まで	前	後		二二・九八～四三・六五	〇〇・〇四八
				二四・三七～四三・六五	〇〇・〇四八

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局横浜国道事務所

○関東地方整備局告示第二百七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　十六号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
野田市船形字上原参一六三四番一から同市船形字上原壱一五〇三番一まで	前	後		二三・九八～四一・八六	〇〇・七八三
				二三・九八～三六・〇四	〇〇・七八三

(四)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局千葉国道事務所

○関東地方整備局告示第二百八号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

関東地方整備局長　西澤賢太郎

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百四十六号	伊勢原市上粕屋字石倉中一四五三番五地先から同市上粕屋字石倉中一四九三番二地先まで	関東地方整備局及び同局川崎国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月一日

○中国地方整備局告示第八十三号

次のように道路の区域を変更したので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　路線名　高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線
(二)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
庄原市水越町字皇塩五四三一番一から同市高野町和南原字上深石山五三一〇番二まで	前	後		一〇・五〇～一三六・〇〇	二九・六二〇
				一〇・五〇～一三三・九五	二九・六二〇

(三)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第八十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び三十号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
岡山市南区古新田字大野一三四九番一から同市南区古新田字東前坂一二一三番三まで	前	後		三二・七三～四五・五六	〇〇・二八八
				三二・七三～一二六・八六	〇〇・二八八

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十五号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二号及び三十号
(三)　道路の区域

区間	変更前	変更後	別	敷地の幅員	延長
岡山市南区妹尾字廻石三〇九三番三から同市南区妹尾字四条四〇六八番六まで	前	後		三〇・六二～五五・九四	〇〇・五六二
				三七・〇七～七四・八六	〇〇・五六二

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十六号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二号及び三十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岡山県都窪郡早島町早島字無津六一八番一から同町早島字三反地三四四二番四まで	前	三二・〇一～五六・六一	
	後	三二・〇一～八二・一九	
		〇・六六六キロメートル	
		〇・六六六	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十七号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
岡山市北区楢津字橋本六二〇番一から総社市窪木字茶ノ木一〇一七番一まで	前	A 七・四〇～六一・五〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 九・七〇～六九・二五	
	後	A 七・四〇～六一・五〇	
		B・C 九・七〇～八八・五八	
		一〇・二七五キロメートル	
		一二・四〇八	
		一三・五一五	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　百八十号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）	備考
総社市窪木字落合一〇三一番一から同市井尻野字松林八八八番三まで	前	A 九・〇〇～四二・〇〇	上記A、B及びCは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
		B 一二・二五～七五・六四	
	後	A 九・〇〇～四二・〇〇	
		B・C 一二・二五～四三・六八	
		六・六六九キロメートル	
		三・四九五	
		六・六六九	
		四・九〇七	
総社市井尻野字松林八八八番三から同市井尻野字浜町一〇三三番一まで	前	一五・四七～二三・一三	
	後	一六・八九～三三・三七	
		〇・〇二九キロメートル	
		〇・〇二九	

(四) 図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

○中国地方整備局告示第八十九号

次のように道路の供用を開始するので、高速自動車国道法（昭和三十二年法律第七十九号）第七条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から三十日間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日

中国地方整備局長　山本　大志

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
高速自動車国道中国横断自動車道尾道松江線	庄原市水越町字馬ヶ段五三五三番一から同市高野町和南原字上深石山五三一〇番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

供用開始の期日　令和八年九月一日

○九州地方整備局告示第八十八号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

九州地方整備局長　森下　博之

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　二百二号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
福岡市城南区梅林五丁目一三七番九から同市城南区梅林五丁目一三六番二二まで	前	五七・五〇～六〇・五〇
	後	五七・五〇～五九・〇〇
		〇・〇一四キロメートル
		〇・〇一四

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第六十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡下　淳

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三百三十四号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長（メートル）
北海道斜里郡斜里町ウトロ東四番一から同町ウトロ東四四九番まで	前	二〇・三五～二九・二九
	後	二〇・三五～二八・六四
		〇・〇四八キロメートル
		〇・〇四八

(四) 図面縦覧場所　北海道開発局及び同局網走開発建設部

○北海道開発局告示第六十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

北海道開発局長　岡下　淳

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五	小樽市築港一〇九番一地内	北海道開発局及び同局小樽開発建設部

供用開始の期日　令和八年九月一日

官　報　告

官　庁　事　項

人事院公示第26号

人事院は、人事院規則２－４（人事院の職員に対する権限の委任）第２項の規定に基づき、昭和38年人事院公示第５号の一部改正に関し、次のとおり決定した。

令和８年９月１日

人事院総裁　川本　裕子

１　次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改める。

改正後	改正前
１　（略）	１　（略）
２　委任する権限及び所掌事務	２　委任する権限及び所掌事務
一～六　（略）	一～六　（略）
七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項	七　人事院規則９―24（通勤手当）に規定する次に掲げる事項
⑴～⑮　（略）	⑴～⑮　（略）
⑯　第20条第２項第３号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている場合及び月について定めること。	（新設）
⑰　第20条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている支給額について定めること。	（新設）
⑱　第21条第１項の規定に基づき、人事院が定めることとされている場合について定めること。	（新設）
⑲　第21条第２項第１号イ⑴の規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。	⑯　第21条第２項第１号イの規定に基づき、人事院が定めることとされている月について定めること。
⑳　（略）	⑰　（略）
㉑　第21条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている月及び事項について定めること。	⑱　第21条第３項の規定に基づき、人事院が定めることとされている事項について定めること。
㉒～㉔　（略）	⑲～㉑　（略）
八～二十四　（略）	八～二十四　（略）
３・４　（略）	３・４　（略）

２　この決定による改正は、令和８年10月１日から効力を発生する。

東北地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日

東北地方整備局長　小島　　優

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道108号古川東バイパス	宮城県大崎市古川大幡字新田120番２から宮城県大崎市古川稲葉字角田８番まで
東北中央自動車道	秋田県湯沢市下院内字大槻沢117番１から秋田県湯沢市桑崎字上谷地261番１まで
日本海沿岸東北自動車道（琴丘能代道路）	秋田県能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢50番２から秋田県能代市二ツ井町切石字厩ケ台251番まで
日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）	秋田県能代市二ツ井町小繋字中島108番３から秋田県北秋田市今泉字根立場２番214まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字八幡原199番５から山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番５まで

３　指定及び解除する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　東北地方整備局長　小島　　優

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道108号	宮城県大崎市古川大幡字新田120番２から宮城県大崎市古川稲葉字角田８番まで
東北中央自動車道	秋田県湯沢市下院内字大槻沢117番１から秋田県湯沢市桑崎字上谷地261番１まで
日本海沿岸東北自動車道（琴丘能代道路）	秋田県能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢50番２から秋田県能代市二ツ井町切石字厩ケ台251番まで
日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）	秋田県能代市二ツ井町小繋字中島108番３から秋田県北秋田市今泉字根立場２番214まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字八幡原199番５から山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番５まで

３　指定及び解除する期日　令和８年９月１日

４　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と標示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定及び解除し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　東北地方整備局長　小島　　優

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道108号古川東バイパス	宮城県大崎市古川大幡字新田120番２から宮城県大崎市古川稲葉字角田８番まで
東北中央自動車道	秋田県湯沢市下院内字大槻沢117番１から秋田県湯沢市桑崎字上谷地261番１まで
日本海沿岸東北自動車道（琴丘能代道路）	秋田県能代市二ツ井町駒形字多郎兵衛沢50番２から秋田県能代市二ツ井町切石字厩ケ台251番まで
日本海沿岸東北自動車道（二ツ井今泉道路）	秋田県能代市二ツ井町小繋字中島108番３から秋田県北秋田市今泉字根立場２番214まで

２　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道47号	山形県新庄市大字福田字八幡原199番５から山形県最上郡戸沢村大字古口字真柄3000番５まで

３　指定及び解除する期日　令和８年９月１日

４　改正する通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道13号	秋田県湯沢市下院内（下院内インターチェンジ入口交差点）	一般国道13号横堀道路

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道13号横堀道路	秋田県湯沢市下院内（下院内インターチェンジ入口交差点）	一般国道13号

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定めた件（令和７年10月27日東北地方整備局公示）の一部を次のように改正する。

令和８年９月１日　　東北地方整備局長　小島　　優

1　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道45号	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号三陸道
一般国道45号三陸道	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号
一般国道112号	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	山形県道**梶**代鶴岡線
山形県道**梶**代鶴岡線	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県酒田市東両羽町（酒田市東両羽交差点）	酒田市道東両羽町大宮線
山形県道余目温海線	山形県鶴岡市温海（温海字温海交差点）	一般国道７号
一般国道112号	山形県鶴岡市東原町（鶴岡市東原町交差点）	山形県道鶴岡羽黒線
山形県道鶴岡羽黒線	山形県鶴岡市東原町（鶴岡市東原町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	山形県道比子八幡線
山形県道比子八幡線	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	一般国道７号
一般国道７号	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	鶴岡市道鉄工団地１号線
鶴岡市道鉄工団地１号線	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	一般国道７号

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道４号	宮城県大崎市古川沢田字新原際	市道古川沢田線
市道古川沢田線	宮城県大崎市古川沢田字新原際	一般国道４号
一般国道４号	宮城県大崎市古川沢田字新原際	市道古川三ツ江線
市道古川三ツ江線	宮城県大崎市古川沢田字新原際	一般国道４号
一般国道45号	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号三陸道
一般国道45号三陸道	岩手県陸前高田市気仙町字水上152番１（陸前高田長部インターチェンジ）	一般国道45号
一般国道112号	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	山形県道**梶**代鶴岡線（山形県鶴岡市宝田２丁目１番40方向の車線に限る）
山形県道**梶**代鶴岡線	山形県鶴岡市道形町（鶴岡市道形町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県鶴岡市温海（鶴岡市温海交差点）	山形県道余目温海線
山形県道鶴岡羽黒線	山形県鶴岡市東原町（鶴岡市東原町交差点）	一般国道112号
一般国道７号	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	山形県道比子八幡線
山形県道比子八幡線	山形県飽海郡遊佐町白木（遊佐町白木交差点）	一般国道７号
一般国道７号	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	鶴岡市道鉄工団地１号線
鶴岡市道鉄工団地１号線	山形県鶴岡市下清水（鶴岡市下清水交差点）	一般国道７号

2　解除する通行方法

⑴　交差点における右折にあたっての誘導

第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道112号	山形県寒河江市大字八鍬803番１	一般国道287号（山形県長井市方向の車線に限る）

北陸地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を次のとおり定める。

令和８年９月１日　　北陸地方整備局長　植田　雅俊

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道470号	石川県鳳珠郡穴水町此木壱100番１から石川県七尾市高田町井36番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

中部地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日　　中部地方整備局長　西村　　拓

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平８番１から愛知県新城市名号字杉本16番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中部地方整備局長　西村　　拓

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町大字三輪字大尻平８番１から愛知県新城市名号字杉本16番１まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中部地方整備局長　西村　　拓

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合788番４から浜松市浜名区引佐町東黒田字桑田263番３まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折の禁止

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点（十字路、丁字路その他２以上の道路が交わる場合における当該２以上の道路の交わる部分をいう。以下同じ。）を右折して第３欄の道路に入ってはならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道473号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合（佐久間川合インター交差点）	一般国道474号
浜松市道佐久間小田敷線	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオンランプ交差点）	一般国道474号
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオフランプ交差点）	一般国道473号

⑵　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
三重県道59号線	三重県松阪市上川町（上川大黒交差点）	一般国道42号
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合（佐久間川合インター交差点）	一般国道473号
一般国道473号	静岡県浜松市天竜区佐久間町川合（佐久間川合インター交差点）	一般国道474号
浜松市道佐久間小田敷線	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオンランプ交差点）	一般国道474号
一般国道474号	静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川（浦川インターオフランプ交差点）	一般国道473号
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道151号
一般国道151号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道474号
（既指定箇所の削除）		
一般国道42号	三重県尾鷲市南浦（尾鷲南インター交差点）	一般国道42号（熊野尾鷲道路）
一般国道42号	三重県松阪市八田町	一般国道42号

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
三重県道59号線	三重県松阪市上川町（上川大黒交差点）	一般国道42号
一般国道42号	三重県松阪市上川町（上川大黒交差点）	三重県道59号線
一般国道474号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道151号
一般国道151号	愛知県北設楽郡東栄町三輪下奈根	一般国道474号
（既指定箇所の削除）		
一般国道42号	三重県尾鷲市南浦（尾鷲南インター交差点）	一般国道42号（熊野尾鷲道路）

⑶　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日　　中部地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
亀山市関町坂掛地内	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年九月一日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局三重河川国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和八年九月一日から二週間一般の縦覧に供する。

令和八年九月一日　　中部地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　四十一号

(三) 占用を制限する区域

区域	備考
高山市久々野町長淀地先から同市久々野町木賊洞地先まで	

(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）

ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

(六) 占用の制限の開始の期日　令和八年九月一日

(七) 図面縦覧場所　中部地方整備局及び同局高山国道事務所

近畿地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　近畿地方整備局長　小林賢太郎

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道24号	奈良県橿原市新堂町39番１から同市東坊城町135番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

3　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

中国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日　　中国地方整備局長　山本　大志

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船2623番１から浅口市金光町佐方2459番１まで
一般国道180号	総社市総社字国府西1773番６から同市小寺字宇戸口384番１まで
一般国道180号	岡山市北区楢津橋本620番１から同市北区松尾787番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中国地方整備局長　山本　大志

1　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船2623番１から浅口市金光町佐方2459番１まで
一般国道180号	総社市総社字国府西1773番６から同市小寺字宇戸口384番１まで
一般国道180号	岡山市北区楢津橋本620番１から同市北区松尾787番１まで

2　指定する期日　令和８年９月１日

3　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定　トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

②後方警戒措置　後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

③道路情報の収集　道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　中国地方整備局長　山本　大志

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道２号	倉敷市玉島阿賀崎字唐船2623番１から浅口市金光町佐方2459番１まで
一般国道９号	浜田市三隅町三隅2053番１から益田市遠田町2398番１まで
一般国道180号	岡山市北区楢津橋本620番１から同市北区松尾787番１まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

四国地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を、下記のとおり指定する。

令和８年９月１日　　四国地方整備局長　奥田　晃久

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
四国横断自動車道（阿南ＩＣ～小松島南ＩＣ）	徳島県阿南市下大野町渡り上り569番１から徳島県小松島市立江字中ノ坪278番まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　四国地方整備局長　奥田　晃久

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
四国横断自動車道（阿南ＩＣ～小松島南ＩＣ）	徳島県阿南市下大野町渡り上り569番１から徳島県小松島市立江字中ノ坪278番地先まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵す恐れがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

九州地方整備局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　九州地方整備局長　森下　博之

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道220号	宮崎県宮崎市大字内海1133番１から宮崎県日南市南郷町榎原丙1928番１まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

⑴　交差点における左折又は右折にあたっての誘導

①　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を左折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第２条第１項第17号に規定するものをいう。）又は自転車（以下「他の車両等」という。）との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道220号	宮崎県日南市春日町（春日町交差点）	一般国道220号（宮崎県串間市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市油津２丁目（油津交差点）	一般国道220号（宮崎県串間市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町中村甲（中村交差点）	一般国道220号（宮崎県串間市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町南町（南町交差点）	一般国道220号（宮崎県串間市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町中村乙（目井津港入口交差点）	一般国道220号（宮崎県串間市の方向に限る）

②　第１欄の道路から第２欄に所在する交差点を右折して第３欄の道路に入るときは、他の車両等との衝突の危険を生じさせないよう、当該国際海上コンテナ車及び他の車両等の誘導を行う者又は車両を配置しておかなければならない。

第１欄	第２欄	第３欄
一般国道220号	宮崎県日南市春日町（春日町交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市油津二丁目（油津交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町南町（南町交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県日南市南郷町中村乙（目井津港入口交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）
一般国道220号	宮崎県串間市大字西方（今町交差点）	一般国道220号（宮崎県宮崎市の方向に限る）

⑵　橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

北海道開発局公示

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり指定する。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
音中道路	北海道中川郡音威子府村字音威子府128番２から同郡中川町字誉865番２地先まで
厚賀静内道路	北海道沙流郡日高町字美原341番３から同道新冠郡新冠町字高江70番２まで
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで
一般国道453号	北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓12番２から同町字上久保内197番４まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第２号イの規定に基づき、通行する車両の総重量の最高限度が車両の長さ及び軸距に応じ最大25トンである道路を次のとおり解除する。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで

２　解除する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、あわせて、同令第10条第１項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
音中道路	北海道中川郡音威子府村字音威子府128番２から同郡中川町字誉865番２地先まで
厚賀静内道路	北海道沙流郡日高町字美原341番３から同道新冠郡新冠町字高江70番２まで
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで
一般国道453号	北海道有珠郡壮瞥町字蟠渓12番２から同町字上久保内197番４まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

１の道路を通行する高さが3.8メートルを超え4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

①走行位置の指定	トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。
②後方警戒措置	後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を車両の後方の見やすい箇所に掲げること。
③道路情報の収集	道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第１項第３号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり解除する。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　解除する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
一般国道238号	紋別市沼の上228番５から同市小向79番３まで

２　解除する期日　令和８年９月１日

車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車（以下「国際海上コンテナ車」という。）の重量及び長さの最高限度を引き上げる道路として下記の道路を指定し、併せて、同令第10条第２項の規定に基づき、当該道路の通行方法を下記のとおり定める。

令和８年９月１日　　北海道開発局長　岡下　　淳

１　指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
音中道路	北海道中川郡音威子府村字音威子府128番２から同郡中川町字誉865番２地先まで
厚賀静内道路	北海道沙流郡日高町字美原341番３から同道新冠郡新冠町字高江70番２まで

２　指定する期日　令和８年９月１日

３　通行方法

次の通行方法によらなければならない。

橋等の通行方法

橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路（高速自動車国道を除く。）を通行する場合にあっては、徐行するとともに、１の径間の１の車線において限度超過車両（道路法（昭和27年法律第180号）第47条の２第１項に規定する車両をいう。）又は他の国際海上コンテナ車と連続して通行しないよう十分に注意して通行しなければならない。

国家試験

診療放射線技師国家試験の施行

診療放射線技師法（昭和26年法律第226号。以下「法」という。）第18条の規定により、第79回診療放射線技師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月18日（木曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県及び福岡県

ただし、行政事務の簡素合理化及び整理に関する法律（昭和58年法律第83号。以下「58年改正法」という。）による改正前の診療放射線技師及び診療エツクス線技師法（昭和26年法律第226号。以下「旧法」という。）に定める診療エツクス線技師試験（以下「診療エツクス線技師試験」という。）又は法附則第７項の規定による試験（以下「特例試験」という。）に合格した者であって、受験願書にその旨を記載し、試験科目の免除を受けて診療放射線技師国家試験を受けようとするものについては、東京都に限る。

３　試験科目　基礎医学大要、理工学・放射線科学、エックス線撮影機器学、エックス線撮影技術学、診療画像検査学、画像工学、医療画像情報学、核医学診療技術学、放射線治療技術学、放射線安全管理学及び医療安全管理学

ただし、２のただし書に該当する者については、次の科目を免除する。

基礎医学大要、理工学・放射線科学、エックス線撮影機器学、エックス線撮影技術学、画像工学及び放射線安全管理学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第20条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した診療放射線技師養成所において、３年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の診療放射線技術に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で法第３条の規定による免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の学力及び技能を有するものと認めたもの

⑶　58年改正法の施行の際（昭和59年10月１日）現に診療エツクス線技師又は診療エツクス線技師試験を受けることができた者であって、旧法第20条に規定する文部大臣が指定した学校又は厚生大臣が指定した診療放射線技師養成所において、１年以上診療放射線技師として必要な知識及び技能の修習を終えたもの（58年改正法の施行の際現に修習中の者であって、同法施行後にその修習を終えたものを含む。）

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　診療放射線技師法施行規則（昭和26年厚生省令第33号）第３号書式により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。ただし、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、２のただし書に該当する者にあっては、診療エツクス線技師試験（特例試験を含む。以下同じ。）に合格している旨を、受験願書の受験地の下に記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、診療放射線技師国家試験運営本部事務所又は診療放射線技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは診療放射線技師養成所又は診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

この場合、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

㋑　２のただし書に該当する者にあっては、診療エツクス線技師免許証の写し（診療放射線技師国家試験運営本部事務所若しくは診療放射線技師国家試験運営臨時事務所又は都道府県医務主管課若しくは保健所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）又は診療エツクス線技師試験の合格証書の写し（診療放射線技師国家試験運営本部事務所又は診療放射線技師国家試験運営臨時事務所に当該証書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）若しくは合格証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　診療放射線技師国家試験受験資格認定書の写し（診療放射線技師国家試験運営本部事務所又は診療放射線技師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、診療放射線技師国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる診療放射線技師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　試験手数料

ア　試験手数料は、11,400円とし、試験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、試験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年２月４日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、診療放射線技師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに診療放射線技師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

診療放射線技師国家試験運営本部事務所
東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの診療放射線技師国家試験運営臨時事務所とする。

診療放射線技師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

臨床検査技師国家試験の施行

臨床検査技師等に関する法律（昭和33年法律第76号。以下「法」という。）第12条の規定により、第73回臨床検査技師国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月17日（水曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目　医用工学概論（情報科学概論及び検査機器総論を含む。）、公衆衛生学（関係法規を含む。）、臨床検査医学総論（臨床医学総論及び医学概論を含む。）、臨床検査総論（検査管理総論及び医動物学を含む。）、病理組織細胞学、臨床生理学、臨床化学（放射性同位元素検査技術学を含む。）、臨床血液学、臨床微生物学及び臨床免疫学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第15条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、３年以上法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学（同法に基づく短期大学を除く。）又は旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学（以下「大学」という。）において医学又は歯学の正規の課程を修めて卒業したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　医師若しくは歯科医師（⑵に掲げる者を除く。）又は外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けたもの

⑷　次のいずれかに該当する者であって、大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、病態学（薬理学及び病態薬理学を除く。）、公衆衛生学、医用工学概論、血液検査学、病理検査学、尿・糞便等一般検査学、生化学検査学、免疫検査学、遺伝子関連・染色体検査学、輸血・移植検査学、微生物検査学、生理検査学、臨床検査総合管理学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修了する見込みの者を含む。）

ただし、次のいずれかに該当する者であって、平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたもの並びに平成27年３月31日までに医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修了する見込みの者を含む。）並びに令和４年３月31日までに大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの並びに令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修了する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

ア　大学において獣医学又は薬学の正規の課程を修めて卒業した者（令和９年３月11日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

イ　獣医師又は薬剤師（アに掲げる者を除く。）

ウ　外国の医学校、歯科医学校、獣医学校若しくは薬学校を卒業し、又は外国で獣医師免許若しくは薬剤師免許を受けた者

⑸　大学において病態学、公衆衛生学、医用工学概論、血液検査学、病理検査学、尿・糞便等一般検査学、生化学検査学、免疫検査学、遺伝子関連・染色体検査学、輸血・移植検査学、微生物検査学、生理検査学、臨床検査総合管理学及び医療安全管理学の各科目を修めて卒業した者（令和９年３月11日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）（⑷に掲げる者を除く。）

ただし、次のいずれかに該当する者であって、平成元年12月31日までに臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素臨床検査技術、医用電子工学概論及び看護学総論の各科目を修めたもの並びに平成27年３月31日までに医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの並びに平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学及び放射性同位元素検査技術学の各科目を修めたもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修了する見込みの者を含む。）並びに令和４年３月31日までに大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの並びに令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって、医用工学概論、臨床検査総論、臨床生理学、臨床化学、放射性同位元素検査技術学及び医療安全管理学の各科目を修めたもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修了する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

ア　大学（旧大学令に基づく大学を除く。）において保健衛生学の正規の課程を修めて卒業した者（令和９年３月11日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

イ　大学において医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、微生物学、医動物学、情報科学概論、検査機器総論、医用工学概論、臨床血液学（血液採取に関する内容を除く。）及び臨床免疫学の各科目を修めて卒業した者（令和９年３月11日（木曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、平成元年12月31日までに大学において、生理学、解剖学、病理学、微生物学及び生化学の各科目を修めて卒業した者に対しても、受験資格を認める。

⑹　外国の法第２条に規定する検査に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床検査技師の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

⑺　学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は衛生検査技師法の一部を改正する法律（昭和45年法律第83号。以下「改正法」という。）附則第10条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、改正法の施行の際（昭和46年１月１日）現に改正法による改正前の衛生検査技師法（昭和33年法律第76号。以下「改正前法」という。）第15条第１号の規定により指定されている学校において、３年以上改正前法第２条に規定する検査に必要な知識及び技能の修習を終えているもの又は当該学校において改正法の施行の際現に同条に規定する検査に必要な知識及び技能を修習中であって、その修習を改正法施行後に終えたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　臨床検査技師等に関する法律施行規則（昭和33年厚生省令第24号）様式第５により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床検査技師養成所又は臨床検査技師国家試験運営本部事務所若しくは臨床検査技師国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

エ　４の⑶に該当する者（外国で医師免許又は歯科医師免許を受けた者を除く。）が提出する書類　医師免許証の写し又は歯科医師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の⑷のア又はイに該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書若しくは卒業見込証明書又は獣医師免許証の写し若しくは薬剤師免許証の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該免許証の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

㋑　４の⑷本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑷ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）又は令和４年３月31日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑷ただし書に該当する者であって、令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

カ　４の⑸に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証書の写し、卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　大学において４の⑸本文に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑸ただし書に規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類及び平成27年４月１日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑸ただし書に該当する者であって、平成27年４月１日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）又は令和４年３月31日現在の在学証明書（在学証明書の提出は、４の⑸ただし書に該当する者であって、令和４年３月31日において現に大学、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床検査技師養成所において臨床検査技師となるのに必要な知識及び技能を習得中のものに限る。）

キ　４の⑸ただし書のイに該当する者が提出する書類　４の⑸ただし書のイに規定する科目を修めたことを証する書類若しくは修める見込みであることを証する書類又は４の⑸ただし書のイただし書に規定する科目を修めたことを証する書類

ク　４の⑶に該当する者のうち、外国で医師免許若しくは歯科医師免許を受けた者又は４の⑷のウに該当する者が提出する書類　当該免許証の写し等当該規定に該当することを証する書類の写し及び訳文（公的な機関（当該国の大使館、領事館、外務省等）において真実である旨の確認を受け、その証明を併せて提出すること。）

ケ　４の⑹に該当する者が提出する書類　臨床検査技師国家試験受験資格認定書の写し（臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

コ　４の⑺に該当する者が提出する書類

㋐　修業証明書若しくは卒業証書の写し又は卒業証明書

㋑　教科課程を明らかにした書類

なお、４の⑴又は⑵に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷又は⑸に該当する者であって、卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

また、４の⑴、⑵、⑷、⑸又は⑺に該当する者で卒業証書の写しを提出するものにあっては、臨床検査技師国家試験運営本部事務所又は臨床検査技師国家試験運営臨時事務所に卒業証書の原本を提示し、原本照合を受けること。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、臨床検査技師国家試験運営本部事務所とする。
ウ　ただし、下記に掲げる臨床検査技師国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。
北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ
エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、11,300円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年２月３日（水曜日）までに受験票が到着しない場合は、臨床検査技師国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。
７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに臨床検査技師国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
８　手続及び問い合わせ先
⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。
臨床検査技師国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135―0063　電話番号03（5579）6903
⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する臨床検査技師国家試験運営臨時事務所とする。

臨床検査技師国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
広島県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

理学療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第62回理学療法士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日
⑴　筆記試験　令和９年２月21日（日曜日）
⑵　口述試験及び実技試験　令和９年２月22日（月曜日）
２　試験地
⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県
⑵　口述試験及び実技試験　東京都
３　試験科目及び試験方法
⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下若しくは視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下又は周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者をいう。）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下又は周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者をいう。）に対しては、弱視用試験による受験を認める。
ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び理学療法
４　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第11条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した理学療法士養成施設において、３年以上理学療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　外国の理学療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で理学療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、理学療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。ただし、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、弱視用試験、点字試験、試験問題の読み上げ又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」、「読み上げ希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、理学療法士国家試験運営本部事務所又は理学療法士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は理学療法士国家試験運営本部事務所若しくは理学療法士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　理学療法士国家試験受験資格認定書の写し（理学療法士国家試験運営本部事務所又は理学療法士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、理学療法士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる理学療法士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、令和９年２月８日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、理学療法士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに理学療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

理学療法士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する理学療法士国家試験運営臨時事務所とする。

理学療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
香川県	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階 ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

作業療法士国家試験の施行

理学療法士及び作業療法士法（昭和40年法律第137号。以下「法」という。）第10条の規定により、第62回作業療法士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日

⑴　筆記試験　令和９年２月21日（日曜日）

⑵　口述試験及び実技試験　令和９年２月22日（月曜日）

2　試験地

⑴　筆記試験　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県、福岡県及び沖縄県

⑵　口述試験及び実技試験　東京都

3　試験科目及び試験方法

⑴　筆記試験　一般問題及び実地問題に区分して次の科目について行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下若しくは視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下又は周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者をいう。）に対しては、実地問題については行わない。また、重度視力障害者に対しては、点字、試験問題の読み上げ又はその併用による受験を認める。弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下又は周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼

中心視野角度が56度以下若しくは両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者をいう。）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

ア　一般問題　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、臨床心理学、リハビリテーション医学（リハビリテーション概論を含む。）、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

イ　実地問題　運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

⑵　口述試験及び実技試験　重度視力障害者に対して、筆記試験の実地問題に代えて次の科目について行う。運動学、臨床心理学、リハビリテーション医学、臨床医学大要（人間発達学を含む。）及び作業療法

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第12条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第６項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した作業療法士養成施設において、３年以上作業療法士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　外国の作業療法に関する学校若しくは養成施設を卒業し、又は外国で作業療法士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑶　法施行の際（昭和40年８月28日）現に文部大臣又は厚生大臣が指定した学校又は施設において、作業療法士となるのに必要な知識及び技能を修業中であって、法施行後に当該学校又は施設を卒業した者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　理学療法士及び作業療法士法施行規則（昭和40年厚生省令第47号。以下「規則」という。）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。ただし、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、弱視用試験、点字試験、試験問題の読み上げ又は点字試験と試験問題の読み上げの併用を希望する者は、受験願書の右上に「弱視用試験希望」、「点字試験希望」、「読み上げ希望」又は「点字試験と読み上げ希望」と朱書きで記載すること。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、作業療法士国家試験運営本部事務所又は作業療法士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は作業療法士国家試験運営本部事務所若しくは作業療法士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴又は⑶に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑵に該当する者が提出する書類　作業療法士国家試験受験資格認定書の写し（作業療法士国家試験運営本部事務所又は作業療法士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴又は⑶に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、作業療法士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる作業療法士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,100円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は郵送により交付する。なお、令和９年２月８日（月曜日）までに受験票が到着しない場合は、作業療法士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに作業療法士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

作業療法士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄する作業療法士国家試験運営臨時事務所とする。

作業療法士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
北海道	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
宮城県	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
東京都	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
愛知県	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
大阪府	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階

香川県　ランスタッド・高松支店　国家試験係
香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
福岡県　ランスタッド・広島支店　国家試験係
広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
ランスタッド・福岡支店　国家試験係
福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
沖縄県　人材派遣センターオキナワ　国家試験係
沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

視能訓練士国家試験の施行

視能訓練士法（昭和46年法律第64号。以下「法」という。）第11条の規定により、第57回視能訓練士国家試験を次のとおり施行する。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月18日（木曜日）

２　試験地　東京都及び大阪府

３　試験科目　基礎医学大要、基礎視能矯正学、視能検査学、視能障害学及び視能訓練学

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第５項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、３年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は視能訓練士法施行規則（昭和46年厚生省令第28号。以下「規則」という。）第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、外国語、心理学、保健体育、生物学、物理学、数学（統計学を含む。）及び教育学、倫理学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した視能訓練士養成所において、１年以上視能訓練士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月11日（木曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）。ただし、平成16年４月１日前に法第14条第２号の規定に基づき文部科学大臣が指定した学校又は厚生労働大臣が指定した視能訓練士養成所に入学し、又は入所した者であって、学校教育法に基づく大学若しくは旧大学令に基づく大学又は規則第11条第１号若しくは第２号に掲げる学校若しくは養成所において２年以上修業し、かつ、英語、心理学、保健体育及び教育学、倫理学、生物学、精神衛生、社会福祉又は保育のうち２科目の各科目を修めたものに対しても、受験資格を認める。

⑶　外国の視能訓練に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で視能訓練士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑷　法の施行の際（昭和46年７月19日）現に厚生大臣が指定した養成所において、視能訓練士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は当該知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍（中長期在留者については在留カード又は住民票、特別永住者については特別永住者証明書又は住民票、短期在留者については旅券その他の身分を証する書類）に記載されている文字を使用すること。

なお、戸籍に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、視能訓練士国家試験運営本部事務所又は視能訓練士国家試験運営臨時事務所において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは視能訓練士養成所又は視能訓練士国家試験運営本部事務所若しくは視能訓練士国家試験運営臨時事務所において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

㋒　返信用封筒　縦23.5センチメートル、横12センチメートルのもので、表面に、郵便番号及び宛先を記載し、590円（定形郵便110円＋一般書留480円）の郵便切手を貼り付け、書留の表示をすること。

イ　４の⑴、⑵又は⑷に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　視能訓練士国家試験受験資格認定書の写し（視能訓練士国家試験運営本部事務所又は視能訓練士国家試験運営臨時事務所に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

なお、４の⑴、⑵又は⑷に該当する者で修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月11日（木曜日）午後２時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月14日（月曜日）から令和９年１月４日（月曜日）までに提出すること。

イ　受験に関する書類を郵送する場合の提出先は、視能訓練士国家試験運営本部事務所とする。

ウ　ただし、下記に掲げる視能訓練士国家試験運営臨時事務所においては、受験に関する書類を直接持参する場合について、その提出を受け付けることとする。

北海道　ランスタッド・札幌支店
宮城県　ランスタッド・仙台支店
東京都　ランスタッド・試験監督事業部
愛知県　ランスタッド・名古屋支店
大阪府　ランスタッド・大阪支店
広島県　ランスタッド・広島支店
香川県　ランスタッド・高松支店
福岡県　ランスタッド・福岡支店
沖縄県　人材派遣センターオキナワ

エ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日その他の行政機関の休日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

オ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月４日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

カ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、15,800円とし、受験手数料の額に相当する収入印紙を受験願書に貼ることにより納付すること。この場合、収入印紙は消印しないこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、郵送により交付する。なお、令和９年２月４日（木曜日）までに受験票が到着しない場合は、視能訓練士国家試験運営本部事務所に問い合わせること。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月23日（火曜日）午後２時に厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに視能訓練士国家試験運営本部事務所に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　手続及び問い合わせ先

⑴　試験に関する手続及び問い合わせ先は下記のとおりとする。

視能訓練士国家試験運営本部事務所　東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階　郵便番号135－0063　電話番号03（5579）6903

⑵　５の⑵のアの期間に、受験に関する書類を直接持参する場合の提出先は下記の試験地を管轄するいずれかの視能訓練士国家試験運営臨時事務所とする。

視能訓練士国家試験運営臨時事務所

試験地	所在地
東京都	ランスタッド・札幌支店　国家試験係 北海道札幌市中央区北四条西４丁目１番３号　伊藤・加藤ビル５階
	ランスタッド・仙台支店　国家試験係 宮城県仙台市青葉区中央１丁目２番３号　仙台マークワン15階
	ランスタッド・試験監督事業部　国家試験係 東京都江東区有明３丁目６番11号　ＴＦＴビル東館７階
大阪府	ランスタッド・名古屋支店　国家試験係 愛知県名古屋市中区栄１丁目24番15号　プライム名古屋伏見ビル２階
	ランスタッド・大阪支店　国家試験係 大阪府大阪市北区梅田２丁目２番22号　ハービスＥＮＴオフィスタワー18階
	ランスタッド・広島支店　国家試験係 広島県広島市中区本通６番11号　明治安田生命広島本通ビル８階
	ランスタッド・高松支店　国家試験係 香川県高松市番町１丁目６番８号　高松興銀ビル８階
	ランスタッド・福岡支店　国家試験係 福岡県福岡市中央区天神１丁目６番８号　天神ツインビル９階
	人材派遣センターオキナワ　国家試験係 沖縄県那覇市久茂地１丁目７番１号　琉球リース総合ビル９階

あん摩マッサージ指圧師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第35回あん摩マッサージ指圧師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月27日（土曜日）

２　試験地

⑴　晴眼者　宮城県、東京都、愛知県、大阪府、香川県及び鹿児島県

⑵　視覚障害者　各都道府県

３　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論・経絡経穴概論、あん摩マッサージ指圧理論及び東洋医学臨床論

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　試験問題を録音したＤＡＩＳＹ－ＣＤの併用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長又は厚生労働大臣の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、３年以上、あん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能又は５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のあん摩マッサージ指圧師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するあん摩マッサージ指圧師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ－ＣＤの併用希望」又は「読み上げの併用希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月１日（火曜日）から同年12月18日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和９年１月27日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月５日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

はり師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第35回はり師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月28日（日曜日）

２　試験地

⑴　晴眼者　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　視覚障害者　各都道府県

３　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、はり理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にきゅう師国家試験を受けようとする者に対しては、はり理論又はきゅう理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの併用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

４　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、はり師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のはり師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するはり師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの併用希望」又は「読み上げの併用希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月１日（火曜日）から同年12月18日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和９年１月27日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月５日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

きゅう師国家試験の施行

あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律（昭和22年法律第217号。以下「法」という。）第２条第１項の規定により、第35回きゅう師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第３条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人東洋療法研修試験財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月28日（日曜日）

2　試験地

⑴　晴眼者　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県、鹿児島県及び沖縄県

⑵　視覚障害者　各都道府県

3　試験科目及び試験方法

⑴　試験科目　医療概論（医学史を除く。）、衛生学・公衆衛生学、関係法規、解剖学、生理学、病理学概論、臨床医学総論、臨床医学各論、リハビリテーション医学、東洋医学概論、経絡経穴概論、きゅう理論及び東洋医学臨床論

ただし、同時にはり師国家試験を受けようとする者に対しては、きゅう理論又ははり理論以外の共通科目について、受験者の申請によりその一方の試験を免除する。

⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、視覚障害者については、申請により次の方法による受験を認める。

ア　拡大文字、超拡大文字又は点字による受験

イ　試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの併用又は試験問題の読み上げの併用による受験

ただし、文部科学大臣の認定した学校の長、厚生労働大臣の認定した養成施設の長又は都道府県知事の認定した養成施設の長がやむを得ないと認めた者に限る。

ウ　照明器具、読書補助具、点字タイプライター等の使用による受験

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第２条第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第18条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の認定した学校、厚生労働大臣の認定した養成施設又は都道府県知事の認定した養成施設において、きゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律の一部を改正する法律（昭和63年法律第71号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第２条第１項の規定により文部大臣の認定した学校又は厚生大臣の認定した養成施設において同項に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって、改正法施行後にその修得を終えたもの

⑶　あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和26年文部省・厚生省令第２号）第４条に定める程度の著しい視覚障害があり、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者（法附則第18条の２第２項の規定により、学校教育法第57条の規定により高等学校に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、法附則第18条の２第１項の規定により文部科学大臣の認定した学校又は厚生労働大臣の認定した養成施設において、５年以上、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑷　沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和46年法律第129号）の施行の際（昭和47年５月15日）現に沖縄県内のきゅう師に係る学校若しくは養成施設を卒業している者又はこれらの学校若しくは養成施設において修業中であり、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行後に当該学校又は養成施設を卒業した者であって、法第２条第１項に規定するきゅう師となるのに必要な知識及び技能を修得した者と同等以上の知識及び技能を有する者として都道府県知事が認めたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　受験願書　あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律施行規則（平成２年厚生省令第19号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

なお、３の⑵のアによる受験を希望する者は、受験願書の右上に「拡大文字受験希望」、「超拡大文字受験希望」又は「点字受験希望」と記載すること。また、３の⑵のイを希望する者は、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの併用希望」又は「読み上げの併用希望」と記載すること。

イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人東洋療法研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは養成施設又は公益財団法人東洋療法研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月１日（火曜日）から同年12月18日（金曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、19,500円とし、受験手数料の額を公益財団法人東洋療法研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和９年１月27日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人東洋療法研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月５日（木曜日）までに公益財団法人東洋療法研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人東洋療法研修試験財団　東京都台東区上野７丁目６番５号　ＶＯＲＴ上野Ⅱ６階　郵便番号110―0005　電話番号03（5811）1666　ＦＡＸ番号03（5811）1667

臨床工学技士国家試験の施行

臨床工学技士法（昭和62年法律第60号。以下「法」という。）第11条の規定により、第40回臨床工学技士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療機器センターが行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年３月７日（日曜日）

2　試験地　北海道、東京都、大阪府及び福岡県

3　試験科目　医学概論（公衆衛生学、人の構造及び機能、病理学概論及び関係法規を含む。）、臨床医学総論（臨床生理学、臨床生化学、臨床免疫学及び臨床薬理学を含む。）、医用電気電子工学（情報処理工学を含む。）、医用機械工学、生体物性材料工学、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学及び医用機器安全管理学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。以下同じ。）であって、法第14条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、３年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は臨床工学技士法施行規則（昭和63年厚生省令第19号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、１年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第97号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第14条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した臨床工学技士養成所において、２年以上臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第98号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目
エ　外国語
オ　保健体育
カ　公衆衛生学、解剖学、生理学、病理学、生化学、免疫学、看護学概論、保健技術学、応用数学、医用工学概論、システム工学、情報処理工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、放射線工学概論、臨床医学概論及び内科診断学のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において解剖学、生理学、生化学、医学概論、公衆衛生学、病理学、薬理学、免疫学、チーム医療概論、関係法規、応用数学、電気工学、電子工学、機械工学、計測工学、医用工学、生体物性工学、医用材料工学、医用機器学概論、医用治療機器学、生体計測装置学、臨床支援技術学、生体機能代行技術学、医療安全管理学、臨床医学総論、臨床実習の各科目（令和４年厚生労働省告示第113号）を修めて卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

ただし、令和４年３月31日までに学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において公衆衛生学、医学概論、解剖学、生理学、病理学、生化学、薬理学、免疫学、看護学概論、応用数学、医用工学、電気工学、電子工学、物性工学、機械工学、材料工学、計測工学、医用機器学概論、生体機能代行装置学、医用治療機器学、生体計測装置学、医用機器安全管理学、臨床医学総論、関係法規及び臨床実習の各科目（以下、「昭和63年厚生省告示第99号指定科目」という。）を修めて卒業したもの並びに令和４年４月１日において現に学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において臨床工学技士となるのに必要な知識及び技能を習得中のものであって昭和63年厚生省告示第99号指定科目を修めて卒業したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）に対しても、受験資格を認める。

⑸　外国の生命維持管理装置の操作及び保守点検に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で臨床工学技士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶又は⑷に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑹　臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療機器センターにおいて交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは臨床工学技士養成所又は公益財団法人医療機器センターにおいて、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類
　㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書
　㋑　４の⑷に規定する科目を修めたことを証する書類又は修める見込みであることを証する書類
エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　臨床工学技士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人医療機器センターに当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
オ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能の修得を終えている者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書
カ　４の⑹に該当する者のうち、法施行の際現に臨床工学技士として必要な知識及び技能を修得中であって、その修得を法施行後に終えた者が提出する書類
　㋐　修業証明書又は卒業証明書
　㋑　昭和63年４月１日現在の在学証明書

なお、４の⑴から⑶までに該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の⑷に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、卒業証明書を、４の⑷に該当する者であって、当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、当該科目を修めたことを証する書類を、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年12月１日（火曜日）から同年12月18日（金曜日）までに公益財団法人医療機器センターに提出すること。
イ　受験に関する書類を郵送する場合は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月18日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
ウ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日及び日曜日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。
⑶　受験手数料
ア　受験手数料は、30,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療機器センターが指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。
⑷　受験票の交付　受験票は、令和９年２月19日（金曜日）に投函し郵送により交付する。
6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人医療機器センターホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。
7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月13日（金曜日）までに公益財団法人医療機器センターに申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。
8　試験に関する照会先　公益財団法人医療機器センター　東京都文京区本郷１丁目28番34号　本郷ＭＫビル２階　郵便番号113―0033　電話番号03（3813）8531　ＦＡＸ番号03（3813）7327

義肢装具士国家試験の施行

義肢装具士法（昭和62年法律第61号。以下「法」という。）第11条の規定により、第40回義肢装具士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第17条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人テクノエイド協会が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月19日（金曜日）
2　試験地　東京都
3　試験科目　臨床医学大要（臨床神経学、整形外科学、リハビリテーション医学、理学療法・作業療法、臨床心理学及び関係法規を含む。）、義肢装具工学（図学・製図学、機構学、制御工学、システム工学及びリハビリテーション工学）、義肢装具材料学（義肢装具材料力学を含む。）、義肢装具生体力学、義肢装具採型・採寸学及び義肢装具適合学
4　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第14条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第４条の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することができる者とみなされる者を含む。）であって、文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、３年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月１日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は義肢装具士法施行規則（昭和63年厚生省令第20号。以下「規則」という。）第13条に規定する学校、文教研修施設若しくは養成所（以下「大学等」という。）において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第14条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、２年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月１日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（昭和63年厚生省告示第100号）

ア　心理学、倫理学、社会学、人間発達学及び社会福祉学のうち１科目
イ　数学、物理学、生物学及び数理統計学のうち２科目
ウ　外国語
エ　保健体育
⑶　職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第44条第１項の規定に基づく義肢及び装具の製作に係る技能検定に合格した者のうち規則第14条に規定する者であって、法第14条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した義肢装具士養成所において、１年以上義肢装具士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月１日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑷　外国の義肢装具の製作適合等に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で義肢装具士の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの
⑸　義肢装具士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（昭和63年４月１日）現に義肢装具士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現にこれを修得中であって、法施行後にその修得を終えた者
5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　すべての受験者が提出する書類等
　㋐　受験願書　規則様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。
　㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人テクノエイド協会において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは義肢装具士養成所又は公益財団法人テクノエイド協会において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴から⑶までに該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　義肢装具士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人テクノエイド協会に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）
エ　４の⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書又は卒業証明書
なお、４の⑴から⑶までに該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月１日（月曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和９年１月４日（月曜日）から同年１月18日（月曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に提出すること。
イ　受験に関する書類の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。
ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月18日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。
エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類は返還しない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。
４の⑴に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月１日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料
ア　受験手数料は、59,800円とし、受験手数料の額を公益財団法人テクノエイド協会が指定する銀行の口座に振り込むこと。
イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和９年１月29日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、公益財団法人テクノエイド協会ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページにその受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月30日（月曜日）までに公益財団法人テクノエイド協会に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　公益財団法人テクノエイド協会　東京都新宿区神楽河岸１番１号　セントラルプラザ４階　郵便番号162―0823　電話番号03（3266）6884　ＦＡＸ番号03（3266）6885

柔道整復師国家試験の施行

柔道整復師法（昭和45年法律第19号。以下「法」という。）第10条の規定により、第35回柔道整復師国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第13条の３第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人柔道整復研修試験財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年３月７日（日曜日）

2　試験地　北海道、宮城県、東京都、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

3　試験科目及び試験方法
⑴　試験科目　解剖学、生理学、運動学、病理学概論、衛生学・公衆衛生学、一般臨床医学、外科学概論、整形外科学、リハビリテーション医学、柔道整復理論及び関係法規
⑵　試験方法　筆記試験により行う。ただし、重度視力障害者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.03以下の者、視力の良い方の眼の矯正視力が0.04かつ他方の眼の矯正視力が手動弁以下の者、周辺視野角度（Ⅰ／４視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（Ⅰ／２視標による。以下同じ。）が28度以下の者、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下の者その他点字、試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤを使用しなければ受験が困難と文部科学大臣の指定した学校の長又は都道府県知事の指定した養成施設の長が認めた者）に対しては、申請により点字、試験問題を録音したＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用又はその併用による受験を認める。また、弱視者（視力の良い方の眼の矯正視力が0.15以下の者、周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下の者、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下の者その他試験時間を延長しなければ受験が困難と文部科学大臣の指定した学校の長又は都道府県知事の指定した養成施設の長が認めた者）に対しては、弱視用試験による受験を認める。

4　受験資格
⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者（法第12条第１項の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者又は法附則第11項の規定により学校教育法第90条第１項の規定により大学に入学することのできる者とみなされる者を含む。）であって、３年以上、文部科学省令・厚生労働省令で定める基準に適合するものとして、文部科学大臣の指定した学校又は都道府県知事の指定した柔道整復師養成施設において柔道整復師となるのに必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月17日（水曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）
⑵　柔道整復師法の一部を改正する法律（昭和63年法律第72号。以下「改正法」という。）の施行の際（平成２年４月１日）現に改正法による改正前の法第12条の規定により文部大臣の指定した学校又は厚生大臣の指定した柔道整復師養成施設において同条に規定する知識及び技能の修得を終えている者並びに改正法施行の際現に当該学校又は柔道整復師養成施設において当該知識及び技能を修得中の者であって改正法施行後にその修得を終えたもの

5　受験手続
⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。
ア　受験願書　柔道整復師法施行規則（平成２年厚生省令第20号）様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。
なお、点字試験、ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用、点字試験とＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用の併用又は弱視用試験を希望する者は、受験願書の右上に「点字試験希望」、「ＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」、「点字試験とＤＡＩＳＹ―ＣＤの使用希望」又は「弱視用試験希望」と朱書きで記載すること。
イ　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人柔道整復研修試験財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。
なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは柔道整復師養成施設又は公益財団法人柔道整復研修試験財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。
ウ　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書
なお、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出した者にあっては、令和９年３月17日（水曜日）午後５時までに修業証明書又は卒業証明書を提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等
ア　受験に関する書類は、令和８年12月21日（月曜日）から令和９年１月13日（水曜日）までに公益財団法人柔道整復研修試験財団に提出すること。
イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月13日（水曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始（令和８年12月29日（火曜日）から令和９年１月３日（日曜日）まで）を除く。）午前９時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、23,900円とし、受験手数料の額を公益財団法人柔道整復研修試験財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和９年２月18日（木曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人柔道整復研修試験財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年12月18日（金曜日）までに公益財団法人柔道整復研修試験財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人柔道整復研修試験財団　東京都港区西新橋１丁目11番４号　日土地西新橋ビル６階　郵便番号105―0003　電話番号03（6205）4731　ＦＡＸ番号03（6205）4732

歯科衛生士国家試験の施行

歯科衛生士法（昭和23年法律第204号。以下「法」という。）第11条の規定により、第36回歯科衛生士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第12条の４第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年３月７日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び沖縄県

３　試験科目　人体（歯・口腔を除く。）の構造と機能、歯・口腔の構造と機能、疾病の成り立ち及び回復過程の促進、歯・口腔の健康と予防に関わる人間と社会の仕組み、歯科衛生士概論、臨床歯科医学、歯科予防処置論、歯科保健指導論及び歯科診療補助論

４　受験資格

⑴　文部科学大臣の指定した歯科衛生士学校を卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　都道府県知事の指定した歯科衛生士養成所を卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　外国の歯科衛生士学校を卒業し、又は外国において歯科衛生士免許を得た者であって、厚生労働大臣が⑴又は⑵に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科衛生士法施行規則（平成元年厚生省令第46号）様式第６号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科衛生士学校若しくは歯科衛生士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴又は⑵に該当する者が提出する書類　卒業証明書又は卒業見込証明書

ウ　４の⑶に該当する者が提出する書類　歯科衛生士国家試験受験資格認定書の写し（一般財団法人歯科医療振興財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和９年１月５日（火曜日）から同年１月14日（木曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和９年１月14日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴又は⑵に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、14,300円とし、受験手数料の額を所定の５連式払込用紙を用いて一般財団法人歯科医療振興財団が指定する郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和９年２月８日（月曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

歯科技工士国家試験の施行

歯科技工士法（昭和30年法律第168号。以下「法」という。）第12条の規定により、第12回歯科技工士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第15条の３第１項の規定により指定試験機関として指定された一般財団法人歯科医療振興財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

１　試験期日　令和９年２月21日（日曜日）

２　試験地　北海道、宮城県、東京都、神奈川県、新潟県、愛知県、大阪府、広島県、香川県、福岡県及び大分県

３　試験科目

⑴　学説試験　歯科理工学、歯の解剖学、顎口腔機能学、有床義歯技工学、歯冠修復技工学、矯正歯科技工学、小児歯科技工学及び関係法規

⑵　実地試験　歯科技工実技

４　受験資格

⑴　文部科学大臣の指定した歯科技工士学校を卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑵　都道府県知事の指定した歯科技工士養成所を卒業した者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

⑶　歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者

⑷　外国の歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所を卒業し、又は外国で歯科技工士の免許を受けた者で、厚生労働大臣が⑴、⑵又は⑶に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認めたもの

5　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　歯科技工士法施行規則（昭和30年厚生省令第23号）様式第４号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に（シギ）の記号、撮影年月日及び氏名を記載し、一般財団法人歯科医療振興財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している歯科技工士学校若しくは歯科技工士養成所又は一般財団法人歯科医療振興財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の⑴、⑵又は⑶に該当する者が提出する書類　卒業証明書、卒業見込証明書又は歯科医師国家試験等を受けることができる者である旨を証する書類

ウ　４の⑷に該当する者が提出する書類　歯科技工士国家試験受験資格認定書の写し（一般財団法人歯科医療振興財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年12月１日（火曜日）から同年12月７日（月曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月７日（月曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　書類の提出については次のことに注意すること。

４の受験資格の⑴、⑵又は⑶に該当する者であって、卒業見込証明書を提出したものにあっては、令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに卒業証明書の提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑷　受験手数料

ア　受験手数料は、30,000円とし、受験手数料の額を所定の５連式払込用紙を用いて一般財団法人歯科医療振興財団が指定する郵便局又は銀行の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑸　受験票の交付　受験票は、令和９年１月22日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

6　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、一般財団法人歯科医療振興財団ホームページ及び厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

7　受験に伴う配慮　視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年11月27日（金曜日）までに一般財団法人歯科医療振興財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

8　試験に関する照会先　一般財団法人歯科医療振興財団　東京都千代田区九段北４丁目１番20号　歯科医師会館内　郵便番号102―0073　電話番号03（3262）3381　ＦＡＸ番号03（3262）2179

言語聴覚士国家試験の施行

言語聴覚士法（平成９年法律第132号。以下「法」という。）第30条の規定により、第29回言語聴覚士国家試験を次のとおり施行する。

なお、試験の実施に関する事務は、法第36条第１項の規定により指定試験機関として指定された公益財団法人医療研修推進財団が行う。

令和８年９月１日

厚生労働大臣　上野賢一郎

1　試験期日　令和９年２月20日（土曜日）

2　試験地　北海道、東京都、愛知県、大阪府、広島県及び福岡県

3　試験科目　基礎医学、臨床医学、臨床歯科医学、音声・言語・聴覚医学、心理学、音声・言語学、社会福祉・教育、言語聴覚障害学総論、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学、発声発語・嚥下障害学及び聴覚障害学

4　受験資格

⑴　学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条第１項の規定により大学に入学することができる者（法第33条第１号の規定により文部科学大臣の指定した学校が大学である場合において、当該大学が学校教育法第90条第２項の規定により当該大学に入学させた者を含む。）その他その者に準ずるものとして言語聴覚士法施行規則（平成10年厚生省令第74号。以下「規則」という。）第13条に定める者であって、法第33条第１号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、３年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑵　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令（大正７年勅令第388号）に基づく大学又は規則第14条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において２年（高等専門学校にあっては、５年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第33条第２号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、１年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（平成10年厚生省告示第225号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目（統計学を含む。）
エ　外国語
オ　保健体育
カ　基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）、社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）、言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）、失語・高次脳機能障害学、言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）、発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）及び聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）のうち８科目

⑶　学校教育法に基づく大学若しくは高等専門学校、旧大学令に基づく大学又は規則第15条に定める学校、文教研修施設若しくは養成所において１年（高等専門学校にあっては、４年）以上修業し、かつ、厚生労働大臣の指定する科目を修めた者であって、法第33条第３号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、２年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（平成10年厚生省告示第226号）

ア　人文科学のうち２科目
イ　社会科学のうち２科目
ウ　自然科学のうち２科目（統計学を含む。）
エ　外国語
オ　保健体育
カ　基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）、臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）、臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）、音声・言語・聴覚医学（神経系

の構造、機能及び病態を含む。）、臨床心理学、生涯発達心理学、学習・認知心理学（心理測定法を含む。）、言語学、音声学、言語発達学、音響学（聴覚心理学を含む。）及び社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）のうち４科目

⑷　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学において厚生労働大臣の指定する科目を修めて卒業した者その他その者に準ずるものとして規則第16条に定める者（令和９年３月15日（月曜日）までに卒業する見込みの者を含む。）

なお、厚生労働大臣の指定する科目は、次のとおりである。（平成10年厚生省告示第227号）

ア　基礎医学（医学総論、解剖学、生理学及び病理学を含む。）

イ　臨床医学（内科学、小児科学、精神医学、リハビリテーション医学、耳鼻咽喉科学、臨床神経学及び形成外科学を含む。）

ウ　臨床歯科医学（口腔外科学を含む。）

エ　音声・言語・聴覚医学（神経系の構造、機能及び病態を含む。）

オ　臨床心理学

カ　生涯発達心理学

キ　学習・認知心理学（心理測定法を含む。）

ク　言語学

ケ　音声学

コ　言語発達学

サ　音響学（聴覚心理学を含む。）

シ　社会福祉・教育（社会保障制度、リハビリテーション概論及び関係法規を含む。）

ス　言語聴覚障害学総論（言語聴覚障害診断学を含む。）

セ　失語・高次脳機能障害学

ソ　言語発達障害学（脳性麻痺及び学習障害を含む。）

タ　発声発語・嚥下障害学（音声障害、構音障害及び吃音を含む。）

チ　聴覚障害学（小児聴覚障害、成人聴覚障害、聴力検査並びに補聴器及び人工内耳を含む。）

ツ　臨床実習

⑸　学校教育法に基づく大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に基づく大学を卒業した者その他その者に準ずるものとして規則第17条に定める者であって、法第33条第５号の規定により文部科学大臣が指定した学校又は都道府県知事が指定した言語聴覚士養成所において、２年以上言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得したもの（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

⑹　外国の法第２条に規定する業務に関する学校若しくは養成所を卒業し、又は外国で言語聴覚士に係る厚生労働大臣の免許に相当する免許を受けた者であって、厚生労働大臣が⑴、⑵、⑶、⑷又は⑸に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認定したもの

⑺　言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得させる学校又は養成所であって、法附則第２条の規定により文部大臣又は厚生大臣が指定したものにおいて、法施行の際（平成10年９月１日）現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えている者又は法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えた者（令和９年３月15日（月曜日）までに修業し、又は卒業する見込みの者を含む。）

５　受験手続

⑴　試験を受けようとする者は、次の書類等を提出すること。

ア　すべての受験者が提出する書類等

㋐　受験願書　規則様式第５号により作成するとともに、受験願書に記載する氏名は、戸籍の謄本若しくは抄本又は住民票に記載されている限りにおいて、氏名の横に括弧書きの上、旧姓を併記して申請することができる。

㋑　写真　出願前６月以内に脱帽正面で撮影した縦６センチメートル、横４センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載し、公益財団法人医療研修推進財団において交付する受験写真用台紙に貼り付けた上、同台紙に所定の事項を記入して提出すること。

なお、写真の提出に当たっては、卒業し、若しくは在籍している学校若しくは言語聴覚士養成所又は公益財団法人医療研修推進財団において、その写真が受験者本人と相違ない旨の確認を受けること。

イ　４の受験資格の⑴から⑶まで及び⑸に該当する者が提出する書類　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

ウ　４の受験資格の⑷に該当する者が提出する書類

㋐　卒業証明書又は卒業見込証明書

㋑　４の⑷の厚生労働大臣の指定する科目を修めた旨を証する書類又は修める見込みであることを証する書類

エ　４の受験資格の⑹に該当する者が提出する書類　言語聴覚士国家試験受験資格認定書の写し（公益財団法人医療研修推進財団に当該認定書の原本を提示し、原本照合を受けたもの）

オ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能の修得を終えているものが提出する書類　修業証明書又は卒業証明書

カ　４の受験資格の⑺に該当する者のうち法施行の際現に言語聴覚士として必要な知識及び技能を修得中であり、その修得を法施行後に終えたものが提出する書類

㋐　修業証明書若しくは修業見込証明書又は卒業証明書若しくは卒業見込証明書

㋑　平成10年９月１日現在の在学証明書

なお、４の受験資格の⑴から⑶まで、⑸及び⑺に該当する者であって、修業見込証明書又は卒業見込証明書を提出したものにあっては、修業証明書又は卒業証明書を、４の受験資格の⑷に該当する者であって、卒業見込証明書又は当該科目を修める見込みであることを証する書類を提出したものにあっては、卒業証明書又は当該科目を修めたことを証する書類を令和９年３月15日（月曜日）午後５時までに提出すること。当該期日までに提出がなされないときは、当該受験は原則として無効とする。

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、令和８年11月16日（月曜日）から同年12月４日（金曜日）までに公益財団法人医療研修推進財団に提出すること。

イ　受験に関する書類を直接持参する場合の受付時間は、アの期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午前12時までと午後１時から午後５時までとする。

ウ　受験に関する書類を郵送する場合は、書留郵便をもって送付すること。この場合、令和８年12月４日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

エ　受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類の返還及び受験地の変更は認めない。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、38,400円とし、受験手数料の額を公益財団法人医療研修推進財団が指定する銀行又は郵便局の口座に振り込むこと。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付　受験票は、令和９年２月３日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

６　合格者の発表　試験の合格者は、令和９年３月26日（金曜日）午後２時に、厚生労働省ホームページの資格・試験情報のページ及び公益財団法人医療研修推進財団ホームページに、その受験地及び受験番号を掲載して発表する。

７　受験に伴う配慮　身体、視覚、聴覚、音声機能又は言語機能に障害を有する者で受験を希望するものは、令和８年10月30日（金曜日）までに公益財団法人医療研修推進財団に申し出ること。申し出た者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講ずることがある。

８　試験に関する照会先　公益財団法人医療研修推進財団　東京都港区西新橋１丁目６番11号　西新橋光和ビル７階　郵便番号105―0003　電話番号03（3501）6515　ＦＡＸ番号03（3539）6636

公　告

諸事項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

令和８年（フ）第１９６３号
名古屋市熱田区一番２丁目11番８号　一番町ヒューマンビル301号、従前の住所愛知県西尾市下矢田町薄畑５番地３
債務者　細工　弘貴
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西山　大樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第８９５号
京都府八幡市八幡山路74番地
債務者　古賀　　勲
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨山　はな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８９６号
京都府八幡市八幡山路74番地
債務者　古賀富美子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　冨山　はな
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月18日午前10時
5　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第４０１５号
大阪府東大阪市稲田新町２丁目37番24号　メゾンドール　407号
債務者　鈴　　寛之
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉原　　基
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月19日午後２時10分
5　免責意見申述期間　令和８年11月５日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７号
島根県浜田市下府町1451番地
債務者　中西　悠介
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　南　　秀樹
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
松江地方裁判所浜田支部

令和８年（フ）第９９号
山口県宇部市則貞５丁目12番20―105号
債務者　西村　良平
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大江　公哉
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月９日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月６日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第６６号
岐阜県揖斐郡池田町八幡98番地の６、前住所岐阜県揖斐郡池田町粕ヶ原1623番地の13
債務者　飯田　　敦
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　佐々木啓太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月16日午前10時45分
5　免責意見申述期間　令和８年11月９日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２２７号
福井市若杉２丁目601番地　愛寿苑
債務者　奥村　義弘　法定代理人成年後見人　角谷　浩典
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　康人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時25分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２３３号
福井県丹生郡越前町宿第７号７番地
債務者　寺澤　君枝
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　端　将一郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午前10時35分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第３０２号
愛知県碧南市白砂町５丁目19番地25
債務者　柴田　栞汐
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　河村　哲子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月24日午後２時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月10日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第１３１１号
さいたま市桜区大字白鍬394番地　白鍬団地１―405
債務者　金澤　孝道
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安田　和男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後１時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第２９６号
静岡県沼津市西添町31番地の１　ヴィラミズリーケン205号
債務者　郷家　光広
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　西宮由希子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月12日午後２時
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第９５８号
名古屋市千種区千代が丘１番110―410号　千代が丘団地
債務者　山口　　奏
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　ゆき
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月25日午後１時40分
5　免責意見申述期間　令和８年11月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第２５５号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮871番地の１
債務者　大塚　綾乃
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　阿久根展大
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第１０５号
山口県宇部市大字際波708番地55、住民票上の住所山口市平井1382番地17
債務者　伊東　淳也
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中原　智也
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月13日午前10時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月12日まで
山口地方裁判所宇部支部

令和８年（フ）第５０３号
埼玉県三郷市彦成４丁目１番６―306号
債務者　西山冨士子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　宮内　法男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月27日午後３時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第４２３号
愛知県安城市榎前町内畑57番地
債務者　近藤千家子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　本多　朱里
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年12月１日午後１時20分
5　免責意見申述期間　令和８年11月17日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３４号
大分県国東市武蔵町古市173番地　ラフレシールＡ202号
債務者　秋吉　美佳
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井雄一朗
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午後３時
5　免責意見申述期間　令和８年11月19日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第８８号
岐阜県大垣市桧町1340番地
債務者　佐久間秀和
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第８９号
岐阜県大垣市長松町401番地１　コッタウン１　101号室、前住所岐阜県不破郡垂井町平尾236番地の３
債務者　佐久間邦和
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　安藤　友人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月30日午前11時
5　免責意見申述期間　令和８年11月24日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

令和８年（フ）第２８９号
静岡県沼津市下香貫馬場434番地の１　ペピタ桂201、前住所静岡県沼津市西沢田602番地ＭＫマンション201号室
債務者　山田　朱夏
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　影島由美子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　令和８年11月26日午前11時30分
5　免責意見申述期間　令和８年11月25日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

令和８年（フ）第１４５７号
札幌市東区北14条東５丁目５番８－403号
債務者　石井　　了
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４５８号
札幌市東区北14条東５丁目５番８－403号
債務者　石井　里絵（旧姓田端）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１４７１号
札幌市西区山の手６条５丁目４番１号　ブレ山の手Ⅱ－302号
債務者　倉内ひかる
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１５１５号
札幌市豊平区平岸２条11丁目１番25号　ヴィラオリオン103号
債務者　渡辺　英樹
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６０４号
札幌市中央区北12条西15丁目２番13号　ロイヤルハイツ桑園110号
債務者　平山　孝夫
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６１５号
札幌市西区二十四軒４条３丁目３番８－103号
債務者　山本　一貴
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１６７０号
北海道江別市大麻園町23番地　８－202
債務者　伊藤　克彦
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２３号
北海道標津郡中標津町西６条南２丁目２　下宿サンフラワー201、住民票上の住所北海道標津郡中標津町西８条南９丁目４番地４
債務者　冨田　公代
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第２６号
北海道目梨郡羅臼町礼文町36番地３
債務者　野田　敏明
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第２８号
北海道根室市昭和町３丁目118番地１
債務者　作田　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第３０号
北海道野付郡別海町西春別幸町31番地の２
債務者　永江　研児
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
釧路地方裁判所根室支部

令和８年（フ）第７６号
青森県三戸郡田子町大字田子字天神堂向24番地の24　カントリーハウス　５号
債務者　根市　美穂
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
群馬県前橋市天川大島町27番地
債務者　清水　美夢
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２２号
群馬県藤岡市篠塚633番地　県住Ａ棟112号、申立時の住所群馬県佐波郡玉村町大字下新田1155番地２　かすみ荘106号
債務者　田村　優子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２２８号
群馬県前橋市三俣町二丁目29番地12
債務者　佐々木英里加
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５２号
群馬県館林市南美園町９番地の14
債務者　石毛　正美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１３０９号
埼玉県戸田市喜沢１丁目９番地の１　リヴェール喜沢101号室
債務者　佐藤　優希（旧姓福士）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１９２号
埼玉県草加市谷塚町1247番地１　レオパレスアドバンテージ303号
債務者　安嶋　円香
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第２８５号
埼玉県春日部市南中曽根346番地１　ヴィアーレ・ヤマザキＡ―201
債務者　鎌田　怜奈
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

令和８年（フ）第１４８号
千葉県匝瑳市八日市場ニ386番地１
債務者　高柳　昂平
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第９８２号
神奈川県茅ヶ崎市西久保726番地　サンシティナルセＡ101
債務者　安慶名拓真
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１４２２号
横浜市瀬谷区二ツ橋町151番地１　ＳＵＮＬＩＧＨＴ瀬谷110
債務者　長田　愛斗
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５９９号
神奈川県藤沢市藤沢１丁目３番21―105号
債務者　村岡みゆき
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６０７号
横浜市保土ケ谷区神戸町134番地９　ＹＡＤＯＲＥＳＩ　５号室
債務者　神田　　亨
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１６１９号
神奈川県藤沢市遠藤703番地の12　滝の沢コープタウンＥ105
債務者　牧野　芽育（旧姓横田）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２４号
横浜市西区平沼１丁目40番17―320号
債務者　青木　義則
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７２７号
横浜市南区井土ケ谷中町84番地５　ハイム井土ケ谷204号
債務者　中嶋　香織
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７４２号
神奈川県茅ヶ崎市出口町９番８号　ハピア茅ヶ崎103
債務者　中村　まり
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１７７２号
横浜市青葉区鴨志田町946番地　丸政建設内
債務者　大澤　隆司
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８１２号
神奈川県綾瀬市寺尾西２丁目６番47号
債務者　熊坂　梨乃
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１８８３号
横浜市戸塚区上倉田町858番地２　ドミール須田106号
債務者　村木　貴紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１９５６号
横浜市港北区錦が丘１番13号　トラスティさがみ103
債務者　杉崎　弘幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第４８６号
川崎市宮前区南野川３丁目８番24―505号　野川南台団地
債務者　細野　昭子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６２２号
川崎市川崎区京町３丁目14番15号　レジデンスアサマ　103
債務者　大倉　裕二
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６３２号
川崎市高津区末長１丁目３番６号　ヒルズすえなが　309
債務者　松崎　彩果（旧姓上田）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第６４８号
川崎市川崎区浅田２丁目９番10号　ホープハイム　301
債務者　樋口麻紀子（旧姓富）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
新潟県小千谷市大字桜町180番地１　ビレッジハウス小千谷２―204
債務者　星野　則子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
新潟県柏崎市岩上２―21―207　エスポワール岩上、住民票上の住所新潟県柏崎市向陽町1279番地314
債務者　髙橋　翔太
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第１１１号
愛知県豊橋市草間町字郷裏21番地　オーチャードハウス201号
債務者　坂上　優希
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部

令和８年（フ）第２０号
京都府舞鶴市字上安1923番地１―246号、前住所大阪府八尾市佐堂町１丁目７番６号　高橋マンション301号
債務者　前田　リサ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第２３号
京都府舞鶴市行永東町９番地の１
債務者　橋垣　　恵
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

令和８年（フ）第３５５号
大阪府貝塚市麻生中1190　セルティア東貝塚205、住民票上の住所大阪府泉南市男里６丁目15番２―Ａ417号
債務者　山下　拓斗
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３７５号
大阪府泉南市信達大苗代1241番地の１
債務者　堀越　圭吾
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１１号
大阪府和泉市三林町231番地の15
債務者　桜井　朱実
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４１２号
代替住所Ａ（旧住所）大阪府和泉市上町436番地の36
債務者　藪田　稀世（旧姓仁木）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３４号
大阪府岸和田市南上町１丁目39番７―103号
債務者　畠中　悠人
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４３９号
大阪府泉大津市東豊中町３丁目６番32号
フォレスト泉101号
債務者　上田英美子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４０号
大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地52棟804号
債務者　山田いずみ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４４号
大阪府阪南市尾崎町１丁目40番11号
債務者　小野　友紀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４７号
大阪府泉南市馬場２―38―14　和泉南病院内、住民票上の住所大阪府泉南市信達大苗代62番地　泉南一丘団地46棟312号
債務者　中井　幸子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４８号
大阪府岸和田市土生町２丁目１番21号　ユウビルディング401号
債務者　夏目　勝行
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４４９号
大阪府泉南市新家1414番地の100
債務者　田中　妙子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５０号
大阪府貝塚市津田北町17番２―907号
債務者　冨井　真緒
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５４号
大阪府泉南市樽井６丁目３番52号
債務者　大前　美泉
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５５号
大阪府岸和田市北町15番12―202号シャンブル北町、住民票上の住所大阪府岸和田市土生町５丁目12番７―401号
債務者　片山　峻平
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４５６号
大阪府泉南市樽井３丁目37番22号　泉南プレミアムスイート103号
債務者　品田　　幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６０号
大阪府阪南市桑畑559番地の18
債務者　矢野　利絵
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６２号
大阪府泉大津市高津町12番６―105号、前住所大阪府泉北郡忠岡町高月北１丁目11番23号　ライオンズマンション104
債務者　小島　律子（旧姓梅田）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６３号
大阪府和泉市箕形町２丁目１―12―206、住民票上の住所大阪府和泉市箕形町四丁目６番94号
債務者　岸田　太一
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６４号
大阪府岸和田市松風町15番40号
債務者　安原　　亮
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６５号
大阪府貝塚市三ツ松2722番地　12棟201号
債務者　松尾なを子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６７号
大阪府岸和田市下野町１丁目11番18号、前住所大阪府岸和田市磯上町５丁目18番３号
債務者　岡野慶次郎
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４６９号
大阪府貝塚市浦田88番地７　セントドエル205号
債務者　上野　恵美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目14番16―301号
債務者　松井　正幸
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第４７２号
大阪府泉南郡熊取町つばさが丘北３丁目６番８号
債務者　酒井　香予（旧姓谷岡）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月13日まで　大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２６２号
盛岡市みたけ四丁目33番17号　第二ユートピア201号、前住所盛岡市北天昌寺町４番52号メゾン北都120号
債務者　前川　勝弘
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第２７５号
岩手県紫波郡矢巾町大字又兵エ新田第４地割450番地　海老沼荘５号
債務者　村上　和子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　盛岡地方裁判所第２民事部

令和８年（フ）第７６号
福島県会津若松市西年貢二丁目５番21号ラ・ペンゾーネ　１号、前住所福島県会津若松市城北町８番35号
債務者　須藤サキ子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　福島地方裁判所会津若松支部破産係

令和８年（フ）第３４２号
愛知県岡崎市渡町字薬師畔19番地１　パークサイド大久保　Ｂ―102
債務者　橋本　圭佑
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３５４号
愛知県豊田市猿投町地家65番地
債務者　柴田　篤人
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３６７号
愛知県岡崎市井田町字茨坪26番地16
債務者　勝場　文惠
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第３８１号
愛知県岡崎市中町２丁目５番地１　ヴィレッジ・ヴァーナル　302
債務者　山田　浩稀
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
香川県高松市三条町443番地９
債務者　中川　恵巳
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第２１５号
香川県小豆郡小豆島町草壁本町602番地80203号
債務者　細田　政子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第５２号
熊本県八代市迎町二丁目６号２番地（101）コーポＫＹ、異動前住所熊本県八代市島田町988番地（101）ラピューラフォレスト
債務者　松本　昌也
1　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月14日まで　熊本地方裁判所八代支部

令和８年（フ）第９７２号
東京都小平市小川西町２丁目３番408号
債務者　橋本　哲子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１４号
東京都町田市玉川学園５丁目24番22号パインヒル101
債務者　山本　天華
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２１５号
東京都町田市玉川学園５丁目24番22号パインヒル101
債務者　山本　麗斗
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２９１号
東京都日野市日野台２丁目15番地の21丘ノ上ハイム203
債務者　山形　正彦（旧姓藤原）
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで　東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１３２６号
東京都調布市上石原３丁目38番地28リラハイツ201
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月15日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第３１１４号
大阪市都島区中野町５丁目９番３号
債務者　宮崎　容子
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６４５号
大阪市生野区新今里５丁目８番６―303号
債務者　金　　正博
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３６８７号
大阪府交野市幾野２丁目35番１―301号
債務者　深川さとみ
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９３号
大阪市鶴見区茨田大宮３丁目３番６―201号、前住所大阪市城東区古市３丁目８番10―104号
債務者　相澤　好彦
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３７９５号
大阪市住之江区西加賀屋３丁目４番１―304号
債務者　石井　弘美
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８２５号
大阪府豊中市少路２丁目３番38―205号
債務者　荒木　達成
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４０号
大阪市大正区南恩加島３丁目17番20号　シャトルタイヨー　101号
債務者　川口　　彰
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８４６号
大阪市東淀川区菅原６丁目27番14号　グレースニシオ　102号
債務者　迫田　修治
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８６６号
大阪府寝屋川市石津東町３番５号
債務者　石塚　　清
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７１号
大阪府枚方市養父丘１丁目17番55―102号
債務者　福田　満明
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３８７２号
大阪府枚方市養父丘１丁目17番55―102号
債務者　福田　静代
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第３９６２号
大阪市東淀川区柴島２丁目13番27―304号
債務者　小野　菜摘
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０３８号
大阪市東淀川区井高野１丁目４番４―804号
債務者　山口　利道
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第４０８０号
大阪府東大阪市楠根１丁目５番39号　セジュールジュイエ　201号
債務者　小山　知良
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１７６号
兵庫県宝塚市今里町10番２―401号
債務者　前崎　祐治
1　決定年月日時　令和８年８月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１３４号
長崎県北松浦郡佐々町口石免1335番地２　ビレッジハウス佐々末永２号棟406
債務者　浦田加奈子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月16日まで
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第６７９号
仙台市太白区西多賀２丁目２番62－２号　花水木壱番館202、従前の住所宮城県気仙沼市長磯七半沢14番地６
債務者　佐藤　裕美（旧姓杉田）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８４７号
仙台市太白区袋原３丁目11番67号
債務者　菊地真里子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第８５６号
宮城県多賀城市大代５丁目10番53号
債務者　櫻井登志惠
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第６１号
宮城県角田市角田字中島下266番地１
債務者　菊池　隼人
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所大河原支部

令和８年（フ）第１９号
宮城県登米市米山町字櫓場27番地
債務者　寺川　　健（旧姓佐々木）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第１０３号
秋田県潟上市天王字持谷地１番地40　グリーンハイム103
債務者　菅生　悠里
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所民事第２部

令和８年（フ）第５７号
秋田県能代市落合字綱割２番地10
債務者　伊勢佳代子
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
秋田地方裁判所能代支部

令和８年（フ）第２５６号
茨城県小美玉市川戸285番地２
債務者　小野寺佐和子（旧姓長峯）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２５９号
茨城県水戸市文京２丁目２番７－312号　メゾン・ド・シノピア
債務者　諸川　貴子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１０５号
栃木県小山市若木町１丁目８番５号　カーサビューフォート103号
債務者　矢野　泰久
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第２２６号
山梨県韮崎市円野町上円井966番地１
債務者　安西　陽子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第２４８号
山梨県甲州市勝沼町菱山4300番地　介護老人保健施設勝沼ナーシングセンター、住民票上の住所山梨県甲州市塩山上井尻1377番地１
債務者　藤原　　毅（保佐人社会福祉法人甲州市社会福祉協議会）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第４４号
長野県小諸市大字加増1223番地６　丘の上ハイツＡ　201
債務者　安川　英男
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第７０号
長野県小諸市大字加増623番地５　サンライフ三善Ａ102
債務者　塩川　　誠
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
長野地方裁判所佐久支部

令和８年（フ）第６２号
三重県伊賀市上野西大手町3672番地の７　アニメート103
債務者　松森　千春（旧姓安藤）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
津地方裁判所伊賀支部

令和８年（フ）第１３３号
滋賀県彦根市大東町11番12－Ｂ103号
債務者　森　　正人
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１３４号
滋賀県彦根市大東町11番12－Ｂ103号
債務者　森　えりこ
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１３５号
滋賀県近江八幡市鷹飼町北四丁目10番地９（203号）
債務者　中辻　政一
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

令和８年（フ）第１８２号
兵庫県宝塚市売布東の町13番４号　メゾンド売布102、前住所兵庫県宝塚市中山五月台５丁目２番13―204号
債務者　室岡　晴爾
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第１８９号
兵庫県川西市滝山町13番８号
債務者　笠井　和壽
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

令和８年（フ）第４１８号
兵庫県姫路市四郷町明田165番地１
債務者　明田　雪奈
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４４７号
兵庫県姫路市御国野町国分寺561番地　オークヴィラ103号
債務者　ナガサワこと　長澤　生也
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５７号
兵庫県加古川市野口町水足686番地の１　コーポＴＭＹ103号、従前の住所兵庫県加古郡播磨町東本荘２丁目７番１―303号
債務者　岡本　恵瑠（旧姓山田）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第４５９号
兵庫県姫路市大津区吉美249番地
債務者　山田　翔太
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

令和８年（フ）第２０３号
奈良市柳生町235番地
債務者　福西　直樹
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２１５号
奈良県桜井市大字戒重350番地の１　エル桜井　306号
債務者　八木　宏樹
１　決定年月日時　令和８年８月17日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９２号
和歌山市太田122番地１　アメニティ太田102
債務者　後藤千奈美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第２９８号
和歌山県橋本市学文路95番地の５
債務者　白崎ひとみ
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３０７号
和歌山県岩出市中島16番地の３（102号）
債務者　坊垣内真司
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１３号
和歌山市梶取275番地18
債務者　廣瀬　大志
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３１８号
和歌山市西浜３丁目３番12号　ハイカムール西浜202号室、前住所和歌山市鳴神499番地１
債務者　仲地　亜希奈（旧姓　関川、百名）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３２３号
和歌山市野崎204番地７　野崎ハイツ２Ｆ10号室
債務者　住本　　茜
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第４８９号
岡山市北区宿514―３　ＳｕｍｍａＢ107、住民票上の住所広島県福山市引野町北四丁目14番25号　サンライフ高屋Ａ101
債務者　和田　浩尭
１　決定年月日時　令和８年８月18日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１５０号
広島県福山市伊勢丘三丁目13番33号　ホワイトハウス103
債務者　川本　美穂
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１７９号
広島県福山市今津町六丁目14番37号
債務者　松原　冬季
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２８号
愛媛県今治市常盤町８－１－10　トキワレジデンス905号、住民票上の住所熊本県八代市本町一丁目４番７号（303）　リバーサイドマンション
債務者　田原　岳典
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第４３号
愛媛県今治市片原町３丁目１番地30　ピュアサンライズ201号、前住所兵庫県姫路市網干区坂上339番地17
債務者　安永美津子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５１号
愛媛県今治市喜田村２丁目１番５号
債務者　山本　弘基
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５２号
愛媛県今治市唐子台西３丁目10番地１　唐子台団地　206号、前住所愛媛県今治市喜田村５丁目９番31号
債務者　柴　タヅヱ
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５４号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地13
緑ヶ丘団地Ｂ棟101号室
債務者　岩見　勇人
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５５号
愛媛県越智郡上島町弓削上弓削449番地13
緑ヶ丘団地Ｂ棟101号室
債務者　岩見　典子
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第５８号
愛媛県今治市片山３丁目９番38号　高木第２ビル　801号
債務者　横谷由香里
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
松山地方裁判所今治支部

令和８年（フ）第３２４号
大分県別府市原町６番13号
債務者　川村　　健
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７６号
大分市中島西１丁目５番10号　パルロイヤル中島西1203
債務者　水原　亨一
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４２９号
大分県別府市竹の内町33番53号　有料老人ホーム　まごころ
債務者　矢田　明人
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９５号
宮崎市吉村町境目甲1488番地１　県営住宅３棟704号
債務者　松本　七海
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３０号
宮崎市昭和町143番地
債務者　渡邉　忠男
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第３３１号
宮崎市学園木花台北３丁目２番地　市営住宅256棟６号
債務者　岩元　夏帆（旧姓平田）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９４号
宮崎県都城市下川東二丁目3317番地２　上村住宅６号室
債務者　山田ななか
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１００号
宮崎県都城市吉尾町893番地３　山口貸家Ａ
債務者　安田　美保
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第１０６号
宮崎県小林市野尻町東麓2508番地１、前住所福岡県糟屋郡須恵町大字植木746番地　レオパレスポアソルテ215号
債務者　日髙　誠哉
１　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
宮崎地方裁判所都城支部

令和８年（フ）第４７号
鹿児島県大島郡瀬戸内町大字古仁屋字春日１番地６（よしながアパート201号）
債務者　田渕クミ子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第２５２号
沖縄県うるま市石川東山二丁目21番14号
債務者　幸地　真矢
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月19日まで
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第２８号
福井県大飯郡おおい町本郷51号５番地１　エル・セレーノ本郷　401、前住所福井県小浜市青井第22号37番地　リライアンス・アオイ202
債務者　石井　亜紀（旧姓小林）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第４１号
福井県敦賀市中央町１丁目10番17―102号マリー中央、前住所福井県小浜市後瀬町５番29号　芝浦社宅103Ａ
債務者　木村　浩之
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
福井地方裁判所敦賀支部

令和８年（フ）第８５５号
京都市伏見区久我本町３番地40　コーポポルスター403号
債務者　吉田　令奈
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８９９号
京都府相楽郡精華町大字菱田小字八講田30番地26
債務者　山口　和也
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第８５５号
広島県大竹市御園２丁目９番５の303号　市営御園５号アパート
債務者　寺岡　春男
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月20日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第２０５号
福島県郡山市安積町荒井字大池56番地の１シニアパンション郡山・安積
債務者　高橋　純一（法定代理人保佐人高野正幸）
１　決定年月日時　令和８年８月19日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第５４２号
東京都八王子市横川町639番地７
債務者　湯田実智代（旧姓祝）
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第６８４号
東京都立川市柏町１丁目12番地都営柏町アパート４棟104号
債務者　金田　益美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９９５号
東京都府中市住吉町４丁目７番地の16メゾン武蔵野201
債務者　滝澤　仁美
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０２０号
東京都立川市砂川町７丁目49番地の11ＨＩマンション202号
債務者　飯塚　　実
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２５号
東京都日野市日野本町７丁目６番地の37パストラル大野105
債務者　脇田　佳昭
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２２９号
東京都小平市花小金井２丁目13番３号アネックス花小金井108号
債務者　水野　綾音
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１２７９号
東京都府中市北山町３丁目23番地の３ハイム越野202
債務者　田村百合子
１　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８２３号
広島市東区戸坂くるめ木１丁目９番30―103号　ラックビル
債務者　河谷　　忍
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９１号
佐賀県杵島郡江北町大字山口1311番地　シュクルⅠ101号
債務者　白﨑　眞弓（旧姓阿部）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第２３号
岐阜県可児市兼山1166番地17
債務者　伊藤　椎菜
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月22日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第５５０号
神戸市長田区四番町１丁目９番地の３　ビエント上沢605号
債務者　瀧口　文子
1　決定年月日時　令和８年８月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
神戸地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２０６号
長崎県長崎市新戸町２丁目８番６号　蓑田ハイツ203
債務者　向井　里美
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月23日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１１９号
神奈川県厚木市飯山南２丁目31番17号　グループホーム輝
債務者　小池　美奈
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月27日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第９２号
青森市浪岡大字下十川字村元59番地１　有料老人ホームはぴねす、旧住所青森県黒石市大字後大工町36番地３
債務者　有馬　清春
1　決定年月日時　令和８年８月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
青森地方裁判所弘前支部

令和８年（フ）第３８０号
神奈川県小田原市栢山1046番地　市営柳町住宅５号棟68号室
債務者　鈴木美月（旧姓山田）
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月28日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和８年（フ）第２号
大分県速見郡日出町大字藤原1996番地３　イーグル加藤103
債務者　工藤　祐二
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第３０号
大分県国東市国東町安国寺1529番地３
債務者　猪俣　和也
1　決定年月日時　令和８年８月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月２日まで
大分地方裁判所杵築支部破産係

令和８年（フ）第７９号
山口県宇部市西宇部北７丁目13番23―402号
債務者　清水　聖哉
1　決定年月日時　令和８年８月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年11月４日まで
山口地方裁判所宇部支部

破産手続廃止

令和８年（フ）第７１２号
東京都八王子市狭間町1800番地６
破産者　山田　洋史
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第８５７号
東京都西東京市緑町２丁目17番18号コーポ仲山201号
破産者　荒川加代子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第９２９号
東京都八王子市元本郷町２―１―15―107、住民票上の住所東京都八王子市楢原町1045番地サンハイムモリック204号
破産者　瀬戸　優奈
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和７年（フ）第１８５号
福井市大和田二丁目1212番地
破産者　株式会社ねこせや
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２５７号
福井市西木田一丁目20番13号
破産者　有限会社岩永靴店
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３２８号
福井市神当部町19号54番地
破産者　株式会社健康堂本舗
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１２号
福井市大和田町第53号１番地
破産者　株式会社ＴＡＫＵ建築工房
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第２７号
三重県南牟婁郡紀宝町成川417番地17、前住所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿440番地４
破産者　橋本　　唯
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第１号
三重県尾鷲市新田町３番12号
破産者　掃詰　博文
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第２号
三重県尾鷲市新田町３番12号
破産者　掃詰ひろ子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第５３号
兵庫県明石市二見町西二見889番地の１―202号
破産者　株式会社ＢＥ－ＯＮＥ
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和７年（フ）第１５５号
鳥取県鳥取市末広温泉町352
破産者　株式会社ＭＯＴＨＥＲ
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
鳥取地方裁判所民事部

令和７年（フ）第９６号
青森県八戸市大字鮫町字住吉町７番地
破産者　株式会社中村漁業部
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３６０号
東京都東村山市多摩湖町１丁目23番地多摩湖町１丁目アパート１―204
破産者　佐々木　竜
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（フ）第１０３５号
東京都八王子市横川町104番地
破産者　田所　　透
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止及び免責許可決定

令和８年（フ）第１４９号
大阪府岸和田市岡山町810番地の57
破産者　山田　和海
１　決定年月日　令和８年８月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第１２号
岩手県二戸市金田一字小林38番地
破産者　川村　清美
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所二戸支部

令和８年（フ）第１１号
宮城県登米市登米町寺池目子待井107番地２ウエストヴィラＢ101号
破産者　男澤　拓磨
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所登米支部

令和８年（フ）第６６号
栃木県小山市大字羽川809番地16　わおんタイヨー３号館201号室、前住所栃木県栃木市箱森町24番40―１号
破産者　所　　雅治
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第３２号
名古屋市西区笠取町４丁目40　コーポＫｅｉ102、開始決定時の住所福井市大和田町第53号１番地
破産者　髙田孝次郎
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３２号
福井県あわら市布目第32号50番地
破産者　アセゾネこと　近藤　孝行
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１３６号
福井市下江守町第９号10番地23
破産者　戸波　和也
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和８年（フ）第１４４号
福井市河合寄安町604番地　森田東団地３号館219号
破産者　山本　達雄
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福井地方裁判所民事部破産係

令和７年（フ）第３１４号
神戸市西区南別府１丁目１番地の５　サンシャ２　503号
破産者　田上　絵理
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１５号
兵庫県豊岡市日高町江原24番地
破産者　西村　洋子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

令和７年（フ）第４１６号
奈良市法華寺町852番地
破産者　イ・プンイこと中西賢美こと　ＰＡＲＫ　ＨＹＵＮＭＩ　朴　　賢美
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１３１号
奈良県生駒郡安堵町大字かしの木台一丁目３番地の５　セピアコート101号
破産者　谷　　直延
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和７年（フ）第１６６号
鳥取県鳥取市永楽温泉町505番地第１ガーデンハイツ観光502号、旧住所鳥取県鳥取市田園町４丁目321番地グロリアス201号
破産者　松本　恭雄
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２号
北海道室蘭市母恋南町３丁目23番10号、前住所北海道室蘭市中島本町３丁目209番地６
破産者　齋藤　隆志
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係

令和７年（フ）第１１７号
青森県八戸市大字鮫町字横道通14番地１
破産者　松坂　和治
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第３０号
青森県三戸郡田子町大字田子字風張26番地の21
破産者　小舘　幸子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第４８号
青森県三戸郡田子町大字田子字池振下モ平52番地の２
破産者　中村　昭法
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第５７号
青森県八戸市大字白銀町字大沢頭17―１、住民票上の住所青森県八戸市桜ケ丘二丁目23番17号
破産者　山崎　浩基
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第１５４号
静岡県浜松市中央区北島町677番地の１　コーポキタジマ２Ｃ
破産者　鈴木奈津美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和８年（フ）第１６２号
静岡県浜松市中央区天王町1369番地の１　宮北ハイツ101
破産者　田中　博也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２２５号
滋賀県甲賀市水口町下山457番地
破産者　伴　　美奈
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２４８号
京都府京田辺市三山木直田７　コスモクリーンハイツ　413号、住民票上の住所和歌山市里244番地２
破産者　木村　将行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和８年（フ）第３４０号
京都府城陽市平川中道表20番地の18
破産者　坂尻　　彰
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

令和７年（フ）第４３８号
さいたま市見沼区大字大谷1679番地４
破産者　清水　誠一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和７年（フ）第１５２号
広島県呉市押込２丁目12番７号
破産者　楠田　　隆
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和７年（フ）第１９１号
広島県福山市大門町三丁目34番29号
破産者　後藤　和子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第３号
広島県福山市緑陽町２丁目14―12、住民票上の住所広島県東広島市八本松町篠687番地２
破産者　山下慎太郎
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第１１号
高知県須崎市西糺町14番１号　Ｅ棟103号
破産者　石川　浩司
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和７年（フ）第５４２号
宮崎市清水１丁目11番９号
破産者　カフェグレコこと　佐藤　利一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１１９号
宮崎県児湯郡高鍋町大字上江8307番地　グリーンステージ203号、前住所宮崎県児湯郡高鍋町大字持田2518番地
破産者　原　さおり
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所破産係

免責許可決定

令和８年（フ）第１７号
山口県萩市大字椿3719番地、前住所山口県萩市大字椿2001番地３
破産者　藤原　恵里香
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第１８号
山口県萩市大字椿3719番地、前住所山口県萩市大字椿2001番地３
破産者　藤原　利紀
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第２２号
山口県萩市大字椿東2485番地１
破産者　小野　幸江
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第２５号
山口県阿武郡阿武町大字宇生賀834番地２
破産者　横田　浩
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所萩支部

令和８年（フ）第１７２号
福岡県久留米市津福本町316番地１　森光第２ビル207号
破産者　坂本　桃子
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第１７５号
福岡県小郡市大崎926番地４　ゆうあいハイム101号
破産者　柳　　優樹
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第３３号
福岡県八女市黒木町桑原1024番地２　グリーンハイツ小森101－６号
破産者　月足　恭子（旧姓佐藤）
1　決定年月日　令和８年８月17日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所八女支部破産係

令和８年（フ）第６７２号
札幌市北区新琴似10条10丁目２番28号　豊栄ハイツ101号
破産者　本木　香織
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第７７１号
札幌市豊平区豊平３条10丁目１番２－405号
破産者　笹川ひかる
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８２６号
札幌市中央区宮の森１条３丁目１番３－202号
破産者　北川　　輝
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７３号
札幌市豊平区中の島２条９丁目５番12－201号
破産者　佐藤　美帆
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８７９号
札幌市中央区南９条西９丁目３番30－102号
破産者　桜田　　未
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第８９３号
札幌市手稲区曙12条１丁目６番３－105号
破産者　久慈　勝広
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９０６号
札幌市西区二十四軒３条５丁目６番12－103号
破産者　曽根田由加利
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９２３号
札幌市白石区北郷４条12丁目13番７号　ソレイユ北郷502号
破産者　野口　　楓
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９３３号
札幌市北区北34条西４丁目２番12－101号
破産者　吉田　正治
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９４８号
札幌市東区北19条東16丁目３番15号　αＮＥＸＴ札幌第８－303号
破産者　千代谷　誠
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９６３号
札幌市豊平区平岸２条11丁目４番15－412号
破産者　枝村　百子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９８６号
札幌市南区中ノ沢６丁目１番12号
破産者　大作　靖子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第９９２号
札幌市西区琴似３条７丁目３番24号　ラミテス白亜101号
破産者　齊藤　良憲
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１００１号
札幌市白石区菊水８条３丁目５番19－201号
破産者　一林　裕花（旧姓若園）
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０３５号
札幌市南区南34条西８丁目１番12号　宝ハイツＣ１号
破産者　岩川絵梨香
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４０号
札幌市東区北43条東３丁目１番７号　サンクレスト大栄203号
破産者　川合　朝貴
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０４８号
札幌市豊平区平岸２条３丁目６番27－106号
破産者　岡村　柚来
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０５５号
札幌市白石区栄通17丁目７番９号　第二キャプテンハイツ104号
破産者　糸畑　則昭
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０６６号
札幌市西区発寒８条14丁目514番地43　エクシードヴィラ発寒103号
破産者　佐藤　爽花
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０７４号
札幌市中央区南11条西８丁目３番12－208号、住民票上の住所札幌市白石区北郷４条６丁目３番19号
破産者　長尾侑里香
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第１０８３号
札幌市手稲区西宮の沢４条１丁目３番10―106号
破産者　古川あゆみ
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５６号
北海道苫小牧市東開町３丁目５番17号　メゾンフェリス204
破産者　佐藤　望未（旧姓井出）
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

令和８年（フ）第６６号
岩手県花巻市東和町新地６区95番地
破産者　佐々木美代子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所花巻支部

令和８年（フ）第４７０号
千葉県柏市北柏３丁目10番地２　ヤマサイコーポ４号棟303号、従前の住所仙台市青葉区堤町２丁目９番53号　ティースクエア103
破産者　齋藤　和希
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第４８５号
宮城県富谷市杜乃橋１丁目６番地７
破産者　大内　李玖
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５３７号
仙台市若林区荒井東２丁目１番地の１　荒井東市営住宅２棟401
破産者　阿部　勝男
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５３８号
仙台市若林区荒井東２丁目１番地の１　荒井東市営住宅２棟401
破産者　阿部こと子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５８２号
仙台市宮城野区小田原１丁目７番30―306号
破産者　高屋敷三枝子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第５８８号
宮城県塩竈市母子沢町18番３―406号　市営新玉川住宅たまがわ棟、従前の住所宮城県塩竈市桜ケ丘11番14号　大石荘２号
破産者　高澤　弘彦
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

令和８年（フ）第２９号
秋田県大館市比内町扇田字上中島２番地１　佐藤良子方
破産者　藤原　風華
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大館支部

令和８年（フ）第５７号
茨城県桜川市加茂部405番地
破産者　石川　敏也
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１６８号
茨城県小美玉市張星866番地１　ルミエール103
破産者　阿久井純一
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第１８０号
茨城県水戸市河和田町834番地　ハイランドコーポ202号
破産者　カミヤマ　シンティア　パペレーロ
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

令和８年（フ）第２３号
栃木県栃木市大宮町2750番地１
破産者　神永富美恵
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５４号
栃木県栃木市大平町西野田2001番地４、前住所栃木県栃木市岩舟町畳岡766番地２
破産者　髙嶋　千春
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第５９号
栃木県小山市大字羽川12番地87ヴェルディ羽川Ａ棟203号室、前住所栃木県小山市大字羽川192番地２（前々住所）宮崎県日向市大字日知屋16341番地１エレガンス木原１－Ｆ号
破産者　渡邊　美紅（旧姓伯本）
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第６８号
栃木県小山市城東６丁目19番26号
破産者　関口　正枝
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第７０号
栃木県栃木市大宮町2053番地　県営大宮住宅３号棟24号室
破産者　渡邉　弘子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
宇都宮地方裁判所栃木支部

令和８年（フ）第７９号
群馬県館林市堀工町1884番地の51
破産者　長谷川　香
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１０８号
群馬県太田市岩瀬川町511番地２　アマベルひまわり203号
破産者　池田　明香
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第１１４号
群馬県館林市足次町167番地の１　足次町第１住宅―11
破産者　松本　恵実
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所太田支部

令和８年（フ）第８００号
埼玉県上尾市東町一丁目５番10―15号
破産者　村野　美咲
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８２５号
埼玉県戸田市美女木２丁目31番地の２　グランシティ戸田401号室
破産者　岡安　理奈
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８２６号
埼玉県朝霞市東弁財２丁目12番21号　塩味ビル303
破産者　齋藤　弘子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８３２号
埼玉県桶川市坂田西２丁目２番地の２　エスポワールⅠ―205号
破産者　大瀧　康晴
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８６６号
埼玉県鴻巣市箕田3782番地１　４―107号室県営住宅
破産者　那須　政輝
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第８７７号
埼玉県川口市大字峯1071番地の１　グランドハイム荒井102号
破産者　遠藤ふみ子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

令和８年（フ）第１０３号
千葉県旭市井戸野4500番地７
破産者　井橋美佐子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１０９号
千葉県銚子市松本町１丁目３番地の15
破産者　林　　悠斗
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１１号
千葉県東金市田間941番地10
破産者　阿部恵美子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１４号
千葉県東金市西福俵69番地31
破産者　岡　　理絵（旧姓相馬）
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１１９号
千葉県山武郡横芝光町横芝1488番地
破産者　鈴木ひとみ
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（フ）第１７号
岐阜県美濃加茂市太田町1882番地１　ＳＳＳビル104号
破産者　川村　悦子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

令和８年（フ）第２０５号
静岡県浜松市中央区高丘北一丁目26番16号
破産者　辻村　正弘
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和７年（フ）第２７号
三重県南牟婁郡紀宝町成川417番地17、前住所三重県南牟婁郡紀宝町鵜殿440番地４
破産者　橋本　　唯
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第１号
三重県尾鷲市新田町３番12号
破産者　掃詰　博文
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第２号
三重県尾鷲市新田町３番12号
破産者　掃詰ひろ子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
津地方裁判所熊野支部

令和８年（フ）第２１７号
大阪府和泉市和気町四丁目10番28号
破産者　吉田　志保
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２７０号
大阪府泉佐野市日根野2867番地
破産者　川崎　幸男
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２７９号
大阪府貝塚市半田777番地　サニーコート半田Ｃ102号
破産者　西井　亜由美（旧姓谷内）
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２８４号
大阪府岸和田市小松里町856番地の１　シャトー太陽Ⅱ501号
破産者　山下　　優
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２８９号
大阪府泉佐野市湊２丁目６番45号
破産者　宮内　　誠
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第２９７号
大阪府阪南市自然田1677番地の２
破産者　Ｍｏｏｎこと　椿原　加奈
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３０６号
大阪府岸和田市額原町261番地の３　スペースメテオライトＢ101号、前住所大阪府岸和田市天神山町１丁目３番９－401号
破産者　阪口今日子
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１０号
大阪府和泉市青葉台二丁目22番８号
破産者　博多　秀明
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１４号
大阪府貝塚市澤214番地１
破産者　浦崎　拓眞
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１７号
大阪府泉大津市虫取町１丁目５番２－223号
破産者　森崎　和彦
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１８号
大阪府和泉市南面利町315番地、前住所大阪府和泉市富秋町一丁目15番63号
破産者　藤林　裕太
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３１９号
大阪府岸和田市春木本町９番11号　サンローゼ春木401号
破産者　三好　智之
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３２３号
大阪府阪南市箱作1117番地
破産者　井阪　正徳
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３２６号
大阪府泉大津市虫取町１丁目４番22－Ｃ101号
破産者　大和谷守生
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３２８号
大阪府和泉市伯太町二丁目32番20号　(203)
破産者　別当　賢人
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第３３１号
大阪府和泉市鶴山台二丁目１番１－207号
破産者　平田　照江
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

令和８年（フ）第９９号
兵庫県明石市大久保町大窪830番地　グリーンエステートＦ104号
破産者　舟橋真佐美智
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１３５号
兵庫県明石市和坂稲荷町47番地の24
破産者　藤木　政典
１　決定年月日　令和８年８月18日
２　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１３７号
神戸市西区今寺３番地の17　グッドライフ今寺211号
破産者　川尻　勝善
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１４７号
神戸市西区宮下１丁目26番８―202号、前住所岡山県総社市溝口235番地１　サンシャイン中村Ａ―102
破産者　北井　政人
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所明石支部破産係

令和８年（フ）第１７４号
福岡県久留米市宮ノ陣１丁目11番1333号
破産者　馬場　博文
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

令和８年（フ）第８７号
長崎県佐世保市皆瀬町285番地２
破産者　前川　香織
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第９９号
長崎県佐世保市もみじが丘町41番地　もみじが丘住宅３棟406
破産者　藤永　研二
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１００号
長崎県佐世保市もみじが丘町41番地　もみじが丘住宅３棟406
破産者　藤永　由佳
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所佐世保支部破産係

令和８年（フ）第１６８号
沖縄県沖縄市越来３丁目16番９号
破産者　嶺井　大河
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１７０号
沖縄県沖縄市諸見里３丁目43番31号　マンショングリーン203
破産者　金城　有子
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第１８１号
沖縄県沖縄市胡屋１丁目７番１号　プライムガーデン210
破産者　目取眞興隆
1　決定年月日　令和８年８月18日
2　主文　破産者について免責を許可する。
那覇地方裁判所沖縄支部破産係

令和８年（フ）第５０号
北海道三笠市柏町401番地36　柏町団地Ｃ棟３－４号室
破産者　谷岡　敏行
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第６６号
北海道美唄市東４条南６丁目５番３―501号
破産者　伊東　亜美（旧姓枷場）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第７０号
北海道岩見沢市栄町２丁目７番４号
破産者　鳴海　和幸
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第７２号
北海道三笠市幌内初音町253番地６
破産者　新井　雄一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第７４号
北海道岩見沢市９条西13丁目１番地10　ビバハイツＶ　101号室
破産者　中野　祐美（旧姓中山）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和８年（フ）第４３号
北海道小樽市桜２丁目12番14号　リーブルＳＡＫＵＲＡ105号室
破産者　椎名　悠馬
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所小樽支部

令和８年（フ）第３５号
青森県西津軽郡深浦町大字関字小島崎58―３グループホームしらかみのさと、住民票上の住所青森県西津軽郡深浦町大字北金ケ沢字塩見形241番地２
破産者　大川　弘道
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所五所川原支部破産係

令和８年（フ）第８３号
青森県八戸市大字河原木字久保15番地48
破産者　藤森　淳也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第８７号
青森県八戸市白銀台二丁目３番地６
破産者　苫米地ひかる
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
青森地方裁判所八戸支部破産係

令和８年（フ）第４６号
岩手県一関市滝沢字寺田下94番地11、前住所神奈川県大和市上草柳六丁目15番８号　クロークルア・トング101
破産者　山本　美春
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

令和８年（フ）第７４号
宮城県遠田郡美里町北浦一丁目16　パークハイツＰＡＬ　Ｃ棟　205号室、住民票上の住所宮城県遠田郡美里町字志賀町一丁目11番地３
破産者　木村　典子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所古川支部破産係

令和８年（フ）第３２号
山形県鶴岡市宝田二丁目１番71―５号
破産者　菅原　春子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第３６号
山形県鶴岡市伊勢原町２番１号　いせはら２階
破産者　伊藤　毅
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第４１号
山形県鶴岡市北茅原町13―１　山形県立こころの医療センター、住民票上の住所宮城県名取市田高字南557番地　山建（田高）101号
破産者　千葉　華子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所鶴岡支部

令和８年（フ）第１３４号
福島県郡山市虎丸町８番15号　ベルリード虎丸202号
破産者　村島　匠
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所郡山支部破産係

令和８年（フ）第７３号
茨城県龍ケ崎市藤ケ丘６丁目18番地24
破産者　高橋まゆみ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第７４号
茨城県守谷市赤法花376番地の１
破産者　秋田　弘
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所龍ヶ崎支部破産係

令和８年（フ）第１３２号
群馬県渋川市金井2734番地458、旧住所千葉県成田市松崎1357番地５　（湯川ハイムＣ－203）
破産者　熊谷　理佐（旧姓小山内、麻生）
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１４２号
群馬県伊勢崎市間野谷町530番地151　スペースタウン赤堀Ｄ２、現居所埼玉県児玉郡神川町関口　160－５　障害者グループホームこねくと
破産者　増間なお美
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１５６号
群馬県前橋市南町四丁目16番地８
破産者　野田　進吾
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６５号
群馬県伊勢崎市上田町35番地19
破産者　武藤　治江
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１６９号
群馬県伊勢崎市境栄27番地２　オアシスＢ102
破産者　石井　貴志
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７１号
群馬県前橋市大手町一丁目１番21号
破産者　藤田　暢生
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７２号
群馬県伊勢崎市戸谷塚町427番地３　ハイツサチ201
破産者　工藤　健一
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７３号
群馬県伊勢崎市田部井町二丁目1270番地５　ベルメゾン５
破産者　桑子　　誠
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１７４号
群馬県伊勢崎市田部井町二丁目1270番地５　ベルメゾン５
破産者　桑子由美子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第６４２号
横浜市旭区南希望が丘７番地18　リーゼ希望ヶ丘202
破産者　河原　陽生
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６６７号
横浜市南区新川町３丁目５番地７　コーポレートハウス403
破産者　松宮　　愛
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８２８号
横浜市緑区東本郷５丁目13番15号　ルミエール102号
破産者　岩田　侑椰
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８３５号
神奈川県藤沢市善行坂１丁目15番15号　メゾン善行坂101
破産者　羽深　恵美
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第８８９号
横浜市都筑区見花山40番45―409号
破産者　畠山　和子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９４９号
横浜市旭区今宿東町807番地　今宿ハイツ４棟201号
破産者　富樫　雪江
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９５９号
横浜市泉区ゆめが丘61番地10　美濃口方
破産者　渡邊　　薫
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９７９号
横浜市青葉区荏田西１丁目12番地１　サンルーム青葉403
破産者　長谷川明男
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第９９３号
横浜市西区平沼１―29―17―601、住民票上の住所横浜市旭区都岡町18番地３　中村方
破産者　関根真紀子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０００号
横浜市南区永田みなみ台２番９―307号
破産者　中村　健治
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０２０号
横浜市旭区今宿西町203番地　山田貸家Ｄ
破産者　康井　幸枝
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０５３号
横浜市鶴見区下末吉１丁目17番13号　プラーズ下末吉202
破産者　岡崎　啓介
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６１号
横浜市金沢区釜利谷東７丁目３番８―404号
破産者　原田　達人
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６４号
横浜市神奈川区三ツ沢南町８番50号　アップルハウス三ツ沢南町104号
破産者　中嶋　昭吾
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０７８号
神奈川県海老名市東柏ケ谷３丁目17番11号　ペアトゥリーヒルズ202
破産者　清水　香織
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１０２号
横浜市旭区市沢町702番地57　大吉スカイハイツ８－101
破産者　佐野　真一
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１２１号
神奈川県高座郡寒川町倉見2077番地２
破産者　増川香代子
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１２３号
横浜市港北区大曽根台８番29号　二番館大倉山201号室
破産者　鹿谷永遠姫
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１４４号
横浜市泉区和泉町749番地　フォンターナいずみ201号
破産者　竹内　　晋
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１７３号
横浜市港北区綱島西６丁目19番８号　コーポ綱島第３　203
破産者　須田　正人
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１７４号
横浜市港南区野庭町425番地20　クレール上永谷203
破産者　石井　柊有
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１８０号
神奈川県茅ヶ崎市萩園2388番地５
破産者　嶋尾　真二
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１８６号
神奈川県鎌倉市手広５丁目３番９―403号
破産者　溝口　忠宏
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１８７号
横浜市金沢区能見台３丁目51番地１　ふれあいの街Ｊ棟308号
破産者　印南　征之
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１１９４号
横浜市中区宮川町２丁目42番地　飯島荘205号室、申立時の住所横浜市南区睦町１丁目27番地　民衆館
破産者　齋藤　　豊
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２０２号
神奈川県大和市中央林間３丁目16番12―103号
破産者　杉野　美帆
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２０６号
横浜市戸塚区汲沢６丁目６番４号　コーポ堀口102号
破産者　片石　岩雄
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２２６号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3171番地１　サンリットガーデンＢ棟202
破産者　菊池　敬志
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２２７号
神奈川県茅ヶ崎市萩園3171番地１　サンリットガーデンＢ棟202
破産者　菊池　　望
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１２４３号
横浜市旭区若葉台４丁目２番802号
破産者　篠崎　友美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３０６号
神奈川県海老名市東柏ケ谷１丁目27番１―221号
破産者　秦　　宏美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３１７号
横浜市戸塚区名瀬町799番地２　東戸塚ビューハイツ703号
破産者　湯澤　典子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３２９号
横浜市戸塚区名瀬町791番地　市営名瀬住宅21棟502号
破産者　鳥巣　悠花
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３３２号
横浜市中区寿町４丁目13番地２　扇荘別館402
破産者　北口　雄造
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３６１号
横浜市泉区中田東２丁目３番29号　レフィナードＣ102号
破産者　後藤　　馨
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３７０号
神奈川県大和市福田6055番地
破産者　齋藤　瑶介
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１３８３号
神奈川県大和市下鶴間２丁目５番30―207号
破産者　菊池　　徹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第２６０号
新潟市秋葉区新町１丁目10番３号　ハイタウン’88　102号
破産者　江部　則夫
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２７５号
新潟市東区有楽１丁目７番地12　コージーガーデン201号
破産者　渡辺夕利佳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所民事部

令和８年（フ）第９１号
新潟県長岡市末広３丁目４番17号　ハイタウン末広Ａ102号室
破産者　田中　吉寿
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

令和８年（フ）第２０８号
静岡県熱海市下多賀433番地の15
破産者　中村憲市郎
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

令和８年（フ）第３１号
滋賀県長浜市三田町1308番地18、前住所滋賀県犬上郡豊郷町大字日栄１番地３
破産者　佐藤　亜也（旧姓浅井）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所長浜支部破産係

令和８年（フ）第２５１号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目13番４号　エスカルゴ　220号
破産者　北村　友樹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第１８６９号
大阪市北区天満３丁目５番６号　グロースハイツⅡ　404号室
破産者　金丸　法香（旧姓朝倉）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２０４２号
大阪府枚方市香里ケ丘４丁目15番地の１（D48―303）
破産者　中山　周次
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１４０号
大阪府枚方市春日元町１丁目29番２号
破産者　平山　華帆
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２１４８号
大阪市住之江区御崎１丁目２番23―603号
破産者　平井　俊充（旧姓小松）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２１４号
大阪府枚方市楠葉花園町５番３―303号
破産者　藤原　直子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２２９２号
大阪市西成区萩之茶屋１丁目９番１号　カネマツ７番館　407号、前住所神戸市須磨区須磨寺町１丁目１番３号　カネカシーサイド須磨寺301
破産者　濵畑　　剛
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２３８４号
大阪市西成区天下茶屋北２丁目７番５号、住民票上の住所高知県幡多郡黒潮町佐賀1038番地13
破産者　尾方　享一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４１０号
大阪府寝屋川市松屋町16番16号
破産者　坂口　せい
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４２１号
大阪市西成区鶴見橋３丁目２番５号　大きな手・鶴見橋　306号、前住所大阪市西区西本町１丁目６番９―505号
破産者　渡部八重子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４２３号
大阪市鶴見区諸口２丁目13番３号　307
破産者　佐藤　晶子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４３７号
大阪市淀川区十三本町１丁目20番11―305号
破産者　山﨑　始則
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２４７６号
大阪府八尾市南久宝寺３丁目48番地の２　ハイツ南久宝寺301号、前住所奈良県北葛城郡王寺町畠田５丁目20番26号
破産者　広瀬　令恵
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５０４号
大阪市住吉区山之内３丁目16番10号　マンション華　101号
破産者　土肥　みゆ（旧姓月森）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５１６号
大阪市東淀川区東中島１丁目19番14号　ドムール新大阪　401号
破産者　福田正子こと　ＬＥＥ　ＪＵＮＧ　Ｊ　Ａ　李　　正子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５５８号
大阪市西成区玉出東１丁目10番12号　ナカヤハイツ　４Ａ
破産者　市野　勇樹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２５６１号
大阪市鶴見区放出東３丁目31番43―202号
破産者　大塚彩結美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６６４号
大阪府大東市谷川２丁目８番37号　シャルトコンポン２Ｄ
破産者　日髙　澄子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６８８号
大阪府東大阪市御厨栄町２丁目９番31号　エムハイツ　203号
破産者　清水　義明
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２６９１号
大阪市都島区中野町４丁目５番35号　桜の宮ハイツ　201号
破産者　寺西　　猛
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７５１号
大阪府門真市北岸和田１丁目３番６―406号
破産者　矢萩　信幸
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７５５号
大阪市天王寺区舟橋町５番17―905号、前住所奈良県生駒郡斑鳩町目安北２丁目５番１号
破産者　今道　浩一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２７９４号
大阪府寝屋川市木屋町２番１―708号　ウインドヒル香里Ⅰ
破産者　細井　義久
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８０５号
大阪市中央区南久宝寺町１丁目７番11―1204号
破産者　坂本　啓彰
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８１８号
大阪市住吉区大領３丁目２番36号　大阪府立障がい者自立センター、前住所堺市堺区北三国ヶ丘町８丁３番17号
破産者　押谷　悠毅（法定代理人補助人押谷明佳）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８６７号
大阪市西淀川区柏里２丁目７番26号　ラ・ピース塚本507号室
破産者　朝比奈清治
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８１号
大阪市浪速区下寺２丁目３番10号　梅吉マンション　202号
破産者　宮永　智大
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８５号
大阪市淀川区東三国６丁目21番23号
破産者　田島　栄二
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８６号
大阪市此花区伝法１丁目１番２―1025号
破産者　早津　　弘
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８８８号
大阪市北区大淀北１丁目５番19―205号
破産者　岡田　久幸
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８９４号
大阪市平野区加美北７丁目１番30号
破産者　西内　みお
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２８９８号
大阪市鶴見区横堤１丁目11番１―507号
破産者　片岡美津子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９０２号
大阪市此花区西九条１丁目３番30号　河島方
破産者　小林　周平
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９１９号
大阪市生野区勝山北３丁目４番26号
破産者　長田則之こと　ＣＨＡＮＧ　ＣＨＩＫ　ＪＩ　張　　則之
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９３３号
大阪市中央区北浜２丁目１番９―1408号
破産者　大槻英莉加
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

令和８年（フ）第２９号
兵庫県たつの市龍野町片山774番地３
破産者　安田　洋子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３１号
兵庫県宍粟市山崎町横須87番地　市営横須団地３号棟102号
破産者　鳥居　宮義
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３４号
兵庫県たつの市新宮町中野庄177番地１新宮中野庄住宅１棟302号室、前住所兵庫県たつの市龍野町北龍野12番地１　ＴＮマンション３－Ｂ号室
破産者　岡本　　瞭
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３５号
兵庫県たつの市新宮町中野庄177番地１新宮中野庄住宅１棟302号室、前住所兵庫県たつの市龍野町北龍野12番地１　ＴＮマンション３－Ｂ号室
破産者　岡本さちこ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所龍野支部

令和８年（フ）第３２号
奈良県生駒市谷田町1266番地１
破産者　東谷　陳政
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４８号
奈良市東九条町202番地の41
破産者　山口　勝彦
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第４９号
奈良市東九条町202番地の41
破産者　山口　弘美（旧姓井之口・藤森）
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第５９号
奈良県生駒郡三郷町立野北２丁目19番２号（103号室）
破産者　小原奈津也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第６９号
奈良市東包永町22番地の３　ＲＡきたまち102号
破産者　久保田勝貴
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７２号
奈良県天理市櫟本町1490番地１
破産者　山中　健吉
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第７７号
奈良県天理市杉本町273番地　パディーフィールド21・108
破産者　中路　生三
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第９２号
奈良県桜井市大字金屋360番地の４　グリーンエクセル１　202号室
破産者　濱田沙緒梨
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１０４号
奈良県大和郡山市稗田町476番地　県住１―102
破産者　長尾　和美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第１５３号
奈良県天理市杉本町266番地１　ラポール前栽202号室
破産者　坂田　真裕
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所破産係

令和８年（フ）第２９６号
岡山県倉敷市尾原1610番地
破産者　三原　小枝
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３０８号
岡山市南区浦安本町74番地20　ツインコーポ西101号、旧住所岡山県倉敷市藤戸町天城300番地２　プレジールモリ101号
破産者　福池雄二郎
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２２号
岡山市中区円山798番地２　山田アパート102、旧住所岡山市中区中井314番地４
破産者　坂本　信明
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３２５号
岡山市北区学南町三丁目14番22―２号　レオパレスグランドール２―105号室
破産者　山本　真実
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第３３６号
岡山市北区下伊福上町15番21号　ラ・ヴィーウ下伊福201
破産者　井上　悦子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１０６号
住民票上の住所　広島市安佐南区緑井５丁目４番34―201号
破産者　村上亜須香
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３１３号
広島市南区東雲２丁目16番11―401号
破産者　下田　知己
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３２４号
広島市西区井口明神３丁目17番３―206号
破産者　森岡ロサリナゴメズことＭＯＲＩＯＫＡ　ＲＯＳＡＬＩＮＡ　ＧＯＭＥＺ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４３号
広島市東区牛田本町１丁目２番17―207号
破産者　延　　拓哉
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４５号
広島市安佐北区亀山南二丁目２番31―102号Ａ
破産者　久保　佳子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３４７号
広島市南区宇品御幸３丁目７番51―202号
破産者　広瀬　拓哉
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３６５号
広島市安佐南区山本６丁目14番３号、申立時の住所広島県安芸郡府中町千代１番11―912号
破産者　川本　晶江
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３７９号
広島市東区牛田新町４丁目４番20―306号
破産者　神崎　純一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８６号
広島市安芸区中野東３丁目42番１号
破産者　明見　敬子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８７号
広島市安芸区中野東３丁目42番１号
破産者　明見真由美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３８９号
広島市安佐北区可部町大字桐原1659番地３
破産者　入本　雅也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３９３号
広島県廿日市市地御前１丁目６番９号　202
破産者　兒玉ありさ
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４０２号
広島市東区馬木９丁目23番２号
破産者　埒　志津佳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４０６号
広島県廿日市市住吉２丁目４番17―410号
破産者　景山真那見
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４０７号
広島県大竹市立戸１丁目12番４号
破産者　向田　天心
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４１２号
広島市安芸区矢野西４丁目24番29号
破産者　野村勝雄こと　謝　　勝雄
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４１５号
広島県大竹市小方１丁目20番10号
破産者　佐藤　　稜
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２１号
広島市西区庚午北１丁目18番５―102号
破産者　藤井　偉織
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４２２号
広島市佐伯区五日市１丁目１番１―101号
破産者　宮本　貴弘
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３１号
広島市中区住吉町14番23―405号
破産者　舘上　未佳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４３７号
広島県廿日市市宮島口西２丁目５番20号102
破産者　美山育実こと　李　育実
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４４３号
広島市佐伯区五日市中央７丁目14番13―301号
破産者　木村　晃裕
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５３号
広島県東広島市高屋町杵原1511番地１　ひかり201号
破産者　上雲地佑太
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４５９号
広島県東広島市安芸津町三津4489番地　丸一アパート
破産者　中橋　和秀
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７０号
広島市中区猫屋町３番26―302号
破産者　斎藤　瑞樹
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７１号
広島市安佐北区可部町大字桐原1398番地４
破産者　芳岡　忠弘
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４７６号
広島市佐伯区藤垂園４番19―302号
破産者　伊藤　芳子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４８４号
広島市安佐北区小河原町79番地30
破産者　三嶋　一彦
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第４９９号
広島市佐伯区五日市５丁目７番64―413号
破産者　若林　将太
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０６号
広島市安芸区中野３丁目３番11―411号
破産者　佐々木愛実
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０７号
広島市南区霞２丁目４番14号
破産者　檜垣　佳子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５０９号
広島市安佐北区落合南３丁目36番８号
破産者　中島　　繁
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２０号
広島市西区横川町２丁目10番７―404号
破産者　内山　梨恵
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２３号
広島市南区皆実町６丁目15番25―606号
破産者　高木　和夫
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５２７号
広島市南区宇品東７丁目７番８―201号
破産者　山下　菜穂
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５３３号
広島市南区宇品神田５丁目26番31―302号
破産者　坂口　末夫
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５３４号
広島市南区宇品神田５丁目26番31―302号
破産者　坂口　克子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５４４号
広島市西区井口鈴が台３丁目３番30―405号H棟
破産者　山下　真弘
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５５５号
広島市東区尾長東３丁目１番15―１号
破産者　部谷　有岐
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第５９４号
広島市中区江波東１丁目11番７―404号
破産者　斉藤　新一
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（フ）第３５号
広島県竹原市忠海東町３丁目13―26、住民票上の住所広島県三原市中之町６丁目19番23号竹間住宅１号
破産者　桒原　昌弘
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第４６号
広島県呉市阿賀北２丁目10番８号
破産者　大川内　ナミ子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第５２号
広島県呉市焼山桜ヶ丘３丁目10番21号
破産者　津田　佳昌
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１０５号
香川県高松市高松町434番地１　岩藤マンション104
破産者　中西　拓也
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和８年（フ）第１８５号
愛媛県松山市溝辺町甲376番地１　ピュアヒルズコート104号
破産者　冨田　　若
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１８９号
愛媛県松山市畑寺４丁目14番24号　Ｍｅｒ．ｒｏｎｄｅ　102号
破産者　佐伯　　淳
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第７号
高知県高岡郡四万十町興津2100番地46
破産者　竹中　真紀
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第１３号
高知県須崎市多ノ郷甲1878番地
破産者　明神　基意
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
高知地方裁判所須崎支部

令和８年（フ）第６３号
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2481番地ノール・ボワⅢ104
破産者　三原　千春
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部

令和８年（フ）第７号
長崎県南松浦郡新上五島町今里郷610番地、旧住所長崎県南松浦郡新上五島町若松郷225番地６
破産者　山本　匡宣
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所五島支部

令和８年（フ）第２６７号
大分市日吉町７番23号
破産者　藤澤　　葵
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２７１号
大分市金池町４丁目５番11号　スカイライフ金池３Ｃ
破産者　小野　恵子
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８３号
大分県由布市挾間町鬼崎229番地２
破産者　川上　正司
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２８５号
大分県別府市石垣東２丁目８番14―203号プレジール石垣
破産者　古田　和久
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９１号
大分市大字松岡3579番地
破産者　田中　勇平
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第２９５号
大分市古国府３丁目10番19号
破産者　石井　清隆
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３０６号
大分県臼杵市大字井村2029番地　中村マンション105
破産者　新納　次美
1　決定年月日　令和８年８月19日
2　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１０号
大分県別府市大字内竈1086番地の３　ドリームハイツ別府306号
破産者　田邉　美絵
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３１７号
大分市城南北２丁目３番17号
破産者　甲斐　　岬
１　決定年月日　令和８年８月19日
２　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

小規模個人再生による再生計画認可

令和７年（再イ）第３４号
長崎県佐世保市黒髪町679番地２
再生債務者　磯本　年男
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月12日
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第５号
長崎県佐世保市黒髪町6639番地２　リヴァブルⅡ　203
再生債務者　島居　初音
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月22日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月12日
長崎地方裁判所佐世保支部

令和８年（再イ）第１号
北海道岩見沢市南町六条１丁目９番12号
再生債務者　堀　　利多
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年７月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
札幌地方裁判所岩見沢支部

令和６年（再イ）第２５１号
横浜市港南区日野８丁目10番４号
再生債務者　安田鎭こと安　明鎭（ＡＮ　ＭＹＵＮＧＪＩＮ）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第２６７号
横浜市港南区港南６丁目31番19号
再生債務者　安藤　　純
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第３９号
神奈川県高座郡寒川町大曲１丁目14番３号
湘南サンモールＤ102号
再生債務者　美坂　直人
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月４日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和７年（再イ）第２５８号
横浜市港南区港南３丁目３番12号　Ｃ＆Ｃハウス204号室
再生債務者　山本　健太
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第７５号
横浜市瀬谷区三ツ境171番地５　サンリヴェール201
再生債務者　岩間　尚之
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月５日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第１６号
東京都西東京市田無町７丁目18番26―507号
再生債務者　立道　直樹
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第１５号
神奈川県大和市南林間５丁目８番34―２号
再生債務者　山口　博輝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月６日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
横浜地方裁判所第３民事部再生係

令和８年（再イ）第５号
千葉県銚子市港町1733番地の５　青野方
再生債務者　坂本　将嗣
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月７日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月12日
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

令和８年（再イ）第８号
兵庫県明石市西明石北町３丁目３番16号　ラネージュ西明石202号
再生債務者　北嶋　宏章
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月10日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
神戸地方裁判所明石支部再生係

令和８年（再イ）第３号
東京都稲城市坂浜2767番地の７
再生債務者　江口　誠一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
東京地方裁判所立川支部民事第４部

令和８年（再イ）第４号
山梨県南アルプス市小笠原2043番地　ソーナ・ベルデ202
再生債務者　大杉　健彦
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
甲府地方裁判所民事部破産係

令和８年（再イ）第１２号
岐阜県大垣市三津屋町５丁目15番地７
再生債務者　櫻井　優二
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日　岐阜地方裁判所大垣支部

令和８年（再イ）第１８号
愛知県碧南市笹山町４丁目20番地１
再生債務者　黒柳恵美子
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
名古屋地方裁判所岡崎支部

令和８年（再イ）第３５号
大阪府泉佐野市大西２丁目５番20―202号
再生債務者　佐崎　　怜
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月14日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和８年（再イ）第５号
兵庫県宍粟市一宮町東河内４番地
再生債務者　清水　和仁
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月12日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
神戸地方裁判所龍野支部個人再生係
令和８年（再ロ）第１号
青森県五所川原市金木町嘉瀬端山崎190番地３
再生債務者　坂本　英一
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
青森地方裁判所五所川原支部個人再生係
令和８年（再イ）第４号
長野県小諸市大字御影新田2709番地１　セレナヒルズＢ　201
再生債務者　山崎　正人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日　長野地方裁判所佐久支部
令和８年（再イ）第４３号
大阪府泉大津市北豊中町１丁目２番２号
再生債務者　ラックまんだいこと　万代　芳朗
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和８年（再イ）第４４号
兵庫県加古郡播磨町東野添２丁目８番６号　ウィステリアＢ―201号
再生債務者　竹田　　潤
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月13日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日　神戸地方裁判所姫路支部
令和８年（再イ）第５０号
千葉県市原市西広１丁目11番地４
再生債務者　篠原　　寿
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（再イ）第６８号
千葉県船橋市夏見３丁目26番16号　ヒルトップ矢野Ｂ―103号
再生債務者　川野　勇人
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係
令和８年（再イ）第１１号
滋賀県草津市南草津プリムタウン一丁目11番地10
再生債務者　谷　　奉紀
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
大津地方裁判所民事部再生係
令和８年（再イ）第１９１号
大阪市住之江区新北島５丁目２番28―907号
再生債務者　新田寿美子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
大阪地方裁判所第６民事部
令和８年（再イ）第３８号
大阪府和泉市伏屋町四丁目６番35号
再生債務者　西山　　充
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月17日
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係
令和８年（再イ）第７５号
神戸市中央区生田町１丁目１番１号　サンライズ壱番館603号
再生債務者　中村　美香
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
神戸地方裁判所第３民事部個人再生係
令和８年（再イ）第３号
兵庫県宝塚市旭町１丁目３番３―406号
再生債務者　岸田　智晴
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
神戸地方裁判所伊丹支部個人再生係
令和８年（再イ）第２号
兵庫県神崎郡神河町上岩144番地
再生債務者　柳澤　　徹
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月14日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日　神戸地方裁判所姫路支部
令和７年（再イ）第１３号
仙台市青葉区中山６丁目18番15号
再生債務者　吉田　智晃
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
仙台地方裁判所第４民事部
令和８年（再イ）第２号
山形県鶴岡市大宝寺町18番16号　富樫ハイツ101号室
再生債務者　青山佳代子
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日　山形地方裁判所鶴岡支部
令和８年（再イ）第６６号
千葉県市原市飯沼168番地５
再生債務者　落合　靖彦
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第７０号
千葉県八千代市勝田台北１丁目９番24号　アルファード501号室
再生債務者　杉渕　寿一
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第８３号
千葉県船橋市飯山満町３丁目1320番地10
再生債務者　平間　美姫
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月18日
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

令和８年（再イ）第３８号
神奈川県小田原市蓮正寺897番地の１　ロッキーホームニュー蓮正寺401
再生債務者　後藤　正勝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和８年（再イ）第４５号
神奈川県平塚市横内3385番地の１　イーストガーデンリバプール302号
再生債務者　竹廣　隆平
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月17日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
横浜地方裁判所小田原支部民事部再生係

令和７年（再イ）第４４号
新潟県柏崎市番神２丁目３番22号
再生債務者　後藤　至孝
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
新潟地方裁判所長岡支部再生係

令和８年（再イ）第４７号
広島市西区観音本町２丁目７番２―1102号
再生債務者　中山　幹也（旧姓友田）
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（再イ）第１１号
山口県下関市宮田町１丁目７番４号
再生債務者　池田　勝博
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第１３号
山口県下関市垢田町４丁目２番９号
再生債務者　小森　秀司
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日
山口地方裁判所下関支部再生係

令和８年（再イ）第２２号
愛媛県松山市畑寺４丁目４番12号　ヴィラクレール305号
再生債務者　田中　祐介
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　令和８年８月18日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和８年８月19日　　松山地方裁判所民事部

令和７事業年度独立行政法人水資源機構の財務諸表に関する公告

独立行政法人水資源機構公告第１号

独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第38条第３項の規定に基づき、令和７事業年度独立行政法人水資源機構の財務諸表について次のとおり公告します。

令和８年９月１日

埼玉県さいたま市中央区新都心11番地２
独立行政法人　水資源機構
理事長　岡村　次郎

貸　借　対　照　表

（令和８年３月31日）

（単位：円）

資産の部			
Ⅰ　流動資産			
現金及び預金		29,555,550,349	
有価証券		448,362,351	
割賦元金		27,190,206,422	
管理業務支出金		451,915,298	
受託業務支出金		74,128,861	
前払費用		3,437,380	
未収収益		138,502,307	
未収消費税等		720,737,969	
未収金			
建設事業未収金	24,563,867		
管理業務未収金	19,714,584		
受託業務未収金	1,678,979,135		
その他未収金	37,579,272	1,760,836,858	
賞与引当金見返(注)		791,131,723	
その他の流動資産		11,984,207	
流動資産合計			61,146,793,725
Ⅱ　固定資産			
１　事業用固定資産			
有形固定資産			
建物	45,237,982,910		
減価償却累計額	26,366,824,721		
減損損失累計額	167,286,678	18,703,871,511	

構築物	3,780,720,616,974		
減価償却累計額	1,384,648,101,880		
減損損失累計額	2,769,388,989	2,393,303,126,105	
機械装置	227,363,451,686		
減価償却累計額	162,754,471,835		
減損損失累計額	13,738,396	64,595,241,455	
船舶	388,662,414		
減価償却累計額	317,129,012	71,533,402	
車両運搬具	976,373,522		
減価償却累計額	803,732,607	172,640,915	
工具器具備品	1,210,565,752		
減価償却累計額	911,069,163	299,496,589	
土地	161,934,880,809		
減損損失累計額	5,514,859,926	156,420,020,883	
その他の有形固定資産		998,374,123	
有形固定資産合計		2,634,564,304,983	
無形固定資産			
地上権		6,603,471,928	
無形固定資産合計		6,603,471,928	
事業用固定資産合計		2,641,167,776,911	
2　一般管理用固定資産			
有形固定資産			
建物	5,171,829,819		
減価償却累計額	2,984,558,203	2,187,271,616	
構築物	114,406,613		
減価償却累計額	85,394,012	29,012,601	
機械装置	1,762,108,296		
減価償却累計額	1,120,567,274	641,541,022	
車両運搬具	19,152,577		
減価償却累計額	17,237,321	1,915,256	
工具器具備品	618,155,267		
減価償却累計額	321,251,069	296,904,198	
土地		3,301,280,000	
有形固定資産合計		6,457,924,693	
一般管理用固定資産合計		6,457,924,693	
3　建設仮勘定			
事業用建設仮勘定		425,793,037,603	
一般管理用建設仮勘定		34,823,034	
建設仮勘定合計		425,827,860,637	
4　投資その他の資産			
投資有価証券		11,341,489,586	
割賦元金		128,949,611,667	
長期前払消費税等		15,788,500,414	
敷金・保証金		280,885,960	
前払年金費用		4,302,537,131	
投資その他の資産合計		160,663,024,758	
固定資産合計			3,234,116,586,999
資産合計			3,295,263,380,724
負債の部			
Ⅰ　流動負債			
預り補助金等㈱			
預り交付金	4,215,576,771		
預り補助金	781,216,838		
預り負担金	3,671,171,364	8,667,964,973	
一年内償還予定水資源債券		10,000,000,000	
一年内返済予定長期借入金		18,785,057,403	

未払金			
建設事業未払金	4,388,307,545		
管理業務未払金	8,593,441,384		
受託業務未払金	1,119,473,813		
災害復旧事業未払金	354,420		
その他未払金	1,776,516,246	15,878,093,408	
未払費用		66,212,135	
受託業務前受金		332,454,186	
預り金		658,091,617	
引当金			
賞与引当金	791,131,723	791,131,723	
資産除去債務		90,753,428	
その他の流動負債		5,750,729,169	
流動負債合計			61,020,488,042
Ⅱ　固定負債			
資産見返負債㈱			
資産見返補助金等			
資産見返交付金	948,767,143,612		
資産見返補助金	743,977,105,679		
資産見返負担金	935,479,492,026		
資産見返積立金	5,793,387,908	2,634,017,129,225	
資産見返寄附金		25,231,975	
建設仮勘定見返補助金等			
建設仮勘定見返交付金	272,596,748,848		
建設仮勘定見返補助金	72,692,287,723		
建設仮勘定見返負担金	33,444,182,707		
建設仮勘定見返積立金	123,265,154	378,856,484,432	
資産見返仮勘定		9,761,885,057	
資産見返負債合計		3,022,660,730,689	
長期預り補助金等㈱			
長期預り発電設備負担金	594,793,217		
長期預り施設更新負担金	299,707,112	894,500,329	
水資源債券		18,500,000,000	
長期借入金		91,752,505,483	
引当金			
退職給付引当金	10,970,710,444	10,970,710,444	
固定負債合計			3,144,778,446,945
負債合計			3,205,798,934,987
純資産の部			
Ⅰ　資本金			
政府出資金		4,837,527,623	
資本金合計			4,837,527,623
Ⅱ　資本剰余金			
資本剰余金		2,876,423,347	
その他行政コスト累計額㈱			
減価償却相当累計額（△）	△ 4,293,826,506		
除売却差額相当累計額（△）	△ 604,860,791	△ 4,898,687,297	
資本剰余金合計			△ 2,022,263,950
Ⅲ　利益剰余金			
前中期目標期間繰越積立金㈱		72,904,545,111	
積立金		9,961,442,418	
当期未処分利益		3,783,194,535	
（うち当期総利益	3,783,194,535）		
利益剰余金合計			86,649,182,064
純資産合計			89,464,445,737
負債純資産合計			3,295,263,380,724

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

行 政 コ ス ト 計 算 書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ　損益計算書上の費用		
管理業務費	39,850,313,092	
受託業務費	6,022,168,590	
災害復旧事業費	42,893,054	
海外調査等業務費	133,894,462	
建設事業費	13,537,890,800	
一般管理費	△ 1,428,538,519	
事業用固定資産減価償却費	73,393,062,638	
事業用固定資産除却費	1,509,870,456	
財務費用	1,478,567,159	
臨時損失	1,402,081,405	
損益計算書上の費用合計		135,942,203,137
Ⅱ　その他行政コスト		
減価償却相当額㈱	282,602,623	
除売却差額相当額㈱	8,448,651	
その他行政コスト合計		291,051,274
Ⅲ　行政コスト		136,233,254,411

㈱　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

損　益　計　算　書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

経常費用			
管理業務費			
給与、賞与及び諸手当	5,132,990,838		
雑給	747,939,312		
法定福利費	921,190,794		
福利厚生費	10,148,207		
旅費交通費	95,055,265		
通信費	155,912,724		
荷造運搬費	61,373,104		
車両維持費	63,971,744		
船舶維持費	13,539,868		
動力用電力料	4,075,596,610		
水道光熱費	75,373,084		
消耗品費	261,613,863		
新聞図書費	16,419,692		
印刷製本費	7,762,556		
租税公課	4,766,840,179		
保険料	219,704,014		
地代家賃	115,838,935		
支払手数料	4,572,507		
支払報酬	2,644,328		
賃借料	48,636,749		
会議費	533,110		
訴訟費	845,455		
管理委託費	2,437,796,453		
外部委託費	3,641,904,829		
保守修繕費	8,238,648,534		
測量調査観測費	3,600,528,160		
補償費	13,587,391		
本社管理費等	2,348,771,649		
賞与引当金繰入	554,722,355		
その他業務費	2,215,850,783	39,850,313,092	
受託業務費		6,022,168,590	
災害復旧事業費		42,893,054	
海外調査等業務費		133,894,462	
建設事業費			
建設事業完了精算費	6,025,187,292		
租税公課	7,173,695,819		
廃止事業追加経費	339,007,689	13,537,890,800	
一般管理費			
給与、賞与及び諸手当	51,318,393		
法定福利費	7,823,961		
退職給付費用	△ 2,230,251,757		
地代家賃	1,040,065		
減価償却費	9,528,448		
その他業務費	27,276,606		
業務経費	704,725,765	△ 1,428,538,519	
事業用固定資産減価償却費		73,393,062,638	
事業用固定資産除却費		1,509,870,456	
財務費用			
支払利息	1,460,133,472		
債券発行費	15,822,410		
その他財務費用	2,611,277	1,478,567,159	
経常費用合計			134,540,121,732

経常収益		
受託収入		
政府受託収入	2,740,195,887	
地方公共団体等受託収入	3,026,338,612	
その他受託収入	242,617,608	6,009,152,107
補助金等収益(注)		37,923,264,814
災害復旧事業収入		42,893,054
海外調査等業務収入		40,531,371
管理雑収入		926,949,187
資産見返補助金等戻入(注)		74,868,757,771
資産見返寄附金戻入(注)		4,284,675
建設仮勘定見返補助金等戻入(注)		13,850,215,945
賞与引当金見返に係る収益(注)		558,492,181
財務収益		
受取利息	3,092,647,058	3,092,647,058
雑益	24,338,702	
経常収益合計		137,341,526,865
経常利益		2,801,405,133
臨時損失		
固定資産売却損	580,506,953	
減損損失	799,939,291	
国庫納付金	21,635,161	1,402,081,405
臨時利益		
固定資産売却益	658,341	
資産見返補助金等戻入(注)	1,401,423,064	1,402,081,405
当期純利益		2,801,405,133
前中期目標期間繰越積立金取崩額(注)		981,789,402
当期総利益		3,783,194,535

(注)　これらは、独立行政法人固有の会計処理に伴う勘定科目である。

純資産変動計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

	Ⅰ　資本金	Ⅱ　資本剰余金			
	政府出資金（資本金合計）	資本剰余金	その他行政コスト累計額		資本剰余金合計
			減価償却相当累計額（△）	除売却差額相当累計額（△）	
当期首残高	4,837,527,623	2,373,715,940	△ 4,061,563,817	△ 546,072,206	△ 2,233,920,083
当期変動額					
Ⅰ　資本金の当期変動額					
Ⅱ　資本剰余金の当期変動額					
固定資産の除売却			50,339,934	△ 58,788,585	△ 8,448,651
減価償却			△ 282,602,623		△ 282,602,623
Ⅲ　利益剰余金の当期変動額					
(1)　利益の処分又は損失の処理					
前中期目標期間からの繰越し					
利益処分による積立					

⑵　その他					
当期純利益					
前中期目標期間繰越積立金取崩額		502,707,407			502,707,407
その他の利益剰余金の当期変動額（純額）					
当期変動額合計	—	502,707,407	△ 232,262,689	△ 58,788,585	211,656,133
当期末残高	4,837,527,623	2,876,423,347	△ 4,293,826,506	△ 604,860,791	△ 2,022,263,950

（単位：円）

Ⅲ　利益剰余金					純資産合計
前中期目標期間繰越積立金	積　立　金	当期未処分利益	うち当期総利益	利益剰余金合計	
74,425,860,604	7,373,592,277	2,587,850,141	—	84,387,303,022	86,990,910,562
					△ 8,448,651
					△ 282,602,623
				—	—
	2,587,850,141	△ 2,587,850,141		—	—
		2,801,405,133	2,801,405,133	2,801,405,133	2,801,405,133
△ 1,484,496,809		981,789,402	981,789,402	△ 502,707,407	—
△ 36,818,684				△ 36,818,684	△ 36,818,684
△ 1,521,315,493	2,587,850,141	1,195,344,394	3,783,194,535	2,261,879,042	2,473,535,175
72,904,545,111	9,961,442,418	3,783,194,535	3,783,194,535	86,649,182,064	89,464,445,737

キャッシュ・フロー計算書

（令和７年４月１日～令和８年３月31日）

（単位：円）

Ⅰ	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	事業用固定資産の取得による支出	△ 35,935,186,821
	管理業務支出	△ 31,813,646,903
	受託業務支出	△ 5,900,111,011
	災害復旧事業支出	△ 43,523,104
	人件費支出	△ 14,613,029,150
	その他の業務支出	△ 3,045,710,504
	受託収入	6,709,795,188
	補助金等収入	78,859,210,202
	割賦負担金収入	21,456,851,355
	補助金等の精算による返還金の支出	△ 3,559,896,967
	その他の業務収入	1,438,669,333
	消費税等支払額	△ 618,801,150
	消費税等還付額	1,842,479,050
	小　計	14,777,099,518
	利息の受取額	3,118,357,735
	利息の支払額	△ 1,700,787,288
	業務活動によるキャッシュ・フロー	16,194,669,965
Ⅱ	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有価証券の取得による支出	△ 1,168,217,000
	有価証券の償還による収入	950,000,000
	定期預金の預入による支出	△ 10,000,000,000
	定期預金の払戻による収入	10,000,000,000
	譲渡性預金の預入による支出	△ 9,000,000,000
	譲渡性預金の払戻による収入	12,000,000,000
	一般管理用固定資産の取得による支出	△ 244,893,726
	敷金・保証金の差入による支出	△ 548,000
	敷金・保証金の返戻による収入	687,097
	投資活動によるキャッシュ・フロー	2,537,028,371
Ⅲ	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	債券の発行による収入	7,982,595,349
	債券の償還による支出	△ 7,000,000,000
	長期借入れによる収入	500,000,000
	長期借入金の返済による支出	△ 22,864,206,756
	不要財産に係る国庫納付等による支出	△ 20,573,673
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 21,402,185,080
Ⅳ	資金に係る換算差額	0
Ⅴ	資金増加額	△ 2,670,486,744
Ⅵ	資金期首残高	32,226,037,093
Ⅶ	資金期末残高	29,555,550,349

利益の処分に関する書類

（単位：円）

Ⅰ	当期未処分利益		3,783,194,535
	当期総利益	3,783,194,535	
Ⅱ	積立金振替額		72,904,545,111
	前中期目標期間繰越積立金	72,904,545,111	
Ⅲ	利益処分額		
	積立金		76,687,739,646

重要な会計方針

１．有形固定資産の減価償却の会計処理方法

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

ただし、水資源開発公団から承継した償却資産については、承継時における当該資産の経済的若しくは機能的な実情を考慮して決定した耐用年数を採用しております。

また、事業用固定資産のうち構築物については、経済的な実情及び施設の特殊性を勘案し、自主的に算定した耐用年数を設定しております。

ダム	76年
用水路	34年～64年
堰等	47年～52年

また、特定の償却資産（独立行政法人会計基準第87第１項）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（独立行政法人会計基準第91）に係る減価償却に相当する額については、減価償却相当累計額として資本剰余金から控除して表示しております。

２．賞与引当金の計上基準

役職員の賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち、当事業年度に負担すべき金額を計上しております。なお、役職員の賞与については、補助金等により財源措置がなされる見込みであるため、賞与引当金と同額を賞与引当金見返として計上しております。

３．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準並びに退職給付費用の処理方法

職員への退職給付に備えるため、当該事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については期間定額基準によっております。

また、役員への退職手当の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を退職給付引当金に含めております。

過去勤務費用は、その発生時に一括費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時に一括費用処理しております。

４．有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券

償却原価法（定額法）

５．棚卸資産の評価基準及び評価方法
管理業務支出金、受託業務支出金及び災害復旧事業支出金
個別法による原価法
６．債券発行差額の償却方法
債券発行差額は、債券の償還期間にわたって定額法により償却しております。
７．収益及び費用の計上基準
⑴　本社管理費等の配賦方法
本社管理費等（先行投資的な本社管理費等を除く。）は各事業・業務に配賦するため、建設事業に対する配賦額は建設仮勘定に資産計上し、管理業務・受託業務に対する配賦額は収益が計上される事業年度に費用処理しております。
⑵　支払利息等の会計処理方法
長期借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合、建設期間に対応する支払利息は建設仮勘定に計上し、負担者が負担する金額が確定したものについては割賦元金に振り替えて計上しております。
⑶　受託業務に係る収益
受託業務においては、国又は地方公共団体等との委託契約等に基づき、顧客が保有する水資源の開発又は利用のための施設等の維持管理等を行う義務を負っております。当該履行義務は、主として、当法人が顧客との契約における義務を履行するにつれて、顧客が便益を享受することで充足されると判断し、履行義務の充足に係る進捗度を見積もり、当該進捗度に基づき収益を一定の期間にわたり認識しております。
８．消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜き方式によっております。
ただし、建設事業に係る控除対象外消費税については、建設期間中は長期前払消費税等として投資その他の資産に計上し、完了事業年度に一括費用処理しております。
また、管理業務に係る控除対象外消費税については、発生事業年度に費用処理しております。
９．資産見返負債の会計処理
資産見返負債の計上は、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令第６条の規定によっております。
（参考）
○独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令（平成15年国土交通省令第104号）
（補助金等の会計処理）
第６条　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第21条第１項及び第22条第１項の交付金、機構法第23条、第25条各項、第26条第１項及び第27条の負担金並びに機構法第35条の補助金（以下この条において「補助金等」という。）をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産（独立行政法人会計基準において建設仮勘定に属する資産を除く。）の価額のうち当該補助金等の額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。
２　機構は、機構法第12条第１項第１号から第３号までの業務の実施に際し、機構法第31条第１項の規定により国土交通大臣の承認を受けた金額をそれらの業務の財源の全部又は一部に充てたときは、当該業務により生じた施設その他の固定資産の価額のうち当該承認を受けた金額に相当する額を資産の部に固定資産として計上するとともに、その額と同額を負債の部に資産見返負債として計上するものとする。

注記事項
１．貸借対照表関係
⑴　減損会計
１）減損の認識
減損を認識した固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額	減損額
①事業用地	土地（38施設）（事業用固定資産）	滋賀県草津市他	1,855,447,938	667,670,836
	地上権（１施設）（事業用固定資産）	群馬県前橋市	3,240	0
②導水施設	構築物（10施設）（事業用固定資産）	群馬県前橋市他	10	0
③湖沼施設	構築物（９施設）（事業用固定資産）	滋賀県草津市	9	0
④ダム下流施設	構築物（５施設）（事業用固定資産）	京都府南丹市	5	13,683,386
	建物（２施設）（事業用固定資産）	京都府南丹市	2	1,421,448
⑤観測局舎	建物（４施設）（事業用固定資産）	滋賀県近江八幡市他	4	0
⑥機械設備	機械装置（４施設）（事業用固定資産）	茨城県稲敷市他	4	0
⑦宿舎	土地（９施設）（事業用固定資産）	千葉県千葉市他	381,497,366	104,443,473
	構築物（３施設）（事業用固定資産）	千葉県千葉市他	3	1,257,114
	建物（30施設）（事業用固定資産）	千葉県千葉市他	30	9,463,034

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。
減損の認識に至った経緯等
①事業用地、②導水施設、③湖沼施設、④ダム下流施設、⑤観測局舎及び⑥機械設備は、事業の中止又は施設の用途廃止等により将来の使用見込みがなくなったことから減損を認識しております。
⑦宿舎については、その全部又は一部につき、使用しない決定を行ったことから、減損を認識しております。
回収可能サービス価額
回収可能サービス価額は、正味売却価額を使用しており、算定方法等は次のとおりです。
建物については、不動産鑑定評価額又は固定資産税評価額などを用いて算定しております。
土地については、不動産鑑定評価額又は地価公示価格などを用いて算定しております。
構築物及び機械装置については、備忘価額としております。

２）減損の兆候

減損の兆候が認められた固定資産の用途、種類、場所、帳簿価額等の概要

（単位：円）

用　途	種　類	場　所	帳簿価額
①宿舎	土地（４施設）(事業用固定資産)	徳島県徳島市他	117,032,483
	建物（６施設）(事業用固定資産)	千葉県香取市他	14,550,071

㈱　帳簿価額については、当事業年度の期末帳簿価額を記載しております。

認められた兆候の概要

宿舎は、当該固定資産の稼働率が取得時の想定と比べて低下しているため、又は市場価格が著しく下落しているため、減損の兆候を認めております。

減損の認識に至らなかった根拠

当該固定資産は経常的な保守管理を行い、使用目的に従った機能を現有しており、施設管理を行っていくための付随施設として使用していくため、減損を認識しておりません。

⑵　金融商品の時価等

１）金融商品の状況に関する事項

当機構は、資金運用については短期的な預金並びに国債、地方債及び政府保証債などに限定し、財政融資資金、民間借入金及び水資源債券の発行により資金を調達しております。

投資有価証券は、独立行政法人通則法第47条の規定等に基づき、地方債等を保有しており、全て満期保有目的債券であります。

割賦元金は、借入金等の資金を充当して事業用固定資産を建設した場合に、当該借入金及びその支払利息が負担者の負担に帰すべきものとして確定した金額であり、未回収分を債権として計上しております。

借入金等の使途は事業用固定資産の建設資金であり、主務大臣の認可を受け、資金調達を行っております。

２）金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

また、現金は注記を省略しており、預金、有価証券のうち譲渡性預金、未収金、未収収益、未払金及び未払費用、敷金・保証金は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似すること等から、注記を省略しております。

（単位：円）

区　分	貸借対照表計上額（＊）	時価（＊）	差　額
①有価証券及び投資有価証券	11,789,851,937	10,660,429,400	△1,129,422,537
②割賦元金	156,139,818,089	152,621,278,224	△3,518,539,865
③水資源債券	(28,500,000,000)	(28,211,350,000)	(△288,650,000)
④長期借入金	(110,537,562,886)	(105,206,605,726)	(△5,330,957,160)

（＊）　負債に計上されているものは、(　) で示しております。

割賦元金は流動資産に計上されているものを含み、水資源債券及び長期借入金は流動負債に計上されているものを含んでおります。

㈱　時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の三つのレベルに分類しております。

レベル１の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における無調整の相場価格により算定した時価

レベル２の時価：レベル１のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル３の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

有価証券及び投資有価証券

当法人が保有している地方債等は、活発な市場で取引されているため、その時価をレベル１の時価に分類しております。一方で、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められない地方債等（貸借対照表計上額：799,755,477円、時価：736,702,400円）は、レベル２の時価に分類しております。

割賦元金

割賦元金の時価は、元利金の合計額の将来キャッシュ・フローを、国債流通利回りを基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

水資源債券（財投機関債）

当法人の発行する財投機関債である水資源債券は、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるため、レベル１の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額の将来キャッシュ・フローを、同額の新規借入を行った場合の利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル２の時価に分類しております。

⑶　賃貸等不動産の時価等

当機構は、将来の使用見込みがなく遊休状態である土地、建物等を有しております。これらの賃貸等不動産の貸借対照表計上額、当期増減額及び時価は次のとおりであります。

（単位：円）

貸借対照表計上額			当期末の時価
前期末残高	当期増減額	当期末残高	
1,430,157,563	50,587,631	1,480,745,194	1,671,118,524

（注１）貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

（注２）当期増減額は、次のとおりであります。

遊休状態となった不動産の追加による増加　898,968,816円

売却等による減少　848,381,185円

（注３）当期末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて当機構で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

⑷　資産除去債務

当機構は、石綿含有吹き付け材を使用している事業用建物を有しております。この内の一部について、木曽川用水施設管理業務の中で、石綿含有吹き付け材の除去工事の実施を決定したことから、当該事業用建物に係る資産除去債務を合理的に見積ることが可能となったため、当事業年度に資産除去債務を計上しており、令和８事業年度に除去を予定しております。

また、豊川用水に係る支線水路施設の一部について、撤去工事の実施を決定したことから、当該施設に係る資産除去債務を合理的に見積ることが可能となったため、地上権設定契約に起因する原状回復義務に基づき、当事業年度に資産除去債務を計上しており、令和８事業年度に撤去を予定しております。

当該事業用建物を除く石綿含有吹き付け材を使用している事業用建物につきましては、中期計画等において解体の予定はなく、また、管理業務を実施する上で必要な資産であることから、石綿含有吹き付け材の囲い込み等を実施しており、今後も適切な維持管理を行いながら使用を継続します。また、当該施設を除く地上権設定契約に起因する原状回復義務を有する施設等につきましては、撤去工事実施に係る具体的な決定はありません。このことから、資産除去債務を合理的に見積ることができないため、当該債務に見合う資産除去債務を計上しておりません。

当事業年度における資産除去債務の残高の推移は、以下のとおりであります。

期首残高	―円
見積りの変更による増加額	90,753,428円
期末残高	90,753,428円

⑸　不要財産に係る国庫納付等

不要財産に係る国庫納付等については、次のとおりであります。

①	資産種類		土地	土地、工作物、その他構築物等	土地、建物
②	資産名称		大多喜ダム流入工関連施設用地	宝山湖南造成地	水豊寮
③	帳簿価額	⑴取得価額	15,145,200	3,166,547,340円	34,215,201円
		⑵減価償却	―	297,858,280円	16,074,984円
		⑶減損額	―	1,067,203,614円	14,236,184円
		⑷帳簿価額	15,145,200	1,801,485,446円	3,904,033円
④	不要財産となった理由		今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため	今後の必要性について検討した結果、不要と認められたため
⑤	国庫納付等の方法		独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付	独立行政法人通則法第46条の２第２項に基づく譲渡収入による納付
⑥	譲渡収入の額		1,171,000円 (585,500円)	59,964,521円 (19,988,173円)	7,220,000円 (1,828,375円)
⑦	控除費用		― (―)	― (―)	1,078,191円 (181,387円)
⑧	国庫納付等の額 納付等年月日	⑴国庫納付額	585,500円	19,988,173円	1,646,988円
		納付年月日	R7. 8. 29	R8. 3. 31	―
		⑵地方公共団体への払戻額	―	―	―
		納付年月日	―	―	―
		⑶その他民間等への払戻額	―	―	―
		納付年月日	―	―	―
⑨	減資額		―	―	―
⑩	備考		―	―	―

㈱　③の帳簿価額は、負担金を財源とした部分を含んでおります。

⑥⑦の下段（　）書きは、政府からの支出を財源とした部分であります。

⑧国庫納付等が行われていない場合には、日付を記載しておりません。

⑨国庫補助金等により取得した固定資産であることから、減資の対象としておりません。

⑹　その他行政コスト累計額

その他行政コスト累計額のうち、出資を財源に取得した資産に係る金額　△365,546,868円

２．行政コスト計算書関係

⑴　独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト

行政コスト	136,233,254,411円
自己収入等	△62,000,178,114円
国庫納付額	△21,635,161円
機会費用	32,064,771円
独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコスト	74,243,505,907円

⑵　機会費用の計上方法

１）政府出資から生ずる機会費用の計算に使用した利率

10年利付国債の令和８年３月末利回りを参考に2.345％で計算しております。

２）国又は地方公共団体との人事交流による出向職員から生ずる機会費用の計算方法

当該職員が国又は地方公共団体に復帰後退職する際に支払われる退職金のうち、独立行政法人での勤務期間に対応する部分について、退職手当支給規程に定める退職手当支給基準等を参考に計算しております。

３．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　キャッシュ・フロー計算書の資金の期末残高の貸借対照表科目別内訳

現金及び預金　29,555,550,349円

⑵　重要な非資金取引について

当期において、無償により受け入れた資産の金額は、4,258,404円であります。

４．有価証券関係

満期保有目的の債券

（単位：円）

区　分	種　類	貸借対照表計上額	時　価	差　額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	地方債	―	―	―
	小　計	―	―	―
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	地方債	6,907,963,798	6,234,138,400	△673,825,398
	福岡北九州高速道路債ほか	4,881,888,139	4,426,291,000	△455,597,139
	小　計	11,789,851,937	10,660,429,400	△1,129,422,537
合　計		11,789,851,937	10,660,429,400	△1,129,422,537

5．退職給付関係

⑴　採用している退職給付制度の概要

当機構は、役員及び職員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び共済年金に係る整理資源を採用しています。

確定給付年金制度（積立型制度）は、水資源機構企業年金基金にて運営し、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しています。

退職一時金制度（非積立型制度）は、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しています。

⑵　退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

期首における退職給付債務	22,837,614,151
勤務費用	683,090,401
利息費用	465,766,973
数理計算上の差異の当期発生額	△ 1,778,206,613
退職給付の支払額	△ 1,435,042,862
役員退職手当引当金繰入額	15,887,900
整理資源負担金取崩額	△ 6,548,863
期末における退職給付債務	20,782,561,087

⑶　年金資産の期首残高と期末残高の調整表

期首における年金資産	12,344,963,273
期待運用収益	308,624,081
数理計算上の差異の当期発生額	1,241,887,787
事業主からの拠出額	710,877,745
退職給付の支払額	△ 558,243,662
制度加入者からの拠出額	66,278,550
期末における年金資産	14,114,387,774

⑷　退職給付債務及び年金資産と貸借対照表に計上された退職給付引当金及び前払年金費用の調整表

積立型制度の退職給付債務	9,842,950,386
年金資産	△ 14,114,387,774
積立型制度の未積立退職給付債務	△ 4,271,437,388
非積立型制度の未積立退職給付債務	10,939,610,701
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,668,173,313
退職給付引当金	10,970,710,444
前払年金費用	△ 4,302,537,131
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	6,668,173,313

⑸　退職給付に関連する損益

勤務費用	683,090,401
利息費用	465,766,973
期待運用収益	△ 308,624,081
数理計算上の差異の当期の費用処理額	△ 3,020,094,400
制度加入者からの拠出額	△ 66,278,550
役員退職手当引当金繰入額	15,887,900
合計	△ 2,230,251,757

⑹　年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

債券	41％
株式	41％
現金及び預金	4％
その他	14％
合計	100％

⑺　長期期待運用収益率の設定方法に関する記載

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

⑻　数理計算上の計算基礎に関する事項

期末における主要な数理計算上の計算基礎（加重平均で表しております。）

割引率　確定給付企業年金　3.3％　一時金　2.9％

長期期待運用収益率　2.5％

6．収益認識関係

当機構は、以下に記載する内容を除き、会計基準第86における収益に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

⑴　収益の分解情報

当機構の一定の事業等のまとまりごとの区分は、水資源開発施設等の管理業務、ダム等建設業務、用水路等建設業務、法人共通です。上記に係る一定の事業等のまとまりごとの区分における会計基準第86における収益は、5,036,069,803円、195,035,547円、201,061,437円及び576,985,320円です。

⑵　収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりです。

⑶　当該事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

当該事業年度末における残存履行義務に配分された取引価格の総額は、315,783,424円であり、当機構は、当該残存履行義務について、履行義務の充足につれて令和８年度までの間で収益を認識することを見込んでいます。なお、当該事業年度中に認識された収益のうち、過去の期間に充足された履行義務に係る金額は重要ではありません。

未収金のうち、契約資産（受託業務における契約について、当機構が請求を行っていない業務の進捗に係る対価）及び顧客との契約から生じた債権の金額は、それぞれ以下のとおりです。

契約資産　1,284,717円

顧客との契約から生じた債権　1,677,694,418円

受託業務前受金は、主に受託業務における契約について、顧客から受け取った前受金等であり、その全額が契約負債です。

7．重要な債務負担行為

81,061,841,155円

8．固有の表示科目の内容

事業用固定資産

固定資産のうち独立行政法人水資源機構法第２条第２項に規定する水資源開発施設及び同条第３項に規定する愛知豊川用水施設（これらに附帯する施設を含む。）に係るものを事業用固定資産として表示しております。

割賦元金

独立行政法人水資源機構法施行令の規定に基づき15～30年間（当期償還を開始する事業に係る分については、負担者との協議及び主務大臣の認可未了のため未確定。）で分割回収する建設事業の負担金の債権残高を割賦元金として表示しております。

資産見返仮勘定
　事業用固定資産の建設中において、負担者の負担に帰すべきものとして負担者及び金額が確定したときの割賦元金相当額（建設利息を除く。）を資産見返仮勘定として表示しております。
預り補助金等及び長期預り補助金等
資産見返補助金等及び建設仮勘定見返補助金等
補助金等収益、資産見返補助金等戻入及び建設仮勘定見返補助金等戻入
　補助金等の範囲については、独立行政法人水資源機構の財務及び会計等に関する省令第６条の規定によっております。
　なお、上記の規定については、重要な会計方針９を参照して下さい。
長期預り発電設備負担金
　発電設備の点検・更新等を行うために、当該事業年度の精算により受け入れ超過となった利水者等の負担金のうち、売電収入に係る予算額を超過した売電収入相当額を長期預り発電設備負担金として表示しております。
長期預り施設更新負担金
　事業用固定資産の修繕・更新等を行うために、特別修繕工事計画により負担者等から受け入れる負担金相当額を長期預り施設更新負担金として表示しております。
災害復旧事業費及び災害復旧事業収入
　独立行政法人水資源機構法第12条第１項第３号に規定する災害復旧工事に要した費用とこれに対応する収益を災害復旧事業費及び災害復旧事業収入として表示しております。
海外調査等業務費及び海外調査等業務収入
　独立行政法人水資源機構法第12条第２項に規定する海外調査等業務に要した費用とこれに対応する収益を海外調査等業務費及び海外調査等業務収入として表示しております。

９．事業完了に関する事項
　吉野川下流域用水事業については、令和８年３月５日に吉野川下流域用水施設に関する施設管理規程が認可され、同年４月１日より独立行政法人水資源機構法第12条第１項の規定により完成した施設の操作、維持、修繕その他の管理を行っております。

10．重要な後発事象
　該当事項はありません。

車両制限令第３条第４項の規定による道路の指定の公示

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構公示第５号

　道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条の規定及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第３条第４項の規定に基づき、通行する国際海上コンテナの運搬用のセミトレーラ連結車の重量の最高限度を車両の通行の許可の手続等を定める省令（昭和36年建設省令第28号）第４条で定める値とし、長さの最高限度を16.5メートルとする道路を次のとおり指定する。

　令和８年９月１日　　独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
　　理事長　澤田　　聡

１　指定する道路の路線名及び区間
　次表のとおり

路線名	区間
一般国道四百七十五号	山県インターチェンジから大野神戸インターチェンジまで

２　指定する期日　令和８年９月１日

解散命令公告

長野県公告

　下記に掲げる組合は、その代表権を有する者が欠けている、又はその所在が知れないので、中小企業等協同組合法第106条第３項の規定に基づき、解散命令の要旨を下記のとおり公告する。

　令和８年９月１日
　　長野県知事　阿部　守一

記

命令の要旨
　中小企業等協同組合法第106条第２項の規定に基づき解散を命ずる。
名称及び主たる事務所の所在地
　飯山牛乳商業協同組合
　長野県飯山市南町８番地１
　北志賀観光協同組合
　長野県下高井郡山ノ内町大字夜間瀬9249番地４
　企業組合中部デリカ
　長野県上伊那郡南箕輪村7859番地１
　信州国産材開発協同組合
　長野県伊那市美篶5227番地２
　辰野町商工事業協同組合
　長野県上伊那郡辰野町大字辰野1777番地の１
　南信アルプス協同組合
　長野県駒ヶ根市赤穂330番地27
　木曽駒高原天然水協同組合
　長野県木曽郡木曽町新開131番地
教示
１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に、長野県知事に対して審査請求をすることができる。ただし、処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内であっても、処分の日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができない。
２　この処分については上記の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内（この処分についての審査請求を行った場合には、審査請求の裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内）に、長野県を被告（訴訟において長野県を代表する者は長野県知事となる。）として、処分の取消しの訴えを提起することができる。ただし、処分又は裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、処分又は裁決の日の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができない。

教育職員免許状失効公告

　教育職員免許法第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

　令和８年９月１日　　鳥取県教育委員会
１．免許状の種類、免許状の番号、授与権者、授与年月日、本籍地、氏名
　⑴　中学校教諭一種免許状（保健体育）、平14中１第10165号、東京都教育委員会、平成14年３月31日、鳥取県、桑名伸一郎
　⑵　高等学校教諭一種免許状（保健体育）、平14高１第10165号、東京都教育委員会、平成14年３月31日、鳥取県、桑名伸一郎
２．失効年月日　令和８年８月６日
３．失効の事由　教育職員免許法第10条第１項第２号該当

教育職員免許状失効公告

　教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

　令和８年９月１日　　宮崎県教育委員会
１　失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号
　氏名　原　　弘毅
　本籍地　宮崎県
　⑴　中学校教諭一種免許状（社会）
　　長崎県教育委員会、平成８年３月25日
　　平７中一種第214号
　⑵　高等学校教諭一種免許状（地理歴史）
　　長崎県教育委員会、平成８年３月25日
　　平７高一種第289号
　⑶　高等学校教諭一種免許状（公民）
　　長崎県教育委員会、平成８年３月25日
　　平７高一種第290号
　⑷　高等学校教諭専修免許状（地理歴史）
　　宮崎県教育委員会、平成16年10月８日
　　平16高専第47号
２　失効年月日　令和８年８月３日
３　失効の事由
　教育職員免許法第10条第１項第２号　該当
　教育職員免許法施行規則第74条の２第８号ニ　該当

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

令和８年９月１日　　宮崎県教育委員会

１　失効した免許状の氏名、本籍地、免許状の種類、授与権者、授与年月日、番号

氏名　俵　真穂

本籍地　宮崎県

幼稚園教諭一種免許状

福岡県教育委員会、平成28年３月11日

平27幼一種第311号

２　失効年月日　令和６年７月２日

３　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第１号　該当

無縁墳墓等改葬公告

墓地の適正な管理を行うために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から１年以内にお申し出ください。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁遺骨として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年９月１日　　岐阜県多治見市

１．墳墓等所在地　岐阜県多治見市金岡町四丁目10番地他

１．墳墓等の名称　多治見市北市場霊園

１．死亡者の区画番号、本籍及び氏名　A295区画　本籍不詳　古林長治　古林政　古林修一　古林はる子、A340区画　本籍不詳　前田徳三郎　前田たま　前田辰三、B504区画　本籍不詳　加藤子之吉　加藤てつ

１．改葬を行おうとする者　岐阜県多治見市日ノ出町二丁目15番地　多治見市長　南木　貴行

１．問い合わせ先　多治見市役所　環境課

無縁墳墓等改葬公告

広域河川藻器堀川改修事業のために、無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。

なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご承知ください。

令和８年９月１日　　熊本市

１　墳墓等所在地　熊本市東区八反田三丁目3120番

１　墳墓等の名称　所在地に存する墳墓

１　死亡者の本籍及び氏名　全て不詳

１　改葬を行おうとする者　熊本市中央区手取本町１番１号　熊本市長　大西　一史　連絡先　熊本市役所用地課　電話 096-328-2549

会社その他の公告

解散公告

当社は、令和八年八月二十四日開催の株主総会の決議により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

都市企画設計株式会社

代表清算人　堀川　裕已

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市豊平区平岸一条十三丁目四番一号

有限会社北向建設

清算人　北向　一夫

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市北区新琴似八条十二丁目五番四四号

清算人　北向　一夫

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市北区北八条西三丁目三二番地ティーグラフォート札幌ステーションタワー五〇五号

Ｉｍｐａｃｔ　Ｉｎｎｏｖａｔｉｏｎ　Ｊａｐａｎ合同会社

清算人　中島　明彦

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市北区あいの里三条九丁目一四番六号

株式会社訪問介護事業所つくし

代表清算人　深瀬　和文

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

青森県八戸市城下一丁目一一番二号

有限会社八燃器具サービス

清算人　小井田和哉

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

仙台市青葉区宮町一丁目一番八号

株式会社三秀

代表清算人　小畑　和幸

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福島県福島市森合字日向山八番地の七

株式会社辰巳屋

代表清算人　森岡　幸江

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福島県福島市鎌田字月ノ輪山五番地の一六六

有限会社東華

清算人　高橋利久子

解散公告

当社は、令和八年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福島県福島市荒井字上町裏一〇番地

株式会社ＺＥＲＯ

代表清算人　阿部　裕之

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福島県福島市荒町三番八号

株式会社ジェーイーエム

代表清算人　久和　淳

解散公告

当社は、令和八年二月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

茨城県古河市山田三五六番地二

山田商店株式会社

代表清算人　中村　正美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

群馬県高崎市南大類町一三九一番地七

株式会社ヨシコー

代表清算人　島　耕司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

埼玉県和光市下新倉四丁目二六番三八号

株式会社アイリスホームヨコタ

代表清算人　横田　修二

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

埼玉県幸手市北一丁目一三番二〇号

株式会社ミールケアサービス

代表清算人　佐藤　三郎

解散公告

当社は令和八年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内に申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

埼玉県さいたま市見沼区大和田町一丁目一二三〇番地九一

有限会社テイ・アンド・テイアーキテクツ

清算人　角田　政弘

解散公告

当社は、平成二十七年一月二十日会社法第四七二条第一項の規定により解散しましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

埼玉県鴻巣市本町八丁目七番二八号

神田建築興業株式会社

代表清算人　神田　明

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の臨時株主総会により解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

埼玉県さいたま市岩槻区大字上野一〇九番地一〇

株式会社ワイエムオート

清算人　足立　克己

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

千葉県木更津市木更津二丁目一番三号

株式会社ちとせオフィス

代表清算人　大川　七海

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

千葉県習志野市藤崎一丁目一五番七号

有限会社タバコショップ中むら

清算人　中村　峰一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

千葉県茂原市茂原二九八番地

株式会社杉田屋呉服店

代表清算人　杉田　明績

解散公告

当社は、令和八年五月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

千葉県船橋市坪井東五丁目二〇番一四号

フォーザワールド合同会社

清算人　平井　忠道

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都小平市喜平町三丁目二番五―一〇四号

有限会社学園薬局

清算人　瀬間　辰郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都北区田端四丁目三番四号

株式会社Ｎｅｘｔ―Ｇ

代表清算人　石田　澄子

解散公告

当社は、令和八年八月一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都江戸川区南葛西四丁目一二番一六号

セントパークハイツ二〇三

合同会社オヒサマ・ピクチャーズ

清算人　清藤　拓

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都世田谷区北沢二丁目二七番八号

有限会社ボートアイランド

清算人　中村　梨恵

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区赤坂九―二―九―四〇九

株式会社モルテン・ソルト・スチール

代表清算人　中村　信彦

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

日光２０アパートメンツ練馬合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京共同会計事務所内

一般社団法人メトロホールディングス・ワン

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　合同会社メトロ・ワン

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１２合同会社６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

須磨ホールディング合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１５合同会社４

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

日光Ｐｌｕｓ１５合同会社６

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

御殿場ホールディング合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

Ｓｗｉｆｔ１一般社団法人

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　Ｓｗｉｆｔ合同会社

清算人　内山隆太郎

解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　一般社団法人ＦＫ

代表清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内　合同会社ＦＫ

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番一号東京

共同会計事務所内

ジェイコアレジ４合同会社５

清算人　内山隆太郎

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区港南二丁目一六番一号品川イーストワンタワー七Ｆ　株式会社セラグ

代表清算人　梅澤　優美

解散公告

当社は、令和八年七月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区神田東松下町三七番地二加瀬ビル一三〇―一〇〇九号

土肥産業株式会社

代表清算人　土肥　穣治

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区大手町一丁目五番一号四階

リンク・ヘルスケア株式会社

代表清算人　オキャラハン・カール

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区赤坂一丁目一二番三二号アーク森ビル一二階

株式会社インターナショナルメディカルマネージメント

代表清算人　オキャラハン・カール

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区銀座七丁目一三番二〇号銀座ＴＨビル九階

合同会社Ｅ２Ｅ　Ｃｏｎｓｕｌｔｉｎｇ

清算人　張　　磊

解散公告

当社は、令和八年八月二十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都板橋区前野町四丁目二一番一号

有限会社ハル善

清算人　田中　弘行

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都台東区台東一丁目一一番三号

東友産業有限会社

清算人　友景　雅人

解散公告

当社は、株主総会の決議により令和八年八月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都足立区大谷田五丁目五番六号

有限会社栄恒産

清算人　村中愼太郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都世田谷区奥沢六丁目七番一五号

ルフェール・ビジネス・コンサルティング株式会社　代表清算人　高山　吏司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内神田一丁目一番一号

合同会社ボンドブリッジ２

清算人　中垣　光博

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内神田一丁目三番七号四〇一

一般社団法人ボンドブリッジ２

代表清算人　中垣　光博

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都足立区綾瀬四丁目二八番一九号

合同会社ＰＥＥＲ

清算人　佐藤　碧海

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都江東区森下二丁目一二番五―一〇三号

サハラインテリア株式会社

代表清算人　佐和　誠司

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都西東京市新町五丁目四番二七号ＳｈａＭａｉｓｏｎ境橋二〇二号

株式会社ＴＲＹＦＥ　ＪＡＰＡＮ

代表清算人　前田　健輔

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都新宿区早稲田鶴巻町五六七オノダビル一階

株式会社Ｏｒｏｖｉａ

代表清算人　深沢慶太郎

解散公告

当社は、令和八年七月六日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋箱崎町二七―九

ＫＯＭＩＣＨＩ合同会社

清算人　ホッセンマイケル

解散公告

当社は、令和八年七月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区神田美土代町一一番地一

有限会社岡田雄嗣商店

清算人　岡田　英嗣

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都調布市仙川町一丁目二五番二号仙川アヴェニュー北プラザ

テイクアンド株式会社

代表清算人　宮澤　猛

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都新宿区西新宿三丁目三番一三号六階

Ｉｎｋｆａｎｄ株式会社

代表清算人　土肥勇士郎

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区隼町二番一〇号二一〇半蔵門ビル三階

一般社団法人日本鍼治療標準化学会

代表清算人　谷地　一博

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区東新橋一丁目六番三号

エピステーメー合同会社

清算人　伊藤まゆみ

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都品川区西品川一丁目一番一号

ＪａｄｅＣｏｍｉＸ株式会社

代表清算人　福井　智樹

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都品川区西大井五丁目八番四号

有限会社須藤精機製作所

清算人　須藤　毅

解散公告

当社は、総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

内幸町キャピタル・ワンE合同会社

清算人　一般社団法人内幸町キャピタル・ワンB　職務執行者　武野氏伸哉

解散公告

当社は、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

株式会社中落合プロパティ

代表清算人　武野氏伸哉

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＳＦＲ１

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＳＦＲ３

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当法人は、社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区内幸町二丁目一番六号

一般社団法人ＫＳＦＲ４

代表清算人　石本　忠次

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都小金井市東町五丁目三〇番一号

合同会社ラクシュミー

清算人　塩野　裕己

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

ＦＲＨ合同会社

清算人　酒井　一成

解散公告

当社は、株主総会の決議により、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都府中市紅葉丘三丁目三八番地の七七

ベルジュール府中紅葉丘三〇二

株式会社エムズ

代表清算人　森村　修一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都練馬区西大泉五丁目二八番八号

有限会社コアミ

清算人　池田　益吉

解散公告

当会社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは、清算から除斥いたします。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋小網町八番二号八〇七号

ヤンジェヴィティ合同会社

清算人　関口　暖

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号

株式会社Ｌｕｌｕ　Ｓｐａｃｅｓ

代表清算人　伊藤　友美

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋兜町一七番二号兜町第６葉山ビル四階

パソコンレスキュー株式会社

代表清算人　青島　加奈

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内三丁目四番一号新国際ビル四階

株式会社タンチョウ

代表清算人　岡本　成道

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区銀座一―一二―四Ｎ＆Ｅ．ＢＬＤ七階　合同会社Ｇｙｍ　Ｌｅａｄｅｒ　Ｋ

代表清算人　村井　賢介

解散公告

当社は、令和八年八月十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都渋谷区渋谷二丁目一九番一五―六〇九号宮益坂ビルディング

株式会社エコーメディア

代表清算人　竹内　湧也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区愛宕二丁目五番一号愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー

株式会社ＮＳＳＫ　Ｃ―Ｈ　Ｂ

代表清算人　岡田陽士朗

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都調布市上石原一丁目二七番九号レジェンド西調布一階　株式会社エクスビズ

代表清算人　大島　雄太

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都千代田区九段南一丁目五番六号

株式会社ＤｒｅａｍＨｕｂ

代表清算人　李　路　成

解散公告

当社は、令和八年七月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都渋谷区大山町二一番三号

株式会社やまよし

代表清算人　楠原　一樹

解散公告

当社は、令和八年八月二十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号

青山丸竹ビル六Ｆ

株式会社オリエント・ソフトウエア

清算人　土田　雅彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号青山丸竹ビル六Ｆ

合同会社ＯＪ

清算人　山田莉奈子

解散公告

当法人は、令和八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都杉並区荻窪三丁目四七番二一号

一般社団法人グローバルＳｔａｍｐ・ｎマイスター協会

代表清算人　山岡　清美

解散公告

当法人は、令和八年八月三十日開催の臨時社員総会の決議により同年八月三十日をもって解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区南青山三丁目一番三六号　青山丸竹ビル

特定非営利活動法人近自然森づくり協会

清算人　岡村　俊邦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都板橋区舟渡三丁目一五番二二号

株式会社中央ジオマチックス

代表清算人　田中　尚行

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の書面による同意により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都三鷹市井の頭五丁目二六番一二号

株式会社ＥＫＣ

代表清算人　飯田　健太

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都新宿区矢来町六二番地

株式会社東元社

代表清算人　黒澤　聡子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都目黒区下目黒一丁目一番一四号コノトラビル七Ｆ　株式会社ＰｒｏＢｕｄｄｙ

代表清算人　澁谷　拓

解散公告

当社は、令和七年九月六日社員が欠けたことにより解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都立川市高松町二丁目二七番地の二七

柿﨑経営コンサルティング合同会社

清算人　北村　将郎

解散公告

当社は、総社員の同意により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人イータ

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当法人は、社員総会の決議により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号

一般社団法人イータ

代表清算人　三品　貴仙

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都新宿区岩戸町八番地グリーンヒルズ神楽坂

株式会社アルテ

代表清算人　後藤　孝雄

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都新宿区市谷田町二丁目一九番一号

株式会社ケーイーエンジニアリング

代表清算人　森　卓宏

解散公告

当社は、令和八年八月七日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区赤坂七丁目六番一五号

合同会社トレック・ネプチューン

清算人　下田　興一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇―二〇一号

トップ・マーク合同会社

清算人　マ・ジェフリー・キング・ロク

解散公告

当社は、令和八年八月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に対して債権を有する債権者の方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出ください。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都渋谷区道玄坂一丁目一〇番八号渋谷道玄坂東急ビル二Ｆ－Ｃ

株式会社Ｂｅ　Ｏｗｎｅｒ

代表清算人　久保田　駿

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日付をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都渋谷区南平台町一七番一七号

株式会社シテイル

代表清算人　磯永　翔一

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都江東区平野一丁目三番二号

有限会社クラシック美巧

清算人　平野　孝夫

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都渋谷区南平台町四番八号

有限会社悠心

清算人　荒瀬　郁

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日、株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都足立区辰沼二丁目一八番四号

有限会社伊藤箔押所

清算人　伊藤　常男

解散公告

当社は、株主総会決議により令和八年八月三十一日をもって解散したので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都豊島区西池袋三丁目六番二―二〇二号

株式会社ＩｎｔｅｒＭｅｄ

代表清算人　塩原　康弘

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番一四号

ＧＳＡ　ＪＰ　Ｐｒｏｊｅｃｔ一般社団法人

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

合同会社ＬＳ１

清算人　福永　隆明

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区虎ノ門五丁目一番四号

一般社団法人ＬＳ１

代表清算人　福永　隆明

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都板橋区大和町二二番一四号

株式会社中央物産

代表清算人　安藤　秀人

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都世田谷区岡本三丁目三〇番九号

株式会社一乃志社中

代表清算人　岡本　貴志

解散公告

当社は、令和八年七月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都世田谷区成城一丁目二五番一六号

株式会社高村デザインインダストリー

代表清算人　田中　祐也

解散公告

当社は、令和八年七月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都港区南青山四丁目一番六号

株式会社北陸ＧＨ

代表清算人　直海　晶久

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

横浜市中区富士見町一番一号富士見町ビルヂング内

大栄興業株式会社

代表清算人　阿部　実

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

横浜市鶴見区平安町二丁目二―二

有限会社蔀土木

清算人　蔀　祐一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

川崎市多摩区堰一丁目二二番一―三三〇号

合同会社アリス

清算人　小川　芳一

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

神奈川県中郡二宮町富士見が丘二丁目三番八号

有限会社原酒店

清算人　原　ツタ江

解散公告

当社は、令和八年七月十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

横浜市青葉区荏田町四三七番地八

タイムインテリア株式会社

代表清算人　岩田　祐作

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

神奈川県横浜市戸塚区品濃町五五三番地一

パークヒルズＭ棟一〇五号

有限会社ビーネット

清算人　髙林　智

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

神奈川県鎌倉市腰越三丁目一九番一六号

湘南トレーディング合同会社

清算人　金谷　正文

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

新潟県新潟市東区紫竹卸新町二〇二〇番地二

新潟化工建設株式会社

代表清算人　幾竹　友則

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

新潟県上越市南城町三丁目二番一八号

有限会社コウセー電機

清算人　中村　妙子

解散公告

当社は、令和八年六月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

石川県金沢市山科町へ四一番地二二

ＡＳＯＢＥＥ株式会社

代表清算人　山口　敏弘

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

長野県岡谷市銀座二丁目八番一二号

有限会社山一小口薬局

清算人　小口　裕史

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

岐阜県加茂郡川辺町西栃井七五七番地の一

有限会社スズムラタイヤ

清算人　鈴村　和也

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

静岡県浜松市中央区御給町二三番地の五

株式会社イカロス

代表清算人　石山　春雄

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

名古屋市中区栄五丁目二六―三九ＧＳ栄ビル三Ｆ

一般社団法人製造業から日本を盛り上げる会

代表清算人　内藤　泰之

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

愛知県岩倉市下本町下市場一三二番地一

株式会社カワグチ

代表清算人　河口久美子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

愛知県岡崎市井田町字茨坪三四番地七三六

合同会社ストーリークラフト

清算人　岩木　大地

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

名古屋市北区光音寺町字野方一九一九―三一

マグレブ株式会社

代表清算人　高田　益生

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

滋賀県大津市大萱一丁目一六番二九―一〇二号

ＮＫ株式会社

代表清算人　長岡一夫見

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

京都市下京区中堂寺粟田町九三番地ＫＲＰ四号館三階ＫＲＰ・ＢＩＺ・ＮＥＸＴ

メンタリー株式会社

代表清算人　今谷　祐通

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

京都府京都市西京区御陵大枝山町六丁目二四番地五

株式会社野村建設工業

代表清算人　田村　洋之

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

京都府城陽市市辺柿木原四八番地の一七

株式会社ナカムラテック

代表清算人　中村　重行

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日開催の株主総会の決議により令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

京都市山科区北花山大林町六〇番地の一

パルニックス・ジャパン株式会社

代表清算人　竹中　慎一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

京都市北区紫竹大門町三八番地六

株式会社北山魚伊

代表清算人　濵中　輝明

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

京都市中京区蛸薬師通柳馬場東入油屋町一二九番地　メロディハイム蛸薬師五〇二号

村田作戦株式会社

代表清算人　村田　育生

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪市福島区福島五丁目六―一六　二階二〇四

株式会社ザッカライフ日本

代表清算人　高雅玲

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府大東市御領二丁目四番一二号

株式会社濱田製作所

代表清算人　濱田　清友

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪市大正区三軒家西三丁目四番一六号

中山ビル一〇一三

Ｃｏｒｄｅｌｉａ&Ｃｌａｕｄｉａ株式会社

代表清算人　石　雯

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪市中央区常盤町二丁目三番二号

株式会社サン・インテリア工房

代表清算人　森　國彦

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府豊中市玉井町四丁目一番五号

株式会社道木材木店

代表清算人　大島　昭子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府寝屋川市仁和寺本町六丁目一〇番一〇―五〇八号　株式会社エクセル・ムーン

代表清算人　上月マサヱ

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府枚方市山之上西町九番二九号

有限会社手嶋測量設計

清算人　手嶋　寛

解散公告

当社は、令和八年八月十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府堺市北区南花田町四一七番三―二二〇号

京雲テックグループ株式会社

代表清算人　鄒　春平

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府八尾市志紀町三丁目七番

株式会社針アポロ企画

代表清算人　坂口　勝

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府八尾市太田新町三丁目四五番地

今村精工株式会社

代表清算人　福田　眞

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府東大阪市吉原一丁目三番六号

東六郷有限会社

清算人　中井　照智

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪市平野区加美北四丁目一一番七号

有限会社天勝製本

清算人　山本　勝

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府枚方市楠葉並木一丁目三七―一三―一〇一

有限会社ウエタケ

清算人　大竹　仁

解散公告

当社は、令和八年八月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府羽曳野市大黒二八三番地三

株式会社テクノアーチ

代表清算人　吉田洋之助

解散公告

当社は、令和八年八月六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大阪府枚方市宗谷二丁目二〇番六号

株式会社宝ウォーム

代表清算人　小﨑　寶藏

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県尼崎市杭瀬北新町三丁目三番一九号

有限会社２１世紀福祉研究会

清算人　米田　喜美

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

神戸市須磨区離宮西町一丁目二番二〇―四〇四号

株式会社共栄企画

代表清算人　寺田　重了

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県尼崎市東難波町三丁目二二番二六号

株式会社エアロスペースナガノ

代表清算人　長野　啓文

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県姫路市幸町一五二番地の四

有限会社明石フミヤ

清算人　寺本　昌幸

解散公告

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

奈良市東九条町一一二番地の一

ＰＡＲＡＤＥ株式会社

代表清算人　中川　淳

解散公告

当会社は、令和八年八月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当会社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

和歌山県新宮市下田一丁目九番五二号

株式会社坪井組

代表清算人　坪井　龍

解散公告

当組合は、令和八年五月十三日開催の臨時組合総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

島根県雲南市加茂中八八四番地

協同組合加茂ネービル

代表清算人　成相　克道

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

島根県浜田市下府町六四四番地五

有限会社コテラ総合保険

清算人　小寺　利尚

解散公告

当社は、令和八年八月十日に総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

島根県江津市浅利町一六六番地二

合同会社ＥＧＡＨＯＵＳＥ＆ＣＯＭＰＡＮＹ

代表清算人　江上　尚

解散公告

当社は、令和八年八月十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

島根県江津市浅利町一六六番地二

株式会社ゴウツゲストハウジーズ

代表清算人　江上　尚

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

岡山県倉敷市児島田の口五丁目一一番二一号

株式会社若葉テクノ

代表清算人　金本　祐輔

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

岡山県高梁市成羽町下原四六二番地の一

有限会社まるはま

清算人　丸浜創一郎

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

広島市西区鈴が峰町一四番二一号

有限会社テイーアール

清算人　中本　恭代

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

広島市西区三滝本町二丁目二六番三一号

株式会社アルナート広島

代表清算人　中田　知子

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

山口県下関市みもすそ川町一番一号

株式会社岡本産業

代表清算人　桝本みち子

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

山口県山口市宮野下四三七番地

有限会社アニモ

清算人　伊藤　美男

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福岡市中央区天神二丁目二番一二号Ｔ＆Ｊビルディング七階

ヤスナリアンドカンパニー合同会社

代表清算人　安成　龍

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福岡市中央区赤坂三丁目一三番三号

匠合同会社

清算人　張　勝琪

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

福岡市城南区七隈二丁目九番三〇号

株式会社エスピーディ・ジャパン

代表清算人　領家　俊一

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

長崎県大村市東大村一丁目二六九三番地四六

株式会社共栄技術開発

代表清算人　馬場　章

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

長崎県雲仙市吾妻町牛口名四二〇番地八

有限会社マスダ

代表清算人　高嶺　千春

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

熊本市中央区花畑町一〇番二六号

Ｓｐｒｉｎｇ熊本城前四六号室

ゴールデンレイアウトテクノロジージャパン株式会社

代表清算人　リン・チェン・チャー

解散公告

当社は、令和八年八月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

熊本県熊本市北区清水亀井町二三番一七号

株式会社島津商店

代表清算人　島津　修治

解散公告

当社は、令和八年五月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

熊本市中央区出水四丁目三番五一号

有限会社ファン

清算人　青木　裕子

解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

大分県大分市高砂町三番一〇号

ＮＰＯ法人えんキャリア大分

清算人　芳野　修一

解散公告

当社は、令和八年七月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

宮崎県延岡市瀬之口町二丁目一番地一〇

丸谷味噌醤油醸造有限会社

清算人　谷渕　玄典

解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

鹿児島市桜ヶ丘六丁目一七番地一

有限会社藤運送

清算人　藤　信雄

解散公告

当社は、令和八年七月三十日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

沖縄県那覇市首里赤平町二丁目一三番二一四〇二号

合同会社ＫＴＭ

代表清算人　高良　勝彦

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

東京都中央区日本橋室町一丁目五番二号東洋ビル八階

医療法人社団桃仁日本橋レディースクリニック

清算人　馬場真木子

解散公告（第一回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

愛知県長久手市氏神前一一八番地

医療法人スズムラ眼科医院

清算人　鈴村　好人

解散公告（第一回）

当法人は、令和八年八月三十一日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

奈良県磯城郡田原本町大字新町五二番地三

医療法人社団小阪内科クリニック

清算人　小阪　俊文

解散公告（第三回）

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和八年八月二十六日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和八年九月一日

岐阜県羽島市竹鼻町蜂尻一四四番地

蓮瑞寺

清算人　坂谷　学称

所在不明株主の株式の競売又は売却に伴う異議申述の公告

当社は、左記の所在不明株主の株式を、競売又は売却することとしたので、これに対し異議のある利害関係人は、本公告掲載の翌日から三箇月以内にお申し出下さい。

令和八年九月一日

愛知県名古屋市西区玉池町一番一

キド車輛工業株式会社

代表取締役　木戸　敬

記

株主名簿上の株主の氏名または名称及び住所

馬場　与蔵　滋賀県草津市南山田町一〇三一番地

株式の種類及び数

普通株式　一五〇〇株

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金令和七年度決算公告

一、事業概要

法人一団体、個人五名に対し、総額五十五万円の奨励金支給事業を行った。

二、財産目録　令和八年六月三十日現在

資産合計　四、八四二、八二〇円

負債合計　〇円

正味信託財産　四、八四二、八二〇円

令和八年九月一日

東京都千代田区丸の内一丁目四番五号

公益信託伊勢原ロータリークラブスポーツ振興基金

受託者　三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道歌志内市字東光五番地、最後の住所北海道歌志内市字本町六三番地

被相続人　亡　米澤　厚子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

北海道滝川市栄町三丁目四番二四号　滝川なのはな法律事務所

相続財産清算人　弁護士　大根田紫織

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市白石区菊水元町二条一丁目一番、最後の住所札幌市白石区菊水元町二条一丁目一番二六号　被相続人　亡　松本　敏明

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所札幌市中央区大通西十一丁目四番地登記センタービル四階　ちくま法律事務所

相続財産清算人　弁護士　竹間　朗子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市西区琴似三条三丁目六一二番地二五、最後の住所札幌市西区琴似三条三丁目一番五号　被相続人　亡　佐藤　大介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区南一条西十四丁目ワフスわたなべビル七階　三木・佐々木法律事務所

相続財産清算人　弁護士　阿部　迅生

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市稲穂三丁目一一番地、最後の住所札幌市北区新川七一五番地二ケアハウス新川サニープレイス三二五号

被相続人　亡　岩崎　信行

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区南十一条西十四丁目一七―二　札幌総合法律事務所

相続財産清算人　弁護士　桐澤祐佳里

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道函館市日吉町四丁目七七番地、最後の住所北海道函館市東山町一八二番地二〇四　被相続人　亡　野呂　博

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

北海道函館市新川町一八番一二号

相続財産清算人　嶋田　敬昌

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道札幌市北区篠路五条九丁目一二番、最後の住所札幌市厚別区大谷地西四丁目五番二七　被相続人　亡　松浦　智和

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

札幌市中央区大通西十二丁目北海道高等学校教職員センター　北海道合同法律事務所

相続財産清算人　弁護士　桝井　妙子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県花巻市東和町北成島二区六四番地、最後の住所岩手県北上市和賀町横川目一二地割四七番地四　被相続人　亡　多田　幌

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

岩手県北上市大通り一丁目三番一号北上開発ビル二階きたかみイーハトーブ法律事務所　相続財産清算人　弁護士　藤原　典子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県かすみがうら市下稲吉一〇三〇番地、最後の住所茨城県かすみがうら市下稲吉一五八四番地　被相続人　亡　坂本　政治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

茨城県つくば市梅園二丁目一番地一梅園山之内ビル四〇一　億田法律事務所

相続財産清算人　弁護士　億田　諭

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県藤岡市緑埜二六六番地二、最後の住所群馬県藤岡市緑埜二六六番地二

被相続人　亡　山口　雅江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号

石原・関・猿谷法律事務所

相続財産清算人　弁護士　徳島　里絵

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県千葉市中央区栄町二二番地一、最後の住所千葉市稲毛区千草台一丁目一番九棟三〇一号　被相続人　亡　細田　允子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所千葉市中央区中央三丁目八番八号中央ＣＩＢ七階　かんま法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中間　陽子

第47期決算公告　令和８年９月１日

茨城県那珂郡東海村大字石神外宿2600

株式会社ジェー・シー・オー

代表取締役　宮内　宏和

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	391,917
	固定資産	4,509,233
	資産合計	**4,901,151**
負純債資産及の部	流動負債	2,146,869
	賞与引当金	28,633
	固定負債	11,694,113
	廃止措置準備引当金	11,694,113
	株主資本	△8,939,831
	資本金	10,000
	利益剰余金	△8,949,831
	その他利益剰余金	△8,949,831
	（うち当期純損失）	(1,124,058)
	負債・純資産合計	**4,901,151**

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県銚子市八木町四一五二番地、最後の住所千葉県八街市八街ほ二七〇番地二八街ハイツ一〇三号室　被相続人　亡　平野　太樹

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所千葉市中央区本千葉町一番一号　日土地千葉中央ビル五階　コンパサーレ法律事務所

相続財産清算人　弁護士　上田　優子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県川崎市多摩区菅北浦五丁目七番、最後の住所千葉県八街市朝日五二五番地Ｄ　被相続人　亡　今井捷一郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所千葉県船橋市本町二丁目二番七号船橋本町プラザビル七〇一法律事務所ピアンタ　相続財産清算人　弁護士　田中　大介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都日野市高幡六四二番地、最後の住所東京都清瀬市野塩五丁目三三一番地一七アキツワン一〇二号　被相続人　亡　森田　圭吾

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月五日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

東京都八王子市横山町九番一一号　小泉ビル三階　あさや法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山本　高興

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都練馬区豊玉北五丁目二七番地、最後の住所東京都練馬区豊玉北六丁目二二番二号豊玉ベルナ一〇一　被相続人　亡　賀田　聡

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月十日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

東京都墨田区江東橋三丁目九番七号国宝ビル六階東京東部法律事務所

相続財産清算人　弁護士　中村　悦子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市磯子区岡村八丁目一二三〇番地、最後の住所横浜市磯子区久木町二三番三号　被相続人　亡　河合　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

横浜市中区本町二―二二京阪横浜ビル一〇階

相続財産清算人　弁護士　松木　崇

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍神奈川県横浜市泉区下和泉二丁目六八九番地五、最後の住所横浜市泉区下和泉五丁目二番二号　被相続人　亡　高木　直人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

神奈川県横浜市中区太田町一―四―二関内川島ビル四階

相続財産清算人　弁護士　小山　昌人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県北蒲原郡聖籠町大字網代浜八六四番地二、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　渡邊　一志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所新潟市中央区東中通一番町八六番地五一新潟東中通ビル三階　新潟中央法律事務所

相続財産清算人　弁護士　酒井　龍

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県長岡市栖吉町二四五一番地、最後の住所新潟県長岡市栖吉町九六三一番地二　被相続人　亡　鈴木　榮一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所新潟県長岡市幸町一丁目三番一〇号ほしの法律事務所

相続財産清算人　弁護士　星野　徹

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都江東区亀戸四丁目三六番地六、最後の住所長野県長野市大字稲葉七七〇番地一メゾン・ド・エスポワール　被相続人　亡　萩原　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

長野県長野市緑町一四二〇番地一一萩原ビル二階　山崎勝巳法律事務所

相続財産清算人　弁護士　山崎　勝巳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岐阜県関市西田原一二八五番地、最後の住所岐阜県関市西田原一二八五番地　被相続人　亡　神谷　健治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、令和八年十一月四日までに請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所岐阜県岐阜市明徳町一〇　杉山ビル三階　弁護士法人見田村法律事務所

相続財産清算人　弁護士　見田村勇磨

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県浜松市中央区入野町九九三〇番地一、最後の住所静岡県浜松市中央区入野町九九三〇番地の一　被相続人　亡　石井　啓司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

静岡県浜松市中央区志都呂町三〇〇番地の一五三

相続財産清算人　司法書士　小楠　展央

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県尼崎市小中島一丁目三二九番地、最後の住所兵庫県伊丹市北野六丁目三八番地天神川病院　被相続人　亡　松井　誠治

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県宝塚市栄町二丁目一〇番一四号宝塚新興産ビル四階

相続財産清算人　弁護士　笹川　宏

第 20 期 決 算 公 告

令和８年９月１日　　北海道北見市常盤町六丁目２番地10

北見日産自動車株式会社

代表取締役　亀田　文雄

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	486,398	流動負債	812,233
固定資産	901,772	（うち賞与引当金）	(19,479)
		固定負債	529,229
		（うち退職給付引当金）	(25,572)
		株主資本	46,708
		資本金	90,000
		利益剰余金	△43,292
		利益準備金	22,500
		その他利益剰余金	△65,792
		（うち当期純利益）	(9,169)
資産合計	1,388,170	負債・純資産合計	1,388,170

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県加西市尾崎町四一二番地、最後の住所兵庫県加西市尾崎町三二一番地
被相続人　亡　岩本　康義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県小野市神明町一九九番五号　塚脇ビル一階　弁護士法人ユタカ総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　渡瀬　直哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県高砂市曽根町四八一番地、最後の住所兵庫県加古川市加古川町粟津八一番地の六
被相続人　亡　柴田　昌三

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

兵庫県加古川市加古川町寺家町四七番六号
加古川ベルデモールビル五A号つつじの総合法律事務所
相続財産清算人　弁護士　中森真紀子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市紀三井寺六六一番地六、最後の住所和歌山県和歌山市紀三井寺六六一番地七
被相続人　亡　田畑　雅司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所和歌山市四番丁三七番地秋桜舎三階
山口修法律事務所
相続財産清算人　弁護士　淺尾　隼人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県新居浜市高津町一四番、最後の住所愛媛県新居浜市高津町一四番一号
被相続人　亡　眞木　孝雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

愛媛県新居浜市久保田町一―一―二二　星加ビル二階　石丸法律事務所
相続財産清算人　石丸　直久

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県宇和島市山際二丁目乙一三九〇番地、最後の住所愛媛県宇和島市津島町高田甲二〇一六番地一　住宅型有料老人ホーム愛顔
被相続人　亡　小笠原允子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲三八八一番地
相続財産清算人　増本　園

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市介良丙三四三番地、最後の住所高知市旭町三丁目二五番地　アルファステイツ旭町Ⅲ―一四〇二号有光方
被相続人　亡　今井　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

事務所　高知市新本町一丁目一三番一号　堤司法書士事務所
相続財産清算人　司法書士　堤　修敏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県宗像市江口一一九三番地三、最後の住所福岡県宗像市東郷三丁目一番二〇号
被相続人　亡　黒石　洋子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

福岡県福岡市東区箱崎三丁目八番七号
相続財産清算人　司法書士　吉田　昭夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍佐賀県鳥栖市神辺町九五番地二、最後の住所佐賀県鳥栖市山都町一六六六番地九八
被相続人　亡　徳渕　陽介

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

佐賀県鳥栖市宿町一一〇一番地一六
相続財産清算人　姉川　智子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市中央区新町四丁目三番地五九、最後の住所熊本市西区花園五丁目三二番二号
被相続人　亡　江島眞里子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

熊本県熊本市東区健軍三丁目五〇番一九号　菊乃井ビル三階　弁護士法人ひのくに
相続財産清算人　弁護士　吉田　孝充

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県上天草市大矢野町湯島五二二番地、最後の住所熊本県上天草市大矢野町湯島五二二番地
被相続人　亡　渡邊シカノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

熊本県熊本市中央区坪井五丁目八番二五号
相続財産清算人　司法書士　川村　弘子

第41期決算公告

令和８年５月22日
栃木県小山市羽川90番１
下野運輸株式会社
代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	70,382
	固定資産	2,441
	合計	72,824
負純資産の部	流動負債	247,714
	株主資本	△174,890
	資本金	13,000
	利益剰余金	△187,890
	利益準備金	1,040
	その他利益剰余金	△188,930
	（うち当期純損失）	（18,895）
	合計	72,824

第41期決算公告

令和８年５月22日
栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号
株式会社和楽製菓
代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の部	流動資産	9,646
	固定資産	14,027
	合計	23,673
負純資産の部	流動負債	141,217
	株主資本	△117,543
	資本金	10,000
	利益剰余金	△127,543
	その他利益剰余金	△127,543
	（うち当期純損失）	（9,459）
	合計	23,673

第75期決算公告

令和８年５月22日
栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号
株式会社関口
代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資の部	流動資産	6,678
	固定資産	428
	合計	7,107
負純資産の部	流動負債	3,794
	固定負債	247
	株主資本	3,065
	資本金	60
	利益剰余金	3,005
	利益準備金	15
	その他利益剰余金	2,990
	（うち当期純利益）	（201）
	合計	7,107

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍熊本県熊本市田崎町四八番地ノ一、最後の住所不明　被相続人　亡　齊藤　ウノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

令和八年九月一日

熊本市中央区新屋敷三丁目一六番九号

相続財産清算人　司法書士　松本　一也

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　中村みさお

住所　静岡県浜松市浜名区三ヶ日町三ヶ日二四二番地の六

二　生年月日　昭和二十四年九月一日

三　供託所　静岡地方法務局浜松支局

四　供託番号　令和八年度金第三六四号

五　供託金額　金六八五万四一五六円

六　裁判所　静岡家庭裁判所浜松支部

七　事件名　不在者財産管理人選任申立事件

八　事件番号　令和八年（家）第二〇〇三九号

令和八年九月一日

静岡県浜松市中央区半田山五丁目三九番二四号

不在者財産管理人　司法書士法人浜松総合事務所　社員　中里　功

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　不在者　岩島　大助

住所　大阪府東大阪市稲田上町一丁目一番六号　第五美和ローポ三〇一号

二　生年月日　昭和四十四年三月二十五日

三　供託所　大阪法務局

四　供託番号　令和八年度金第四八九四号

五　供託金額　三〇、九〇六円

六　裁判所　大阪家庭裁判所

七　事件番号　不在者財産管理人選任申立事件

八　事件番号　令和八年（家）第八一八五五号

令和八年九月一日

大阪府大阪市北区西天満四丁目八番一七号　宇治電ビルディング五階

不在者財産管理人　弁護士　梶井　規貴

相続財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百九十条の二第二項により準用される同法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

一　被相続人　佐藤　しげ

最後の住所　長野県中野市大字西条六二番地　二　老人ホーム高社寮

二　生年月日　大正十二年二月四日

三　死亡年月日　平成二十七年十月八日

四　供託所　長野地方法務局

五　供託番号　令和八年度金第二一八号

六　供託金額　九一三、九八九円

七　裁判所　長野家庭裁判所

八　事件名　相続財産管理人選任申立事件

九　事件番号　令和六年（家）第一一一号

令和八年九月一日

長野市岡田町一六六―一　森ビル新館八階―三　倉崎・小林法律事務所

相続財産管理人　弁護士　倉崎亜希子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

令和八年九月一日

一、墳墓等所在地　広島市中区小町二番三五号

一、墳墓等の名称　戒善寺境内墓地

一、墓石名・死亡者の本籍及び氏名　①石川家（恵泉院幸譽抱石居士・慈照院美譽心月大姉）　広島市宇品鴨池三八　石川幸次郎・みよ　②山中家（敏達院慶譽誠厳海舟法尼）　広島市新川場町四番地　山中貞子、本籍不詳　榎崎正子　③磯辺家　広島市皆実町三―九〇七―二　磯辺與左衛門・とも子・正・旦・きよ子、熊本市新屋敷町水道端七四番地　安井京、本籍不詳　磯辺政　④三輪家　広島市宇品町海岸通り　三輪ミチ・正路　⑤重田家　広島市平塚町一六　重田義雄・年子・ナヲ・冨子、広島市富士見町　北村綾子　⑥山村家　広島市西白島五七―一　山村照次・重記・ヨシ、本籍不詳　山村孝信　⑦寺川家　広島市楠木町三―三三三　寺川英明・直一・安芸太郎・隆義・ヤス・志栄子・ミサヲ、本籍不詳　寺川直正　⑧藤田家　大分県中津市殿町一四三九番地　夏目清・勲・静子、愛媛県西条町字北原五四一番地　藤田マサ・リキ　⑨増田家　いずれも本籍不詳　増田いわ・寅次・熊蔵・半吾・英之・千代子　⑩小野家　広島市鉄砲町一三七―五　小野芳造・ヌエ・甚九郎、本籍不詳　小野善九郎

一、改葬を行おうとする者　広島市中区小町二―三五　戒善寺　髙雄　憲善

旅行業者営業保証金取戻し公告

旅行業法第９条第７項及び旅行業者営業保証金規則第９条第２項（登録の抹消があった場合）、旅行業法第20条第３項及び旅行業者営業保証金規則第９条第３項（旅行業協会の保証社員となった場合）の規定により次のように公告します。

下記⑩の取戻しをしようとする営業保証金につき、旅行業法第17条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、その債権の額及び債権発生の原因たる事実並びに氏名又は名称及び住所を記載した申出書に権利を有することを証する書面を添付して⑪の申出書提出先に提出してください。前記期間内に申出書の提出がないときは、営業保証金は取戻されます。

令和８年９月１日

記

［掲載順序］

①商号　②旅行業の業務の範囲（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録を受けた場合にあっては、変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号（変更登録を受けた場合）　⑧登録の抹消年月日（登録の抹消があった場合）　⑨旅行業協会の保証社員となった年月日（保証社員になった場合）　⑩営業保証金の額（変更登録を受けた場合にあっては、取戻しをしようとする営業保証金の額）　⑪申出書提出先　⑫掲載者の住所、名称又は氏名並びに法人にあってはその代表者の氏名

＊冒頭のAは変更登録を受けた場合、Bは登録の抹消があった場合、Cは旅行業協会の保証社員となった場合をあらわす。

B　①株式会社スカイネットワーク　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３―3513号　④株式会社スカイネットワーク　東京都港区麻布十番２―３―３　代表取締役　河村由利子　⑤本社営業所　東京都港区麻布十番２―３―３江波ビル402　⑥令和８年３月11日　⑧令和８年７月27日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都港区麻布十番二丁目３番３号　株式会社スカイネットワーク　代表取締役　河村由利子

無縁墳墓等改葬公告

墓地整理のために無縁墳墓等について改葬することになりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁仏として改葬することになりますのでご了承下さい。

令和八年九月一日

一、墳墓等所在地　高知市塩屋崎町二丁目一三番四号

一、墳墓等の名称　妙國寺境内墓地

一、死亡者の本籍及び氏名　本籍全て不詳　石橋家（不詳）、福島家（福島新太郎、福島明美）

一、改葬を行おうとする者　高知市塩屋崎町二丁目一三番四号　妙國寺　住職　渡邊　泰秀

Ｂ　①Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8336号　④Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　東京都武蔵野市境２丁目２番12―906号シェーヌ武蔵野　土橋萌乃　⑤Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　東京都小金井市前原町３丁目40番地１号スカイコーポラス212Ａ号室　⑥令和５年３月23日　⑧令和８年７月23日　⑩300万円　⑪東京都知事　⑫東京都武蔵野市境２丁目２番12―906号シェーヌ武蔵野　Ｊ＆Ｔ　ＪＡＰＡＮ　ＴＲＡＶＥＬ　土橋萌乃

Ｂ　①株式会社ワールドホリデーズ　②第３種旅行業　③京都府知事登録旅行業第３－605号　④株式会社ワールドホリデーズ　京都府亀岡市下矢田町２丁目26番23号　代表取締役　川西哲史　⑤本社　京都府亀岡市下矢田町２丁目26番23号　⑥平成23年10月25日　⑧令和８年７月２日　⑩300万円　⑪京都府知事　⑫京都府亀岡市下矢田町２丁目26番23号　株式会社ワールドホリデーズ　代表取締役　川西哲史

Ｂ　①睿途国際株式会社　②第３種旅行業　③大阪府知事登録旅行業第３－3045号　④睿途国際株式会社　大阪市北区東天満二丁目２番３号ダイアパレス南森町902　代表取締役　栗田優子　⑤本社営業所　大阪市北区東天満二丁目２番３号ダイアパレス南森町902　⑥令和２年３月24日　⑧令和８年７月９日　⑩300万円　⑪大阪府知事　⑫大阪市北区東天満二丁目２番３号ダイアパレス南森町902　睿途国際株式会社　代表取締役　栗田優子

旅行業協会弁済業務保証金取戻し公告

旅行業法第51条第５項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第１項（保証社員の地位を失った場合）、又は旅行業法第51条第１項及び旅行業協会弁済業務保証金規則第２条第２項（保証社員が変更登録を受けた場合）の規定により次のように公告します。

下記①に掲げる者との旅行業務に関する取引によって生じた債権（保証社員の地位を失った場合は、当協会の保証社員であった期間におけるものに限る）に関し旅行業法第48条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に、当協会の弁済業務規約の定めるところにより、その債権の額及びその取引が成立した時期並びに氏名又は名称及び住所を記載した認証申出書２通を、下記①に掲げる者の所属する当協会に提出してください。前記期間内に認証申出書の提出がないときは、弁済業務保証金は取戻されます。

令和８年９月１日

記

［掲載順序］（　）内は保証社員が変更登録を受けた場合の表示

①当協会の保証社員であった者の商号（商号）　②旅行業の業務の範囲（変更登録前の旅行業の業務の範囲）　③登録番号（変更登録前の登録番号）　④氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名　⑤主たる営業所の名称及び所在地　⑥旅行業の登録年月日　⑦協会の保証社員としての地位を失った年月日（変更登録年月日及び変更登録後の登録番号）　⑧保証社員が当協会に納付した弁済業務保証金分担金の額に相当する額（取戻しをしようとする弁済業務保証金の額）　⑨弁済限度額

＊冒頭のＡは保証社員の地位を失った場合、Ｂは保証社員が変更登録を受けた場合をあらわす。

Ａ　①柏崎交通株式会社　②第２種旅行業　③新潟県知事登録旅行業第２－142号　④柏崎交通株式会社　柏崎市東本町三丁目１番37号　代表取締役　魚野智　⑤本社営業所　柏崎市東本町三丁目１番37号　⑥昭和54年11月12日　⑦令和８年７月31日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①アヤベックスジャパン株式会社　②第２種旅行業　③京都府知事登録旅行業第２－869号　④アヤベックスジャパン株式会社　綾部市幸通り11番地　代表取締役　佐々木崇人　⑤本社営業所　綾部市幸通り11番地　⑥令和４年７月８日　⑦令和８年７月21日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社中日メディアブレーン　②第２種旅行業　③愛知県知事登録旅行業第２－1494号　④株式会社中日メディアブレーン　名古屋市中区栄二丁目11番30号　代表取締役　福井達人　⑤本社営業所　名古屋市中区栄二丁目11番30号　⑥令和３年６月28日　⑦令和８年６月27日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社ＯＤＡＬ　②第３種旅行業　③沖縄県知事登録旅行業第３－366号　④株式会社ＯＤＡＬ　那覇市赤嶺二丁目11番15号Ｏ－Ｂ　代表取締役　朴允淑　⑤本社営業所　国頭郡伊江村東江前36－２　⑥平成28年１月22日　⑦令和８年７月21日　⑧60万円　⑨300万円

以上４件

東京都港区赤坂４丁目２番19号
一般社団法人全国旅行業協会
会長　近藤　幸二

Ａ　①ターコイズ株式会社　②第１種旅行業　③観光庁長官登録旅行業第2138号　④ターコイズ株式会社　東京都渋谷区広尾五丁目４番12号　代表取締役　佐藤健二　⑤本社営業所　東京都渋谷区広尾五丁目４番12号　⑥令和４年10月21日　⑦令和８年７月25日　⑧1400万円　⑨7000万円

Ａ　①ハイシン株式会社（海馨商旅）　②第２種旅行業　③埼玉県知事登録旅行業第２－1353号　④ハイシン株式会社　さいたま市浦和区上木崎二丁目２番16号アイワビル２階　代表取締役　寧博　⑤本店　さいたま市浦和区上木崎二丁目２番16号アイワビル２階　⑥令和７年８月20日　⑦令和８年７月30日　⑧220万円　⑨1100万円

Ａ　①株式会社羽田未来総合研究所　②第３種旅行業　③東京都知事登録旅行業第３－8543号　④株式会社羽田未来総合研究所　東京都大田区羽田空港三丁目３番２号　代表取締役　髙橋一郎　⑤本店　東京都大田区羽田空港３－３－２第１旅客ターミナルビル　⑥令和６年４月11日　⑦令和８年７月18日　⑧60万円　⑨300万円

以上３件

東京都千代田区霞が関３丁目３番３号
一般社団法人日本旅行業協会
代表理事　蝦名　邦晴

配当公告

宮城県石巻市鮫浦字八田六〇番地
破産者　株式会社ヤマサハ伊藤商事

右の者に対する仙台地方裁判所令和七年（フ）第一一五三号破産事件の最終配当を行うので、次のように公告する。

１、配当に加えるべき債権の総額
金三六六、六六六、七九六円
１、配当することのできる金額
金一三六、一一一、五〇一円
令和八年九月一日
宮城県仙台市青葉区一番町一丁目一七番一二号　高裁前ビル二階
破産管財人　小野寺友宏

第 34 期 決 算 公 告

令和８年９月１日

東京都新宿区下落合二丁目３番18号

エーアイ・エンジニアリング株式会社

代表取締役　井手口哲朗

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	133,601
	固定資産	2,994
	合計	136,595
負純資債及産のび部	流動負債	93,823
	株主資本	42,771
	資本金	20,000
	利益剰余金	22,771
	利益準備金	1,500
	その他利益剰余金	21,271
	（うち当期純利益）	(1,330)
	合計	136,595

第２期決算公告

令和８年５月22日

栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号

株式会社関口トレーディングカンパニー

代表取締役　関口快太郎

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	4,686
	固定資産	4,856
	合計	9,543
負純資債及産のび部	流動負債	2,921
	固定負債	3,800
	株主資本	2,822
	資本金	30
	資本剰余金	2,658
	その他資本剰余金	2,658
	利益剰余金	133
	その他利益剰余金	133
	（うち当期純利益）	(133)
	合計	9,543

第 7 期 決 算 公 告

令和８年５月 22 日

栃木県宇都宮市山本１丁目32番33号

本橋製菓株式会社

代表取締役　関口大二郎

貸借対照表の要旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	28,088
	固定資産	4,211
	繰延資産	75
	合計	32,375
負純資債及産のび部	流動負債	137,041
	株主資本	△104,666
	資本金	10,000
	利益剰余金	△114,666
	その他利益剰余金	△114,666
	（うち当期純損失）	(18,411)
	合計	32,375

第 53 期 決 算 公 告

令和８年９月１日

岐阜県羽島郡岐南町平成１丁目41番地

中部公営事業株式会社

代表取締役　米澤　正昭

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	146,502
	固定資産	100,041
	資産合計	246,543
負純資債及産のび部	流動負債	35,740
	固定負債	40,695
	株主資本	170,108
	資本金	10,000
	利益剰余金	160,108
	利益準備金	1,950
	その他利益剰余金	158,158
	（うち当期純利益）	(3,826)
	負債・純資産合計	246,543

第 9 期 決 算 公 告

令和８年７月 15 日

長野県下伊那郡豊丘村大字神稲12410番地

株式会社豊かな丘

代表取締役　片桐　明

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	99,669
	固定資産	6,585
	資産合計	106,254
負純資債及産のび部	流動負債	33,562
	負債合計	33,562
	株主資本	72,692
	資本金	30,690
	利益剰余金	42,002
	その他利益剰余金	42,002
	（うち当期純利益）	(4,909)
	純資産合計	72,692
	負債・純資産合計	106,254

第 28 期決算公告

令和８年９月１日

東京都大田区東糀谷一丁目21番６号

第１松原ビル

株式会社豊洲漁商産直市場

代表取締役　長野　泰昌

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	506,221
	固定資産	34,074
	資産合計	540,295
負純資債及産のび部	流動負債	264,507
	固定負債	41,456
	株主資本	234,332
	資本金	40,000
	資本剰余金	3,000
	その他資本剰余金	3,000
	利益剰余金	191,332
	その他利益剰余金	191,332
	（うち当期純利益）	(44,914)
	負債・純資産合計	540,295

第 57 期決算公告

令和８年６月４日

愛知県新城市川田字本宮１番地の３

丸卜鶏卵販売株式会社

代表取締役社長　棚橋　勉

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,968
	固定資産	495
	資産合計	2,464
負純資債及産のび部	流動負債	1,625
	固定負債	709
	負債合計	2,335
	株主資本	129
	資本金	20
	利益剰余金	109
	その他利益剰余金	109
	（うち当期純利益）	(98)
	純資産合計	129
	負債・純資産合計	2,464

第 54 期決算公告

令和８年６月29日

静岡県伊豆の国市浮橋1198―１

伊豆大仁開発株式会社

代表取締役社長　柿沼　岳史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	1,846
	固定資産	1,028
	合計	2,874
負純資債及産のび部	流動負債	150
	固定負債	2,349
	株主資本	375
	資本金	100
	資本剰余金	100
	その他資本剰余金	100
	利益剰余金	175
	（うち当期純利益）	(20)
	合計	2,874

第 26 期 決 算 公 告

令和８年６月 30 日

静岡市駿河区中吉田14―29

株式会社日産プリンスボディワークス

代表取締役　鈴木　一彦

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	245,695
	固定資産	29,287
	資産合計	274,982
負純資債及産のび部	流動負債	93,308
	固定負債	51,658
	株主資本	130,017
	資本金	10,000
	利益剰余金	120,017
	その他利益剰余金	120,017
	（うち当期純利益）	(1,285)
	負債・純資産合計	274,982

第 29 期決算公告

令和８年６月18日

岡山市北区駅元町15―１

リットシティビル208

株式会社岡山ランゲージセンター

代表取締役　高橋　正勝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	74,059
	固定資産	11,838
	合計	85,897
負純資債及産のび部	流動負債	14,746
	固定負債	254
	株主資本	70,897
	資本金	50,000
	利益剰余金	20,897
	利益準備金	2,879
	その他利益剰余金	18,018
	（うち当期純利益）	(1,508)
	合計	85,897

第 46 期決算公告

令和８年９月１日

大阪市淀川区十三本町三丁目６番35号

大阪ガスセキュリティサービス株式会社

代表取締役社長　杉本　和史

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,691,232
	固定資産	2,188,534
	資産合計	5,879,766
負純資債及産のび部	流動負債	1,569,123
	固定負債	1,039,892
	株主資本	3,259,860
	資本金	100,000
	資本剰余金	30,000
	利益剰余金	3,129,860
	利益準備金	25,000
	その他利益剰余金	3,104,860
	（うち当期純利益）	(176,871)
	評価・換算差額等	10,891
	負債・純資産合計	5,879,766

第 64 期決算公告

令和８年９月１日

三重県四日市市千歳町７番地２

セントラル自動車整備株式会社

代表取締役　井上　猛

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	336,094
	固定資産	622,328
	資産合計	958,422
負純資債及産のび部	流動負債	66,545
	固定負債	24,941
	株主資本	861,845
	資本金	30,000
	利益剰余金	831,845
	利益準備金	3,900
	その他利益剰余金	827,945
	（うち当期純利益）	(28,480)
	評価・換算差額等	5,090
	負債・純資産合計	958,422

第３期決算公告

令和８年５月13日
大分県国東市武蔵町古市170番地３
双日大分農人株式会社
代表取締役　佐藤　司

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,770
	固定資産	24,717
	繰延資産	30
	資産合計	79,517
負純資債及産のび部	流動負債	41,590
	固定負債	32,765
	株主資本	5,162
	資本金	20,000
	利益剰余金	△14,837
	その他利益剰余金	△14,837
	（うち当期純損失）	(3,310)
	負債・純資産合計	79,517

第59期決算公告

令和８年９月１日
北九州市門司区新門司北１丁目３－９
クラウン・フーズ株式会社
代表取締役　米澤　隆

貸借対照表の要旨（令和７年９月30日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	3,507
	固定資産	3,317
	繰延資産	5
	合計	6,829
負純資債及産のび部	流動負債	1,271
	固定負債	2,375
	株主資本	3,183
	資本金	50
	利益剰余金	3,133
	利益準備金	9
	その他利益剰余金	3,124
	（うち当期純利益）	(576)
	合計	6,829

第35期決算公告

令和８年６月29日
香川県香川郡直島町364番地１
株式会社直島文化村
代表取締役　吉田　浩一

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	459,134
	固定資産	115,660
	資産合計	574,794
負純資債及産のび部	流動負債	427,967
	固定負債	60,671
	負債合計	488,638
	株主資本	86,156
	資本金	20,000
	利益剰余金	66,155
	利益準備金	5,000
	その他利益剰余金	61,155
	（うち当期純利益）	(39,882)
	純資産合計	86,156
	負債・純資産合計	574,794

第９期決算公告

令和８年６月27日
東京都豊島区東池袋１―34―５
いちご東池袋ビル６Ｆ
ブライトナーズ・コンサルティング株式会社
代表取締役　川﨑　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	3,183
	資産合計	3,183
負純資債及産のび部	流動負債	0
	固定負債	0
	株主資本	3,183
	資本金	3,000
	利益剰余金	183
	その他利益剰余金	183
	（うち当期純損失）	(73)
	負債・純資産合計	3,183

令和７年度決算公告

令和８年９月１日
東京都千代田区五番町12番３号
公益財団法人伊藤謝恩育英財団
代表理事　山本　尚子

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	193,595
	固定資産	15,518,833
	合計	15,712,428
負味債財及産びの正部	流動負債	5,739
	固定負債	13,011
	負債合計	18,751
	指定正味財産	14,269,469
	一般正味財産	1,424,207
	正味財産合計	15,693,676
	合計	15,712,428

第２期決算公告

令和８年８月31日
千葉県浦安市美浜一丁目８番１号
一般財団法人オリエンタルランド子どものハピネス財団
代表理事　加賀見俊夫

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	23,919
	固定資産	41,591,900
	合計	41,615,820
負味債財及産びの正部	流動負債	23,919
	固定負債	―
	負債合計	23,919
	指定正味財産	41,588,614
	一般正味財産	3,286
	正味財産合計	41,591,900
	合計	41,615,820

第25期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区赤坂７丁目１番１号
株式会社テクノスター
代表取締役　岡森　克高

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	538,573
	固定資産	413,830
	資産合計	952,403
負純資債及産のび部	流動負債	392,883
	固定負債	300,802
	株主資本	258,718
	資本金	100,000
	利益剰余金	158,718
	その他利益剰余金	158,718
	（うち当期純利益）	(53,687)
	負債・純資産合計	952,403

第36期決算公告

令和８年９月１日
東京都中央区日本橋室町三丁目２番１号
株式会社ロータスエステート
代表取締役　福原　理子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,035,756
	固定資産	5,149,548
	合計	7,185,305
負純資債及産のび部	流動負債	164,429
	固定負債	649,730
	株主資本	6,371,145
	資本金	320,000
	資本剰余金	2,766
	資本準備金	2,766
	利益剰余金	6,048,378
	利益準備金	77,625
	その他利益剰余金	5,970,753
	（うち当期純利益）	(292,494)
	合計	7,185,305

第22期決算公告

令和８年９月１日
東京都中央区日本橋室町一丁目８番７号
株式会社ウェイブリアルエステート
代表取締役　福原　理子

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	828,225
	固定資産	7,670,280
	合計	8,498,505
負純資債及産のび部	流動負債	5,237,582
	固定負債	648,595
	株主資本	2,612,327
	資本金	90,000
	利益剰余金	2,522,327
	その他利益剰余金	2,677,664
	（うち当期純損失）	(155,336)
	合計	8,498,505

第８期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区六本木一丁目６番１号
新生ベンチャーパートナーズ株式会社
代表取締役　松原　一平

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	261,687
	固定資産	45,069
	合計	306,756
負純資債及産のび部	流動負債	258,259
	株主資本	48,433
	資本金	1,000
	利益剰余金	47,433
	その他利益剰余金	47,433
	（うち当期純損失）	(14,864)
	評価・換算差額等	63
	その他有価証券評価差額金	63
	合計	306,756

第23期決算公告

2026年９月１日
東京都港区南青山三丁目１番30号
株式会社パソナハートフル
代表取締役社長　有村　明

貸借対照表の要旨（2026年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	109,841
	固定資産	19,798
	投資その他の資産	188,905
	合計	318,544
負純資債及産のび部	流動負債	208,048
	固定負債	56,647
	株主資本	53,849
	資本金	10,000
	利益剰余金	43,849
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	41,349
	（うち当期純損失）	(53,157)
	合計	318,544

第８期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区麻布台一丁目３番１号
エムディー株式会社
代表取締役　伊藤　弘人

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	561,989
	固定資産	1,191,630
	資産合計	1,753,619
負純資債及産のび部	流動負債	452,160
	固定負債	1,414,792
	株主資本	△113,333
	資本金	50,000
	利益剰余金	△163,333
	その他利益剰余金	△163,333
	（うち当期純損失）	(229,208)
	負債・純資産合計	1,753,619

第５期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区六本木一丁目６番１号
新生識学パートナーズ株式会社
代表取締役　池浦　良祐

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	84,531
	固定資産	844
	合計	85,375
負純資産及のび部	流動負債	43,162
	株主資本	42,213
	資本金	2,000
	資本剰余金	2,000
	資本準備金	2,000
	利益剰余金	38,213
	その他利益剰余金	38,213
	（うち当期純利益）	(7,278)
	合計	85,375

第７期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区六本木一丁目６番１号
新生ＴＣ株式会社
代表取締役　山田　和孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	54,838
	固定資産	24,815
	合計	79,654
負純資産及のび部	流動負債	23,245
	株主資本	56,409
	資本金	100
	利益剰余金	56,309
	その他利益剰余金	56,309
	（うち当期純損失）	(16,270)
	合計	79,654

第９期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区六本木一丁目６番１号
新生レンブラントパートナーズ株式会社
代表取締役　山田　和孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	39,716
	固定資産	372
	合計	40,088
負純資産及のび部	流動負債	25,587
	株主資本	14,500
	資本金	4,000
	利益剰余金	10,500
	利益準備金	1,000
	その他利益剰余金	9,500
	（うち当期純損失）	(824)
	合計	40,088

第18期決算公告

令和８年７月10日
東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号
エヌビービーセント・オールバンズリース株式会社
代表取締役　大江　裕士

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	114,403
	固定資産	3,235,442
	資産合計	3,349,845
負純資産及のび部	流動負債	356,886
	固定負債	2,991,562
	株主資本	1,397
	資本金	3,000
	利益剰余金	△1,603
	その他利益剰余金	△1,603
	（うち当期純損失）	(23)
	負債・純資産合計	3,349,845

第８期決算公告

令和８年６月29日
東京都港区北青山３―10―５
Moon Creative Lab Inc. 東京支店
日本における代表者　加藤　瞬介

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目		金額
資の産部	流動資産	1,134
	固定資産	261
	資産合計	1,395
負純資産及のび部	流動負債	907
	負債合計	907
	本店勘定	184
	利益剰余金	304
	（うち当期純損失）	(98)
	純資産合計	488
	負債・純資産合計	1,395

第４期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＣＩバイアウト２号株式会社
代表取締役　山田　和孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	7,171
	固定資産	2,652
	合計	9,824
負純資産及のび部	流動負債	1,748
	株主資本	8,075
	資本金	100
	利益剰余金	7,975
	その他利益剰余金	7,975
	（うち当期純損失）	(923)
	合計	9,824

第７期決算公告

2026年９月１日
東京都港区赤坂一丁目４番６号
株式会社Ｊｏｂｌａｂ
代表取締役　飯沼　秀一

貸借対照表の要旨
（2026年４月30日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	173,423	流動負債	39,834
固定資産	123,989	固定負債	25,000
		株主資本	232,183
		資本金	191,000
		資本剰余金	151,000
		資本準備金	151,000
		利益剰余金	△81,816
		その他利益剰余金	△81,816
		（うち当期純損失）	(56,861)
		自己株式	△28,000
		新株予約権	395
資産合計	297,413	負債・純資産合計	297,413

第27期決算公告

令和８年６月30日　東京都中央区日本橋三丁目12番２号
ＳＯＵシニアケア株式会社

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	730,093	流動負債	527,771
固定資産	2,326,016	賞与引当金	57,738
		固定負債	1,400,469
		退職給付引当金	75,989
		株主資本	1,127,868
		資本金	100,000
		資本剰余金	799,170
		資本準備金	20,050
		その他資本剰余金	779,120
		利益剰余金	338,726
		利益準備金	4,950
		その他利益剰余金	333,776
		（うち当期純利益）	(17,113)
		自己株式	△110,027
資産合計	3,056,110	負債・純資産合計	3,056,110

第１期決算公告

令和８年９月１日
福岡県大川市大字幡保201番地１
株式会社関家具
代表取締役　春田　秀樹

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	6,463,350	流動負債	19,143
固定資産	3,731,792	固定負債	6,267,857
		株主資本	3,903,193
		資本金	100,000
		資本剰余金	3,850,000
		資本準備金	5
		その他資本剰余金	3,849,995
		利益剰余金	△46,806
		その他利益剰余金	△46,806
		（うち当期純損失）	(46,806)
		新株予約権	4,949
資産合計	10,195,143	負債・純資産合計	10,195,143

第76期決算公告

令和８年９月１日　滋賀県甲賀市水口町本綾野２番16号
辻寅建設株式会社
代表取締役　久保　繁光

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	8,434,838	流動負債	2,263,489
固定資産	3,433,653	固定負債	59,164
有形固定資産	955,548	株主資本	9,425,113
無形固定資産	3,845	資本金	79,000
投資その他の資産	2,474,259	資本剰余金	98,349
		資本準備金	349
		その他資本剰余金	98,000
		利益剰余金	9,247,763
		利益準備金	44,337
		その他利益剰余金	9,203,426
		（うち当期純利益）	(354,558)
		評価・換算差額等	120,724
資産合計	11,868,492	負債・純資産合計	11,868,492

第 4 期 決 算 公 告

2026年９月１日

東京都中央区京橋３－１－１
ＷｅＷｏｒｋ東京スクエアガーデン14Ｆ
ＥＮＥＣＨＡＮＧＥ ＥＶ ラボ株式会社
代表取締役　内藤　義久

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	422,537	流動負債	978,676
固定資産	30,000	株主資本	△526,138
		資本金	5,000
		資本剰余金	1,269,519
		資本準備金	4,000
		その他資本剰余金	1,265,519
		利益剰余金	△1,800,657
		その他利益剰余金	△1,800,657
		（うち当期純損失）	（682,160）
資産合計	**452,537**	**負債・純資産合計**	**452,537**

第 2 期 決 算 公 告

2026年９月１日

東京都中央区京橋３－１－１
ＷｅＷｏｒｋ東京スクエアガーデン14Ｆ
ミライズエネチェンジ株式会社
代表取締役　柘野　善隆

貸借対照表の要旨　（2026年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,158,330	流動負債	1,911,982
固定資産	23,006	（うち賞与引当金）	（86,470）
		固定負債	273,958
		株主資本	△1,004,604
		資本金	100,000
		資本剰余金	5,900,000
		資本準備金	100,000
		その他資本剰余金	5,800,000
		利益剰余金	△7,004,604
		その他利益剰余金	△7,004,604
		（うち当期純損失）	（6,623,972）
資産合計	**1,181,337**	**負債・純資産合計**	**1,181,337**

第 59 期 決 算 公 告

令和８年９月１日
東京都目黒区上目黒一丁目３番７号ＶＯＲＴ代官山６階
株式会社ヒューマンシステム
代表取締役　新作　恭史

貸借対照表の要旨　（令和８年２月28日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	132,818,061	流動負債	32,959,266
固定資産	4,268,360	固定負債	58,700,000
繰延資産	148,365	退職給付引当金	17,900,000
		株主資本	45,575,520
		資本金	15,000,000
		資本剰余金	1,480,000
		その他資本剰余金	1,480,000
		利益剰余金	29,095,520
		利益準備金	3,750,000
		その他利益剰余金	25,345,520
		（うち当期純損失）	（39,753,646）
資産合計	**137,234,786**	**負債・純資産合計**	**137,234,786**

第 19 期 決 算 公 告

令和８年９月１日
東京都目黒区上目黒一丁目３番７号ＶＯＲＴ代官山６階
株式会社新適
代表取締役　新作　恭史

貸借対照表の要旨　（令和７年12月31日現在）　（単位：円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	78,894,841	流動負債	18,999,452
固定資産	4,489,671	賞与引当金	2,608,000
		固定負債	4,823,000
		株主資本	59,562,060
		資本金	12,500,000
		資本剰余金	2,500,000
		資本準備金	2,500,000
		利益剰余金	44,562,060
		その他利益剰余金	44,562,060
		（うち当期純利益）	（7,827,392）
資産合計	**83,384,512**	**負債・純資産合計**	**83,384,512**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年９月１日
大阪府大阪市北区太融寺町５番15号梅田イーストビル２階・３階
ＴＣＧ2504株式会社
代表取締役　錦織　騎正

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	191	流動負債	12,251
固定資産	54,159,816	固定負債	3,280,360
		株主資本	50,867,396
		資本金	25
		資本剰余金	51,192,146
		資本準備金	25
		その他資本剰余金	51,192,121
		利益剰余金	△324,775
		その他利益剰余金	△324,775
		（うち当期純損失）	（324,775）
合計	**54,160,008**	**合計**	**54,160,008**

第 14 期 決 算 公 告

令和８年９月１日　　東京都港区六本木一丁目６番１号
ＳＢＩ新生企業投資株式会社
代表取締役　植坂　謙治

貸借対照表の要旨　（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	3,120,679	流動負債	425,646
固定資産	185,594	（賞与引当金）	（88,778）
		（役員賞与引当金）	（4,972）
		固定負債	1,584,335
		（退職給付引当金）	（124,857）
		株主資本	1,296,292
		資本金	50,000
		利益剰余金	1,246,292
		利益準備金	12,500
		その他利益剰余金	1,233,792
		（うち当期純利益）	（46,083）
資産合計	**3,306,274**	**負債・純資産合計**	**3,306,274**

第 44 期 決 算 公 告

2026年９月１日

埼玉県川口市江戸一丁目17番32号
株式会社協真エンジニアリング
代表取締役社長　小林　　太

貸借対照表の要旨
（2026年５月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	922,965	流動負債	216,477
固定資産	660,367	固定負債	654,963
		（退職給付引当金）	（33,398）
		（役員退職慰労引当金）	（90,000）
		株主資本	711,892
		資本金	100,000
		利益剰余金	611,892
		利益準備金	12,708
		その他利益剰余金	599,184
		（当期純利益）	（96,523）
合計	**1,583,333**	**合計**	**1,583,333**

第 1 期 決 算 公 告

令和８年９月１日
大阪府大阪市北区太融寺町５番15号梅田イーストビル２階・３階
ＴＣＧ2503株式会社
代表取締役　錦織　騎正

貸借対照表の要旨　（令和８年４月30日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	1,110,295	流動負債	6,480
固定資産	51,192,171	株主資本	52,260,726
		資本金	100,000
		資本剰余金	57,246,050
		資本準備金	2,500,025
		その他資本剰余金	54,746,025
		利益剰余金	△25,445
		その他利益剰余金	△25,445
		（うち当期純損失）	（25,445）
		自己株式	△5,059,878
		新株予約権	35,260
合計	**52,302,466**	**合計**	**52,302,466**

第 27 期 決 算 公 告

令和８年９月１日

広島市東区矢賀新町四丁目５番11号ＤＳＩビル

デジタルソリューション株式会社

代表取締役社長　戸田　裕章

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	130,427	流動負債	457,923
固定資産	355,762	固定負債	—
有形固定資産	354,834	株主資本	34,128
無形固定資産	177	資本金	11,600
投資その他の資産	751	利益剰余金	22,528
繰延資産	5,862	その他利益剰余金	22,528
		（うち当期純損失）	(74,243)
資産合計	**492,051**	**負債・純資産合計**	**492,051**

第 50 期 決 算 公 告

2026年９月１日　東京都中央区日本橋本町三丁目６番２号

株式会社 小津商店

代表取締役　中田　範三

貸借対照表の要旨　（2026年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	332,432	流動負債	341,447
固定資産	6,460,644	固定負債	1,884,344
		株主資本	4,448,036
		資本金	398,879
		資本剰余金	10,103
		資本準備金	10,103
		利益剰余金	4,039,053
		利益準備金	99,719
		その他利益剰余金	3,939,334
		（うち当期純利益）	(79,414)
		評価・換算差額等	119,248
		その他有価証券評価差額金	119,248
資産合計	**6,793,077**	**負債・純資産合計**	**6,793,077**

第 26 期 決 算 公 告

令和８年９月１日

東京都新宿区四谷三丁目３番１号

株式会社トモノカイ

代表取締役　徳岡　臣紀

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,151	流動負債	534
固定資産	234	固定負債	160
		株主資本	697
		資本金	17
		利益剰余金	974
		利益準備金	2
		繰越利益剰余金	972
		（うち当期純利益）	(107)
		自己株式	△294
		評価差額金	△5
		その他有価証券評価差額金	△5
資産合計	**1,385**	**負債・純資産合計**	**1,385**

第 42 期 決 算 公 告

令和８年９月１日　札幌市清田区真栄363番地32

株式会社アミノアップ

代表取締役社長　北舘健太郎

貸借対照表の要旨　（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	10,977,499	流動負債	1,067,249
固定資産	6,205,015	固定負債	553,709
		（退職給付引当金）	(81,146)
		（役員退職慰労引当金）	(420,346)
		株主資本	15,193,147
		資本金	369,000
		資本剰余金	300,100
		利益剰余金	14,524,047
		利益準備金	31,210
		その他利益剰余金	14,492,837
		（うち当期純利益）	(1,411,653)
		評価・換算差額等	368,408
資産合計	**17,182,514**	**負債・純資産合計**	**17,182,514**

第 3 期 決 算 公 告

令和８年８月10日

東京都新宿区四谷二丁目９番地15
東京ユナイテッド綜合事務所内

ＡＡＪ　Ｃ特定目的会社

取締役　池田　卓也

貸 借 対 照 表 の 要 旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
その他の資産	8,296,142	流動負債	158,800
流動資産	8,293,795	**負債合計**	**158,800**
繰延資産	2,347	社員資本	8,137,342
		特定資本金	100
		優先資本金	2,928,000
		剰余金	5,209,242
		当期未処分利益	5,209,242
		純資産合計	**8,137,342**
資産合計	**8,296,142**	**負債・純資産合計**	**8,296,142**

損益計算書の要旨

（自　令和８年２月１日　至　令和８年５月31日）

（単位：千円）

科目	金額
営業収益	13,468,642
営業費用	7,730,654
営業利益	5,737,988
営業外収益	485
営業外費用	50,876
経常利益	5,687,597
税引前当期純利益	5,687,597
法人税、住民税及び事業税	1,174
前期繰越損失	477,181
当期未処分利益	5,209,242

第７期決算公告　令和８年７月10日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

エヌビービーセントーサリース株式会社

代表取締役　大江　裕士

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	2,702
	固定資産	15,535,861
	資産合計	**15,538,563**
負純資債産及のび部	流動負債	1,230,862
	固定負債	14,306,706
	株主資本	995
	資本金	3,000
	利益剰余金	△2,005
	その他利益剰余金	△2,005
	（うち当期純損失）	(233)
	負債・純資産合計	**15,538,563**

第３期決算公告　令和８年９月１日

東京都港区虎ノ門一丁目17番１号
虎ノ門ヒルズビジネスタワー５階

株式会社キュリネス

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	56,985
	固定資産	36,794
	資産合計	**93,779**
負純資債産及のび部	流動負債	8,331
	固定負債	50,006
	株主資本	35,441
	資本金	105,023
	資本剰余金	104,853
	資本準備金	95,023
	その他資本剰余金	9,830
	利益剰余金	△174,434
	その他利益剰余金	△174,434
	（うち当期純損失）	(51,619)
	負債・純資産合計	**93,779**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百二万三千百二十五円減少し、八千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日

東京都港区虎ノ門一丁目一七番一号虎ノ門ヒルズビジネスタワー五階

株式会社キュリネス

代表取締役　魏　慶飛

第９期決算公告　令和８年７月10日

東京都中央区日本橋浜町三丁目３番２号

エヌビービーベンネビスリース株式会社

代表取締役　大江　裕士

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	359,069
	固定資産	16,886,422
	資産合計	**17,245,491**
負純資債産及のび部	流動負債	1,176,194
	固定負債	16,066,966
	株主資本	2,331
	資本金	3,000
	利益剰余金	△669
	その他利益剰余金	△669
	（うち当期純損失）	(77)
	負債・純資産合計	**17,245,491**

第１期決算公告

令和８年９月１日
東京都千代田区丸の内一丁目８番２号
鉄鋼ビルディング４階
Field特定目的会社
取締役　山本　祐紀

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(円)
資産の部	特定資産	—
	その他の資産	98,000
	流動資産	78,000
	繰延資産	20,000
	合計	98,000
負債及び純資産の部	流動負債	23,300
	社員資本	74,700
	特定資本金	100,000
	剰余金	△25,300
	当期未処理損失	25,300
	合計	98,000

(注)　当期純損失　25,300円

第51期決算公告

令和８年９月１日
愛知県弥富市鯏浦町中六73番地
株式会社弥富市建設倶楽部
代表取締役　川崎壮太郎

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	29,934
	固定資産	23,647
	合計	53,582
負債及び純資産の部	流動負債	196
	株主資本	53,385
	資本金	33,950
	利益剰余金	36,894
	その他利益剰余金	36,894
	（うち当期純利益）	(698)
	自己株式	△17,458
	合計	53,582

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六百四十七万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日
愛知県弥富市鯏浦町中六　七三番地
株式会社弥富市建設倶楽部
代表取締役　川崎壮太郎

第56期決算公告

令和８年９月１日
愛知県名古屋市千種区新西一丁目２番10号
株式会社アスカ商会
代表取締役　稲田　幸司

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	2,097
	固定資産	465
	資産合計	2,562
負債及び純資産の部	流動負債	185
	固定負債	99
	退職給付引当金	81
	その他	18
	株主資本	2,277
	資本金	13
	利益剰余金	2,264
	利益準備金	3
	その他利益剰余金	2,261
	（うち当期純利益）	(126)
	負債・純資産合計	2,562

第58期決算公告

令和８年９月１日
京都市左京区粟田口鳥居町21番地の14
株式会社やよい荘
代表取締役　日比　秀也

貸借対照表の要旨
（令和７年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	296
	固定資産	8,625
	合計	8,921
負債及び純資産の部	流動負債	289
	固定負債	8,614
	株主資本	17
	資本金	20,000
	利益剰余金	△ 19,982
	その他利益剰余金	△ 19,982
	（うち当期純利益）	(12)
	合計	8,921

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日
京都市左京区粟田口鳥居町二一番地の
一四　株式会社やよい荘
代表取締役　日比　秀也

第４期決算公告

令和８年９月１日
愛知県名古屋市中区錦一丁目５番11号
日本ものづくり事業承継投資株式会社
代表取締役　山田　和孝

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	153,282
	固定資産	22,621
	合計	175,904
負債及び純資産の部	流動負債	129,303
	株主資本	46,600
	資本金	20,000
	利益剰余金	26,600
	その他利益剰余金	26,600
	（うち当期純利益）	(775)
	合計	175,904

第10期決算公告

令和８年９月１日
大阪市天王寺区玉造本町８番３号
廣川ホライズン株式会社
代表取締役　廣川　信也

貸借対照表の要旨
（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	960,666
	固定資産	2,389
	合計	963,056
負債及び純資産の部	流動負債	286,189
	株主資本	676,866
	資本金	310,000
	利益剰余金	366,866
	利益準備金	14,276
	その他利益剰余金	352,590
	（うち当期純利益）	(112,003)
	合計	963,056

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日
大阪市天王寺区玉造本町八番三号
廣川ホライズン株式会社
代表取締役　廣川　信也

第50期決算公告

令和８年９月１日
福岡県糟屋郡須恵町大字須恵字上原975番地３
株式会社中林安全硝子商事

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,152,212
	固定資産	589,763
	資産合計	1,741,975
負債及び純資産の部	流動負債	310,333
	固定負債	207,363
	株主資本	1,224,279
	資本金	10,000
	資本剰余金	6,867
	その他資本剰余金	6,867
	利益剰余金	1,207,412
	利益準備金	3,828
	その他利益剰余金	1,203,584
	（うち当期純利益）	(102,081)
	負債・純資産合計	1,741,975

第21期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区六本木一丁目６番１号泉ガーデンタワー
南青山特定目的会社
取締役　中村　武

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産の部	2,138,106	流動負債	17,620
固定資産	2,138,106	固定負債	29,603
有形固定資産	2,138,106	負債合計	47,223
土地	2,138,106	社員資本	2,097,503
その他の資産の部	6,621	特定資本金	100
流動資産	6,621	優先資本金	2,750,000
		剰余金	△652,597
		当期未処理損失	652,597
		純資産合計	2,097,503
資産合計	2,144,726	負債・純資産合計	2,144,726

損益計算書の要旨
（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業費用	19,787
営業損失	19,787
営業外収益	1
営業外費用	1,206
経常損失	20,992
税引前当期純損失	20,992
法人税、住民税及び事業税	950
当期純損失	21,942
前期繰越損失	630,654
当期未処理損失	652,597

第２期決算公告

令和８年６月30日

東京都港区北青山３―10―５

Moon Creative Ventures株式会社

代表取締役　小野川　貴

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）（単位：百万円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	98	流動負債	18
現金及び預金	1	未払金	11
未収入金	32	未払法人税	7
短期貸付金	65	**負債合計**	**18**
固定資産	181	株主資本	261
投資その他の資産	181	資本金	919
投資有価証券	12	資本剰余金	919
関係会社株式	169	資本準備金	919
		利益剰余金	△1,577
		その他利益剰余金	△1,577
		純資産合計	**261**
資産合計	**279**	**負債・純資産合計**	**279**

損益計算書の要旨

（自　令和７年４月１日　至　令和８年３月31日）

（単位：百万円）

科目	金額
売上高	0
売上原価	0
売上総利益	0
販売費及び一般管理費	82
営業損失	82
営業外収益	0
営業外費用	0
経常損失	82
特別利益	0
特別損失	1,488
税引前当期純損失	1,571
法人税、住民税及び事業税	26
法人税等調整額	0
当期純損失	1,544

第７期決算公告

令和８年９月１日

福岡市博多区西月隈一丁目９番24号

株式会社ナカバヤシオートガラス

貸借対照表の要旨（令和８年４月30日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	378,227
	固定資産	395,775
	資産合計	**774,002**
負債及び純資産の部	流動負債	96,567
	固定負債	270,501
	株主資本	406,934
	資本金	5,000
	資本剰余金	17,346
	資本準備金	17,346
	利益剰余金	384,588
	その他利益剰余金	384,588
	（うち当期純利益）	(74,151)
	負債・純資産合計	**774,002**

第９期決算公告

令和８年９月１日

東京都江東区豊洲三丁目４番２―4502号

株式会社アイビーエスリムジン

代表取締役　東田　重勇

貸借対照表の要旨

（令和８年２月28日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	54,809
	固定資産	1,742
	合計	**56,552**
負債及び純資産の部	流動負債	31,380
	固定負債	63,215
	株主資本	△38,043
	資本金	9,000
	利益剰余金	△47,043
	その他利益剰余金	△47,043
	（うち当期純利益）	(18,792)
	合計	**56,552**

第７期決算公告

令和８年９月１日

東京都江東区枝川一丁目15番９―226号

株式会社ＳＫリモ

代表取締役　北村　太郎

貸借対照表の要旨

（令和７年11月30日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	155,785
	固定資産	61,289
	合計	**217,074**
負債及び純資産の部	流動負債	77,287
	固定負債	71,813
	株主資本	67,974
	資本金	10,000
	利益剰余金	57,974
	その他利益剰余金	57,974
	（うち当期純利益）	(15,079)
	合計	**217,074**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日

東京都江東区枝川一丁目一五番九―二二六号

（甲）株式会社ＳＫリモ

代表取締役　北村　太郎

東京都江東区豊洲三丁目四番二―四五〇二号

（乙）株式会社アイビーエスリムジン

代表取締役　東田　重勇

決算公告

令和８年９月１日

東京都港区南青山五丁目10番９号

株式会社ゼン・ジェム・コーポレーション

代表取締役　梶田　謙吾

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	330,184,018
	固定資産	1
	資産合計	**330,184,019**
負債及び純資産の部	流動負債	4,745,213
	固定負債	539,000,000
	株主資本	△213,561,194
	資本金	1,000,000
	利益剰余金	△214,561,194
	その他利益剰余金	△214,561,194
	（うち当期純損失）	(20,047,374)
	負債・純資産合計	**330,184,019**

第56期決算公告

令和８年９月１日

東京都港区南青山５丁目10番９号

株式会社梶田

代表取締役　梶田　謙吾

貸借対照表の要旨（令和７年10月31日現在）

科目		金額(円)
資産の部	流動資産	1,976,610,811
	固定資産	2,643,137,173
	繰延資産	910,463
	資産合計	**4,620,658,447**
負債及び純資産の部	流動負債	51,474,060
	固定負債	18,000,000
	株主資本	4,551,184,387
	資本金	30,000,000
	利益剰余金	4,521,184,387
	利益準備金	7,500,000
	その他利益剰余金	4,513,684,387
	（うち当期純利益）	(33,437,515)
	負債・純資産合計	**4,620,658,447**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。効力発生日は令和八年十月十五日であり、両社の株主総会の承認決議は令和八年八月二十七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月一日

東京都港区南青山五丁目一〇番九号

（甲）株式会社梶田

代表取締役　梶田　謙吾

東京都港区南青山五丁目一〇番九号

（乙）株式会社ゼン・ジェム・コーポレーション

代表取締役　梶田　謙吾

第８期決算公告

令和８年９月１日

東京都文京区関口一丁目３番６号

株式会社Ｄａｄａ

代表取締役　篠﨑　大輔

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	7,103
	固定資産	87
	繰延資産	323
	合計	**7,514**
負債及び純資産の部	流動負債	73,235
	株主資本	△ 65,721
	資本金	52,000
	資本剰余金	47,000
	資本準備金	47,000
	利益剰余金	△ 164,721
	その他利益剰余金	△ 164,721
	（うち当期純損失）	(10,218)
	合計	**7,514**

第36期決算公告

令和８年９月１日

東京都文京区関口一丁目３番６号

株式会社イコオ

代表取締役　篠﨑　陽一

貸借対照表の要旨

（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	482,930
	固定資産	603,517
	合計	**1,086,447**
負債及び純資産の部	流動負債	303,070
	固定負債	249,211
	株主資本	534,166
	資本金	10,000
	利益剰余金	524,166
	その他利益剰余金	524,166
	（うち当期純利益）	(59,786)
	合計	**1,086,447**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日

東京都文京区関口一丁目三番六号

（甲）株式会社イコオ

代表取締役　篠﨑　陽一

東京都文京区関口一丁目三番六号

（乙）株式会社Ｄａｄａ

代表取締役　篠﨑　大輔

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を一千万円減少し一千万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月一日

東京都港区南青山五丁目一三番三号
株式会社トレメッツオ
代表取締役　鈴木雄一朗

第21期決算公告

令和８年９月１日
東京都港区南青山五丁目13番３号
株式会社トレメッツオ
代表取締役　鈴木雄一朗

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(円)
資の産部	流動資産	755,864,201
	固定資産	13,795,581
	有形固定資産	413,181
	投資その他の資産	13,382,400
	資産合計	**769,659,782**
負純資産の債及び部	流動負債	351,235,997
	固定負債	800,000
	株主資本	417,623,785
	資本金	20,000,000
	利益剰余金	397,623,785
	その他利益剰余金	397,623,785
	（うち当期純利益）	(27,398,756)
	負債・純資産合計	**769,659,782**

第１期決算公告　令和８年８月20日
名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社プライムダイレクト
代表取締役　森下　英則

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	244,759
	固定資産	28,427
	資産合計	**273,187**
負純資産の債及び部	流動負債	147,722
	固定負債	40,004
	株主資本	85,460
	資本金	10,000
	資本剰余金	92,267
	その他資本剰余金	92,267
	利益剰余金	△16,806
	その他利益剰余金	△16,806
	（うち当期純損失）	(16,806)
	負債・純資産合計	**273,187**

資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を金六千五百万円減少し金三千八百万円とすることにいたしました。

効力発生日は令和八年十月十九日であり、株主総会の決議は令和八年八月二十九日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和八年九月一日

大阪府守口市本町二丁目五番一八号
アール・イー・ジャパン株式会社
代表取締役　小野　歩

第22期決算公告

令和８年９月１日
大阪府守口市本町二丁目５番18号
アール・イー・ジャパン株式会社
代表取締役　小野　歩

貸借対照表の要旨（令和８年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	139,361
	固定資産	48,638
	合計	**187,999**
負純資産の債及び部	流動負債	6,402
	固定負債	129,699
	株主資本	51,898
	資本金	103,000
	利益剰余金	△51,102
	利益準備金	697
	その他利益剰余金	△51,799
	（うち当期純利益）	(26,054)
	合計	**187,999**

第１期決算公告

令和８年８月21日
名古屋市中村区上米野町四丁目20番地
株式会社ｇｅｔｐｏｐ
代表取締役　長野　庄吾

貸借対照表の要旨
（令和８年５月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	26,089
	資産合計	**26,089**
負純資産の債及び部	流動負債	21,630
	固定負債	61,500
	株主資本	△57,041
	資本金	10,000
	利益剰余金	△67,041
	その他利益剰余金	△67,041
	（うち当期純損失）	(67,041)
	負債・純資産合計	**26,089**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月一日

愛知県北設楽郡設楽町津具字足田古屋一〇番地
（甲）山富採石株式会社
代表取締役　安形　代介
愛知県新城市一鍬田字八枝三二番地二
（乙）株式会社ふるさと応援開発
代表取締役　安形　代介

第52期決算公告

令和８年９月１日

愛知県北設楽郡設楽町津具字足田古屋10番地

山富採石株式会社

代表取締役　安形　代介

貸借対照表の要旨（令和７年６月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	186,114
	固定資産	195,151
	資産合計	**381,265**
負債及び純資産の部	流動負債	138,908
	（うち修繕引当金）	(3,658)
	（うち在庫処分引当金）	(13,961)
	固定負債	0
	負債合計	**138,908**
	株主資本	242,356
	資本金	20,000
	資本剰余金	160,881
	資本準備金	97,000
	その他資本剰余金	63,881
	利益剰余金	61,475
	その他利益剰余金	61,475
	（うち当期純利益）	(55,829)
	純資産合計	**242,356**
	負債・純資産合計	**381,265**

第12期決算公告　令和８年９月１日
愛知県新城市一鍬田字八枝32番地２
株式会社ふるさと応援開発
代表取締役　安形　代介

貸借対照表の要旨（令和７年11月30日現在）

科目		金額(千円)
資の産部	流動資産	36,126
	固定資産	1,705
	資産合計	**37,831**
負純資産の債及び部	流動負債	13,052
	固定負債	42,450
	株主資本	△17,670
	資本金	30,000
	利益剰余金	△47,670
	繰越利益剰余金	△47,670
	（うち当期純利益）	(6,395)
	負債・純資産合計	**37,831**

第84期決算公告　令和８年９月１日
大阪市浪速区湊町二丁目１番57号
株式会社昭和丸筒
代表取締役　佐藤　潤

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	8,134
	固定資産	5,264
	合計	**13,398**
負純資産の債及び部	流動負債	4,626
	固定負債	252
	株主資本	8,520
	資本金	100
	資本剰余金	0
	資本準備金	0
	利益剰余金	8,420
	利益準備金	25
	その他利益剰余金	8,395
	（うち当期純利益）	(417)
	合計	**13,398**

第62期決算公告　令和８年９月１日
大阪市浪速区湊町二丁目１番57号
昭和プロダクツ株式会社
代表取締役　佐藤　潤

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額(百万円)
資の産部	流動資産	5,872
	固定資産	2,836
	合計	**8,708**
負純資産の債及び部	流動負債	2,362
	固定負債	464
	株主資本	5,882
	資本金	100
	資本剰余金	327
	利益剰余金	5,455
	利益準備金	104
	その他利益剰余金	5,351
	（うち当期純利益）	(214)
	合計	**8,708**

合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）https://www.toabo.co.jp/ir/announce/

（乙）下記のとおりです。

（丙）下記のとおりです。

令和八年九月一日

大阪市中央区城見一丁目二番二七号
クリスタルタワー一八階
（甲）東亜紡織株式会社
代表取締役　戸口　雄吾

大阪市中央区城見一丁目二番二七号
クリスタルタワー一八階
（乙）株式会社トーアアパレル
代表取締役　大塚　彰

佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里二五九六番地
（丙）株式会社有明ユニフォーム
代表取締役　大塚　彰

第 22 期決算公告

令和８年９月１日
神戸市中央区磯辺通三丁目２番17号
株式会社ＥＴＥＲＮＡＬ
代表取締役　朝野　展昌

貸借対照表の要旨（令和８年５月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	567,084
	固定資産	336,583
	繰延資産	144
	合計	903,812
負債及び純資産の部	流動負債	179,394
	固定負債	35,116
	株主資本	689,302
	資本金	50,000
	資本剰余金	465,000
	利益剰余金	174,302
	利益準備金	12,500
	その他利益剰余金	161,802
	（うち当期純利益）	（12,534）
	合計	903,812

第 32 期決算公告

令和８年９月１日
佐賀県杵島郡白石町大字戸ケ里2596番地
株式会社有明ユニフォーム
代表取締役　大塚　彰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	40,702
	固定資産	105
	合計	40,807
負債及び純資産の部	流動負債	10,360
	固定負債	—
	株主資本	30,447
	資本金	20,000
	利益剰余金	10,447
	その他利益剰余金	10,447
	（うち当期純損失）	（11,089）
	合計	40,807

第 32 期決算公告

令和８年９月１日
大阪市中央区城見一丁目２番27号
クリスタルタワー18階
株式会社トーアアパレル
代表取締役　大塚　彰

貸借対照表の要旨（令和７年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資産の部	流動資産	167,814
	固定資産	23,620
	合計	191,434
負債及び純資産の部	流動負債	67,665
	固定負債	39,968
	退職給付引当金	39,968
	株主資本	83,800
	資本金	90,000
	利益剰余金	△6,199
	その他利益剰余金	△6,199
	（うち当期純損失）	（38,949）
	合計	191,434

第 10 期決算公告

令和８年５月22日
宮崎県宮崎市佐土原町下那珂8284番地１
宮崎中央舗材株式会社
代表取締役　坂本　修二

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	260,172
	固定資産	287
	資産合計	260,459
負債及び純資産の部	流動負債	123,756
	株主資本	136,703
	資本金	10,000
	利益剰余金	126,703
	利益準備金	2,500
	その他利益剰余金	124,203
	（うち当期純利益）	（26,609）
	負債・純資産合計	260,459

第 11 期決算公告

令和８年９月１日

東京都新宿区西早稲田二丁目18番

23―403号

株式会社ＭＡＭ　ＦＩＬＭ

貸借対照表の要旨
（令和８年７月31日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	35,553,868
	固定資産	835,000
	資産合計	36,388,868
負債及び純資産の部	流動負債	9,377,574
	固定負債	12,496,000
	株主資本	14,515,294
	資本金	8,500,000
	資本剰余金	940,488
	その他資本剰余金	940,488
	利益剰余金	5,954,806
	利益準備金	△13,763,117
	その他利益剰余金	19,717,923
	（うち当期純利益）	（14,109,211）
	自己株式	△880,000
	負債・純資産合計	36,388,868

合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和八年九月一日
東京都新宿区西早稲田二丁目一八番二三―四〇三号
（甲）株式会社ＭＡＭ　ＦＩＬＭ
代表取締役　新村　裕

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡二丁目四番一七号
（乙）株式会社Ｐａｋａｒａ　Ｓｈｏｎａｎ
代表取締役　新村　裕

第 5 期決算公告

令和８年９月１日

神奈川県藤沢市鵠沼桜が岡二丁目４番17号

株式会社Ｐａｋａｒａ　Ｓｈｏｎａｎ

貸借対照表の要旨
（令和８年４月30日現在）　（単位：円）

科目		金額
資産の部	流動資産	2,768,909
	資産合計	2,768,909
負債及び純資産の部	流動負債	3,310,722
	固定負債	13,851,756
	株主資本	△14,393,569
	資本金	5,000,000
	利益剰余金	△19,393,569
	その他利益剰余金	△19,393,569
	（うち当期純損失）	（2,129,800）
	負債・純資産合計	2,768,909

第 41 期決算公告

令和８年９月１日

東京都品川区西五反田７丁目２番３号
公益財団法人小原白梅育英基金
理事長　吉原　毅

貸借対照表の要旨
（令和８年３月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資産の部	流動資産	11,387
	固定資産	7,551,682
	合計	7,563,069
負味債財及産びの正部	流動負債	81
	負債合計	81
	指定正味財産	7,551,682
	一般正味財産	11,305
	正味財産合計	7,562,987
	合計	7,563,069

第 27 期決算公告

令和８年６月15日
北海道室蘭市中島本町１丁目13番３号
株式会社ニレミックス
代表取締役　西村　淳

貸借対照表の要旨（令和８年３月31日現在）

科目		金額（百万円）
資産の部	流動資産	1,097
	固定資産	2,925
	合計	4,022
負債及び純資産の部	流動負債	1,887
	固定負債	212
	株主資本	1,922
	資本金	289
	利益剰余金	1,632
	利益準備金	33
	その他利益剰余金	1,599
	（うち当期純利益）	（351）
	合計	4,022